

## 平成17年9月13日（火曜日）

### 出席議員（40名）

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
19番	伊賀昭治	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（1名）

22番	宮本空伸	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第1号）

平成17年9月13日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案一括上程 報告第31号、議案第24号～議案第31号、認定第1号～認定第29号、  
陳情第1号  
（提案理由説明）

午前10時00分 開会

#### 開会・開議

議長（作間七郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は40人です。  
平成17年第5回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙により配付いたしましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（作間七郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番 亀野富二夫君、10番 出雲英夫君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（作間七郎君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの10日間と決定をいたしました。

#### 議案一括上程

議長（作間七郎君） 日程第3 議案一括上程

報告第31号 専決処分の承認を求めることについて

議案第24号 中能登町表彰条例の制定について

議案第25号 中能登町人事行政の運営等の

状況の公表に関する条例の制定について

議案第26号 中能登町農業委員会委員定数条例の制定について

議案第27号 中能登町立小学校児童の通学費補助に関する条例の制定について

議案第28号 平成17年度中能登町一般会計補正予算

議案第29号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第30号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第31号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

認定第1号から認定第8号まで 平成16年度鳥屋町各会計歳入歳出決算認定について

認定第9号から認定第15号まで 平成16年度鹿島町各会計歳入歳出決算認定について

認定第16号から認定第21号まで 平成16年度鹿西町各会計歳入歳出決算認定について

認定第22号から認定第28号まで 平成16年度中能登町各会計歳入歳出決算認定について

認定第29号 平成16年度鹿西地域運動公園組合歳入歳出決算認定について及び

陳情第1号 治安維持法国家賠償法制定に関する陳情

以上、報告1件、議案8件、認定29件、陳情1件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、平成17年第5回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

中能登町が誕生いたしましたはや半年が過ぎましたが、この半年間でイベントや衆議院議員総選挙などの大きな事業が続き、何かと慌ただしい日々ではなかったかと思えます。

特に、8月13日に中能登町運動公園において開催しました合併記念イベント「織姫 夏ものがたり」には、多くの町民の皆様方の多大なるご理解とご協力のおかげをもちまして盛大に終えることができました。

このイベントは、従来の曳山、みこし、おにぎりを融合したものとして実施をしました。当日は天候が大変心配されましたが、会場は大変な盛り上がりとなり、来場された町民の皆様一人一人が新町の誕生を心から実感できたイベントになったのではないかと感じております。ここに改めて大変お世話になった町民の皆様、そして出演、出店やご協力をお願いいたしました関係者の皆様方にお礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案等につきまして、順次にその概要をご説明申し上げます。

まず、報告第31号は専決処分承認を求めることについてであります。

内容は、専決第30号において、8月8日付で平成17年度中能登町一般会計補正予算について専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億5,433万5,000円としたものであります。

歳出につきましては、第2款総務費、第4項選挙費について、8月30日に公示の第44回衆議院議員総選挙費を計上いたしました。

第10款教育費、第3項の中学校費において、夏休み中に行われました中学校全国大会並びに北信越大会の派遣費などの補正を行ったものであり、歳入につきましては県委託金と繰越金を充当いたしました。

次に、議案第24号 中能登町表彰条例の制定についてであります。この条例は、自治の

振興、公共の福祉、文化の向上などに功労があった方、または広く町民の模範となった方を表彰し、その功績をたたえるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第25号 中能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部改正により、人事行政の公正性、透明性を確保することを目的として各地方公共団体における人事行政の運営等の公表をすることが義務づけられたことに伴い、本条例を制定するものであります。

次に、議案第26号 中能登町農業委員会委員定数条例の制定についてであります。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会の選挙による委員の定数は政令基準に従い条例で定める必要があることから、その定数を20人と定めるものであります。

次に、議案第27号 中能登町立小学校通学児童の通学費補助に関する条例の制定についてであります。本年3月の合併により、町内の小学校は6校となりました。そのうち鳥屋小学校の新庄、廿九日、川田地区の児童のみが公共交通機関の路線バスを利用して通学し、その経費はすべて保護者負担となっております。そこで、負担の公平性から通学費を助成するものであります。

次に、議案第28号は平成17年度中能登町一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,653万9,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、第2款総務費、第1項総務管理費において、文書管理整備業務委託料と地域イントラネット基盤整備費の組み替えと、第5項統計調査費では、国勢調査費の委託金減額に伴う予算の減額と組み替えを計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費では、地球温暖化防止実行計画策定に係る委託料を計上し、第6款農林水産業費、第2項林業費に松くい虫防除委託料をそれぞれ計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費では、榊形山駐車場のトイレを循環型水洗トイレに改修する工事費を計上し、第9款消防費、第1項消防費においては、石油貯蔵施設立地対策費補助金の増額に伴う消防防災車購入費を計上いたしました。

第10款教育費、第2項小学校費では、児童通学補助金と、11月に開催されます小学生クラス対抗30人31脚全国大会に鳥屋小学校6年生が出場する派遣費補助と、第3項中学校費においては、全国大会等の派遣費を計上いたしました。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費及び第2項公共土木施設災害復旧費では、7月12日未明の梅雨前線豪雨災害の復旧事業費を計上いたしました。

なお、歳入につきましては特定財源を適正額計上し、また、繰越金が確定いたしましたので不足する一般財源に充当し、残りは基金繰入金の財政調整基金の繰入額を減額いたしました。

議案第29号 平成17年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに13億4,108万円とするものです。

歳出では、前年度の事業費の確定に伴い還付金と返還金を計上し、歳入につきましては、介護給付費準備基金からの繰入金と繰越金を充当いたしました。

議案第30号 平成17年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,618万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億715万6,000円とするものです。

内容では、繰越金を予備費に充当したものです。

議案第31号 平成17年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,581万5,000円とするものです。

歳出では、公共下水道施設管理費において公課費として前年度事業費確定に伴う消費税を計上いたしました。歳入につきましては、消費税還付金を計上いたしました。

次に、認定第1号から認定第29号についてご説明をいたします。

これら29件の認定につきましては、合併する前の鳥屋町、鹿島町、鹿西町の旧3町及び旧鹿西地域運動公園組合における平成17年2月28日までの平成16年度各会計の決算、並びに中能登町における平成17年3月の1カ月の平成16年度各会計の決算、あわせて平成16年度決算につきましては、関係法令の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものであります。

旧3町の合併により数多くの決算認定をお願いすることになります。今後の決算審査に際しまして、合併という特殊事情をお酌み取りいただき、何とぞご理解の上、円滑な審査が進められますようご協力をお願い申し上げます。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご承認とご裁可を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 町長の提案理由説明が終わりました。

散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は

終了いたしました。

あした9月14日午後1時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時16分 散会

## 平成17年9月14日（水曜日）

### 出席議員（40名）

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
19番	伊賀昭治	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（1名）

22番	宮本空伸	議員
-----	------	----



説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第2号）

平成17年9月14日 午後1時開議

- 日程第1 議案質疑  
報告第31号～議案第31号、認定第1号～認定第29号
- 日程第2 常任委員会付託  
議案第24号～議案第27号、陳情第1号
- 日程第3 決算審査特別委員会の設置、委員会付託  
認定第1号～認定第29号
- 日程第4 休会決定の件

午後 1 時 00 分 開議

### 開 議

議長（作間七郎君） 皆さん、ご苦労様までございます。

ただいまの出席議員数は38人であります。ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

### 議案の質疑

議長（作間七郎君） 日程第 1 議案質疑  
これより、報告第31号及び議案第24号から議案第31号までについて一括しての質疑を行います。

それでは、通告順に質疑を行います。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） ご苦労までございます。

衆議院の総選挙も済んだわけでございます。私、選挙に当たりまして応援弁士をやっておりましたら声がかれまして、ひとつ聞き苦しい点があるかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

それから、先ほど議長が質疑の方々が4人ということを言われました。前回定例議会に当たりまして、私、長時間にわたりまして質疑を行ったわけでございます。後日、杉本さん、質疑もほどほどにしてくれというそういう声もありますので、今回はほどほどにいたしました。ひとつよろしく最後までおつき合いのほどお願いいたします。

まず、ページ数を開いていただきたいと思えます。第 2 款の総務費でございます。19節の区長会研修補助金30万円を負担金に振りかえたのはなぜかということでもあります。

皆さんもご承知のように、補助金と負担金と同じ節の中でも目的は違ってくると思うのです。例えば、区長会にすれば石川県の区長会の負担金、鹿島郡の区長会の負担金、そう

いうことになってくるかと思うのです。区長会の研修補助金30万円がマイナスになりまして、それを区長会の研修負担金ということに上げたわけでありまして、振りかえした理由、また補助金を負担金にしたことによる研修会の負担金という目的はどこにあるのか。具体的に負担をしなければ区長会の研修というものが成立しないのかどうか。こういう点についてお聞きいたしたいと思えます。

次、2番目にアスベストの問題であります。

ページ数の27ページによりますと、民生費といたしまして児童館に13節委託料、アスベスト調査費として3万5,000円。全協の説明によれば2件ほどあるという、そういう説明を聞いたと思っております。

次に、ページ数21ページと書いてありますけれども27ページでございます。27ページの、これが児童館の費のアスベスト調査費でございます。

次、31ページ、教育費の社会教育活動推進事業費の中に13節、アスベスト調査費として5万6,000円。また、文化財保護事業費として同じくアスベスト調査費4万4,000円、13節委託料といたしまして体育施設維持管理費事業といたしまして5万6,000円。説明の中では7施設という説明があったかなと思っております。

私、7月29日の第4回臨時会で質疑を行ったわけでありまして。全協の席上で。そのときに当時答弁をいただいておりますが、今度の調査費がそれらを受けて予算化されたものと考えております。

石川県でも条例改正を行い、床面積などの面積要件を撤廃し、住宅や車庫、倉庫なども対象とするということを石川県は言っておりますし、予算的にもこの9月議会に、きのうから開かれました9月議会に大幅な石川県は予算化をしているわけでありまして。

お聞きいたしたいのは、このアスベストの

問題が民生費と教育費にわたって予算化されておるわけでありませう。これらが具体的に今後一括して委託料として業者に支払いして調査をされるのか。民生は民生として調査するのか、教育は教育課として調査をされるのか、そこら辺がどのようになっているのかお願いしたいのと同時に、アスベストの問題点について、どの程度まで議会に具体的に話をでき得るのかお聞きしたいと思ひます。

次がページ数26ページ、消防費でございます。防災対策事業として13節に備品購入費、消防防災車といたしまして110万円予算化いたしております。この備品購入費の消防防災車110万円、広域消防と防災車との関連、具体的にこれらがどういう中で見込まれてきたのか、ひとつ総務課長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

次に、同じく31ページ、農林水産施設災害復旧費で機械借上料といたしまして95万円予算化してあります。具体的には、現在まで各水路に堆積している土砂の取り除きをするものと考えております。現実に取り除きもされたわけでありませうが、これらにつきまして今後とも継続して定期的に行っていくことを私は望みたいのであります。

例えば、能登部上地内を走っております邑知地溝帯第5号排水路、第7号排水路等につきましては、鹿島町から急に勾配をつけて水路がその7号排水路、5号排水路に直結しているわけでありませう、それらが雨が降ることによりまして5号排水路が大変水かさ上がりまして、その周辺にある若草住宅が道路、また車庫の中にも水が入るといふ、そういう現実にあるわけでありませう。

よく前から地区内の方々は、水路に草ぼうぼうに生えている雑草、これを取り除いてくれば水がもう少しスムーズに長曾川へ排水できるのではないかと、そういう意見を言っておられました。それらが今度の95万円

の中で私は事業を行ったのではないかと、思っております。それらをひとつこれからも定期的にぜひとも行っていただきたい。

具体的に、私、地域のものでありますから地域の河川を言いましたが、これは鳥屋地区にもあろうかと思ひます。そういう面で、中能登町として今後それらについても積極的に取り組んで行っていただきたい。

以上のことを要望すると同時に、行政側の答弁をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 杉本議員からご質問がありました区長会研修補助の振りかえについてお答えいたします。

今回振りかえ予算計上いたしました研修負担金の内容は、去る7月7日から9日にかけて北海道の稚内、利尻、礼文島方面を視察研修したときの2名の同行町職員の経費でございます。

この経費の予算措置の方法につきましては、旅費として計上する方法と負担金として計上する方法の2通りが考えられるかと思ひます。内容につきましては、純粋に交通費と宿泊費のみではなく、それ以外の懇親会費やいろいろな諸雑費もございまして、交通費と宿泊費のみならば旅費として計上することが適当かと思ひますが、今回はこれ以外のものも含め、総額を人数割して負担することとしたため、負担金として予算計上したものであります。

どうかご理解をいただきたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 杉本議員のアスベスト調査費についてのご質問にお答えいたします。

全施設について共通しているのですが、今

回計上いたしましたのは、各施設にアスベストを使用しているかいないかを調査するものでございます。設計書等の図面上で調査する費用として1件3,150円、書類作成費として1件1,050円、現地調査費として1日2万6,250円で積算をいたしました。

民生費の関係で、児童館など調査対象物件が2件で委託料3万5,000円、学校関係で物件が30件で17万9,000円、生涯学習施設関係で7件5万6,000円、文化財関係施設で4件4万4,000円、体育施設関係7件で5万6,000円を計上いたしました。

これら教育委員会で管理している施設については、一括して調査委託したいと思っております。

なお、県の方から平成8年以前に建てられた建物について調査結果を報告するよう通知が来ております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今の防災対策費で110万円の補正をしておりますが、その件につきましては七鹿消防との関連ということでご質問があったかと思うのですが、これは石油補助金ということで、今現在七尾市と中能登町2市町が対象になるわけでございます。従来でしたら、今年の10月以降でお話いたしますと、七尾市、それから隣接といたしましては氷見市、それから鳥屋町、鹿島町という隣接でこの補助を受けていたんですが、それが隣接と立地との話し合いのもと、同意のもとで七尾鹿島広域圏の方で消防施設の方に補助を使っております。

それがことしの7月にLPGの七尾国家備蓄基地ができたことに伴いまして、七尾市は単独でその補助金を使い、防災施設の整備に充てたいということになりまして、従来格好で隣接する町は中能登町ですが、単独で計

上するよとということ、今年度からこの補助金が町の予算に繰り込まれたという経緯でございます。

そこで、この金額につきましては当初314万2,000円の補助を予定いたしておりましたが、今年度10月に改めて申請するわけですが、419万1,000円に内示を受けましたので、それに基づいて今回補正をさせていただくというものでございます。

この対象となるのは、あくまでも防災関係の消防防災車の購入ということになります。そういうことを踏まえて、県との協議の中では、前にもお話しいたしましたが、指揮車、広報車を1台、それから災害時に物を運搬するためのトラックを1台購入させていただきたい、このように思うわけでございます。

この購入に当たっては、車両のただ単なる増加、ふやすということではなく、今現在あるものの中で更新時期の来ているものも含めて更新に充てたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長  
〔農業土木担当課長（表 辰祐君）登壇〕  
農業土木担当課長（表 辰祐君） 機械借上料に関しまして、5号排水路の定期的な土砂上げについての要望にお答えをいたします。

今回は災害で対応をいたしましたが、今後、5号排水路等その他水路につきましても土砂の堆積状況を見ながら町単土地改良事業で予算の範囲内で対応していきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 38番 杉本平治君  
38番（杉本平治君） 再度お願いをしたいと思います。

まず初めに、区長会の研修補助金30万円を負担金に振りかえした内容等については、担当の機関の方から答弁をいただきましたが、具体的に補助金を負担金に振りかえする。補助金と負担金の同じ節でも具体的な内容は違

ってくると思うのです。そこら辺につきまして、2人の方が行かれなかったお金を今後の区長会の研修に、いわば何らかの中で使っていく、使用していくという、そういうことなんでしょうと思うのです。

総務課長にこの点について、最終的に予算提出したときには総務課長はこれについてはチェックしているわけでありますが、補助金と負担金、具体的に予算書の中でこういうことでいいのかどうか。私は、負担金というのはあくまでも目的があって補助する。補助というか負担をする、それが負担金だと思うのです。例えば町長会。鹿島郡の町長会ありますね。議長会もあります。県の議長会もあります。区長会もあるわけです。そういう中で、負担金というのはきちんと盛って予算化するのが負担金の建前だと思うのです。補助金というのは、そのときそのときに補助をしなければどうして運用ができないという、そういう施設、団体が出てきた場合に補助金を補正して皆さん方に了解をもらう。それが私は補助金と負担金の違いだと思うんです。

そこら辺につきまして、補助金を負担金になぜにしたのか。旅費として今後行政の方でそれを予算化して、旅費として今後具体的に区長会のいろんなこれからの研修の中に行政側として使用するのが、これが当たり前ではないかと思うのですが、最終的なチェック機関である総務課長、これについてどう考えておられるかお聞きいたしたいと思います。

それから、教育文化課長から答弁をいただきましたアスベスト。これについては、昭和38年以前の建造物についてアスベストが使用されているおそれがあるということで、県は今やっているわけでありますが、把握されている中能登町の民生教育関係の施設については、これはアスベストを具体的にいえばどういう方法で使っているのか。吹きつけしたのか、アスベストを屋根とかそういうものに含んだものを使っているわけですが、今答弁を

いただきましたが、このアスベストは教育委員会が把握している中におきましては、吹きつけをされた部分が具体的に何件かあるということなのか、そこら辺をひとつお聞きいたしたいのと同時に、床面積が以前は石川県は500平方メートル以上の吹きつけをしていたのを義務化して考えていたんですが、現在、10分の1の50平方メートル以上の建造物に県の条例改正を12月の議会にするそうでありま

す。そうしますと、今答弁をいただきましたが、把握されている施設は具体的には面積的にも50平方メートルのそういう面積に当てはまるのかどうか。ここら辺についてお聞きいたしたいと思います。

それから、災害復旧費につきまして、機械借上料の件でございます。今後も町単で対応していきたいという答弁をいただきました。大変結構なことだと思うんです。私、前の鹿西町の議会の中でもこの点についてよく要望していたのですが、なかなか実現しなかったわけでありまして、これについては、私は全面的にこれからもそういう面の対応をしていていただきたいと、そう思うわけでありま

す。ただ、表課長にお尋ねいたしますが、土砂を上げた後の処理です。具体的に土砂を水路から上げた後日、あとを見てこられたかどうか。そこら辺についてお聞きいたしたいと思います。

5号排水路につきましては、車等で堆積した土砂を運んでおりましたが、長曽川の横にあります大排水路につきましては、上げた土砂等につきましてはそのまま現地で積んである、野積みしてあるわけでありまして、

そういう関係上、横の所有者であります畑をしている方につきましては、現地へ行って見てもらえばわかるんですけども、なぜに土手に川の石ころのまざったこういう土砂を積み上げたのか、大変不満を言っておられま

す。管理をするのは周辺の畑、水田を持っている方々でございます。いつも何回か草刈りをしているわけでありますが、今のままの土砂の堆積、土手に堆積したのでは、草刈りも私できないと思うのです。そこら辺をひとつ現地を見ていただいて、何か具体的にこれらをひとつもう少し、せつかく川底を掘り上げられたわけでありますから、後処理を何かしていただけないかということをご改めをお願いをしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

区長会の研修負担金、それと補助金の増額、減額なんです。これにつきましては、負担金と補助金の違いは今議員おっしゃったとおりだと思います。

ただ、この場合の減額させていただいた、増額させていただいた経緯というものは、先ほど担当課長が言いましたとおり、今、区長会に1人10万ということで研修旅費を計上いたしております。その中でオーバーしたものについては区長さん個人でお支払いを願っているわけでございます。そうした中に、今担当課長が申しました旅費ではその対応は、10万までのものについては対応はとれるわけなんです。それに付随したもろもろの経費等はそれよりオーバーするわけでございます。その分を旅費だけで精算しますと、職員の分2人分は区長さん方の負担になるということも含めて、その分、区長会の研修会負担という格好で2名分を計上させていただいた。そういう経緯のもとで今回の補正をさせていただいたということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長  
教育文化課長（永源 勝君） お答えいたします。

アスベストの使用箇所についてでございま

すが、アスベストについては素人目では一見してわからないため、今回、専門業者に調査依頼するために補正をお願いしているものでございます。

ただ、素人目にも一部私らが管理している施設の機械室等で、それに疑わしきものを使用していると私は今思っています。

また、面積等につきましては、使用量が少なくとも今回の調査ですべての施設について調査したいと、そういうふうに思っております。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長  
農業土木担当課長（表 辰祐君） 土砂の件でお答えをいたします。

バイパスから下の5号排水路につきましては、地元の区長さんとお話をしまして、上げた土砂はその場でその農道に敷いてもいいよというような返事をいただきまして実施してきたわけでございますけれども、上げた土砂を見ましたときに、空き瓶があったり空き缶があったり、それから石も大小さまざま、どちらかというのを敷いたら大変なことになるというような状況でございましたので、その場で敷くというのを断念しまして、業者さんの土場に現在仮置きをさせていただいております。

今後どのように使うかにしましても、一応水切りをした後でないとできませんので仮置きをお願いしている状況でございます。

現地を見たかということでございますが、私はまだそこへ行って見ておりませんので、今後、どこかにそれが使えれば使いたいなと思っております。

よろしくお願いいいたします。

議長（作間七郎君） 38番 杉本平治君  
38番（杉本平治君） 小山総務課長に再度お尋ねしますが、私の聞いているのは、余った金を負担金に振りかえしたとか、そういうことじゃないんです。補助金として予算化したお金を余ったからといって負担金に振りか

えする。余ったら余ったで補助金をそのまま2名分なら2名分予算残として置いていくということには、これはどうしてもできなかったんですか。負担金としなければいけないという。

私は、これからの予算の組み替えの中で、補助金と負担金をあやふやにしてお互いに流用するというようになってきますと、余り芳しいことではないのではないかと、そういうことで言っているわけでありませう。

私も区長をしておりました。私も区長をしているときに北海道へ行ってきました。やはり予算以上のものは全部区長が全額負担しているわけでありませう。これはいつもそうだと思うのです。町の手当だけでは行かれないと思うのです。これは私も重々わかるわけでありませう。そこら辺を今後の予算の中で、総務課長として果たしてこれでいいという判断に立っておられるということで答弁をされたと思うのですが、何か私とすれば釈然としなないということございませう。

それから、ただいまの表課長から答弁いただきました5号排水路。見てもらえばわかりますが、5号排水路は横に町道が走っているわけでありませう。だから、堆積したヘド口を車にそのまま運ぶということは可能なんです。これは私、周辺に水田持っておりますからわかるのです。運んでおりました。よいがになったなと若草の方も大変喜んでおられるのです。これは本当に行政に対して地域の方々は全体にお礼を言っておられますから、それはそれでわかるのです。

ただ、大排水路、これは横に道路というのがないのです。ないという関係から、沈殿していたヘド口を大排水路の土手にそのまま盛り上げたわけでありませう。これは課長さん、行って見てもらえばわかります。こういうことになったら、畑している人は、今までその方はその土手を管理して草刈りしていたんです。今の状況だと山盛りになっている。

土手に。今まで水平であったわけですから草刈りもできたのです。大排水路のヘド口はなくなったわけですから。堆積しているものはなくなったわけですが、それがそのまま土手に積み上げられているということです。石も瓶も全部。

5号排水路はいいんです。今課長の言われたとおり、業者さんが車で運び去っておりますから、美しくなっております。これは文句ありません。地域の方も何も言っておりませう。感謝しているのですが、大排水路については具体的に位置等も課長さんわかっておられると思うんです。位置等は、ひとつ現地へ出向かれて、その土手の上に積んであるヘド口をどうすればいいのかという、そういう点についてひとつ何らかの対策を考えていただけないかなという、これはお願いです。何かしていただきたいなと地域の方からも要望出ておりますので、お願いをいたしたい。

以上です。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

この補助金に関しましては、先ほど議員さんおっしゃったとおりで、欠席された方が11名ございませう。精算するならば110万円の減額をし、30万円新たに上げればこういうこともなかったんですが、ただ、今後どういうふうなことでその補助金を利用しなければいけないかということもありませう。とりあえず30万円だけを職員分を新たに計上させていただいて、財源的には110万円、欠席者があったということも含めて、そのうちから改めて組み替えさせていただいた、このように思っておりますので、ただ単なる流用ということではないというふうな認識のもとで行いました。

そういうことで、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 次に、16番 武田純



一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は、今議会に提出されました平成16年度の決算書及び主要施策成果報告書と、6月の議会に町民税、それと固定資産税について質疑をいたしております。

そのときの課長の答弁と、今回出てきました決算書との相違があります。きのうも課長の方へ行っただけですけども、前に答弁したのは合っているんだということでしたので、きょう質問したわけでございます。

数字だけ申し上げますと、町民税の方です。鳥屋の方の徴収率は85.7%です。鹿島は88.1%、鹿西は90.6%、中能登町94.4%、合計で89.5%です。固定資産税の方、鳥屋の方92.8%、鹿島92.3%、鹿西は97.7%です。中能登町の方は68.7%、合計で92.16%でございます。

6月の議会の議事録、この中で明確に課長が答弁をされておいでます。その相違をお尋ねいたします。

議長（作間七郎君） 林税務課長

〔税務課長（林 富士雄君）登壇〕

税務課長（林 富士雄君） 武田議員からのご質疑にお答えいたします。

6月議会のご質疑については、平成17年度の一般会計予算書の歳入1款町税のうち、個人町民税現年課税分4億4,200万円の算定に用いた徴収率99.0%、また同じく固定資産税現年課税分8億3,500万円の算定に用いました徴収率97.1%について、根拠があるのか、過大ではないかとのことでした。

その際の説明としまして、予算額の算出には過去の決算書にあらわれております徴収率をもとに出しておりますというふうに申し上げて、15年度については個人の町民税現年課税分、鳥屋町99.2、鹿島町99.4、鹿西町99.4といずれも99%以上でございます。

また、固定資産税現年課税分につきまして

も、鳥屋町96.6、鹿島町98.4、鹿西町96.8で調定額、収入済み額を集計しまして平均いたしますと97.6で、それについても15年度の決算は上回っております。

また、先ほど議員がおっしゃった16年度の数字でございますけれども、16年度の決算につきましては2月28日までで旧3町の決算を行っております。そしてまた、3月分については中能登町としての決算を行っております。

そして、その4つの決算について16年度トータルしたときにどれほどの徴収率になっているかというふうなことを算出するには、鳥屋町の決算書の調定額、収入済み額、鹿島町の決算に出ている調定額、収入済み額、そして鹿西町に出ている調定額と収入済み額、さらに調定額につきましては合併後に調定の変更になった増額があるわけですから、それは91万6,389円という調定額そのものが増額になったんですけども、それをトータルします。そして調定額を出します。収入済み額につきましては、中能登町になってからの収入済み額も計算をします。合計をします。

そうしますと、個人の町民税現年課税分につきましては、調定額の合計が4億7,495万4,900円、収入済み額が4億7,197万3,792円、徴収率、収入済み額を調定額で割りますと99.3%になっております。

同じように固定資産税現年課税分にそれを当てはめると、調定額の合計が8億5,855万8,880円、収入済み額の合計が8億4,145万7,500円、収入済み額を調定額で割りますと98.0%となっております。

いずれも17年度の予算に用いました徴収率よりも16年度の4つの決算書を足して出した徴収率は上回っておるわけでございます。そして、6月のご質疑の答弁で申し上げた数字とは相違しておりません。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 16番 武田純一君

16番（武田純一君） 私がそちらの方に決算書を置いてあります。質問するからには決算書、これを見ております。

調定額の方、決算書からいきますと課長の言われた数字とは違うのではなからうかなと思います。これは両方ともです。固定資産の方も。

町民税の方ですけれども、これは個人の方です。調定額の合計が5億2,723万7,683円です。収入済み額はそのとおりです。そうしますと、先ほど申し上げましたように89.5%になります。

それから、固定資産税の方、9億1,305万6,480円にならうかなと思います。収入済み額は課長の答弁と同じです。こちらの方も先ほど申し上げましたように92.1%になると思います。

もし課長の答弁が本当だとすれば、決算書、これが違っているということになるのではないかなと。私ももう一度念のために調べてみますけれども、私は2回やってみたつもりにはありますが、多分間違いがないんじゃないかなと思いますけれども、もう一度確かめてみます。

なぜこういうようなことをしつこく申し上げるかといいますと、きのう課長の方へお伺いしております。私の数字は間違いはないんだということをおっしゃられたから、ここでこういうことを言っているのでございます。質問するからには、それ相当のことを調べて質問をしているわけでございます。お互いに数字の方をもう少し見て、正確なものを出していきたいなと思うんです。

私もことは、鹿島の方では決算特別委員会の方も参加していますので、いずれかの機会にもう一度決算書に基づきまして答弁をさらに求めていきたいなと思います。

課長の答弁はよろしいです。私の数字が違っておれば申し上げます。

議長（作間七郎君） 林税務課長

税務課長（林 富士雄君） 武田議員は調定額の数字について納得できないというふうにおっしゃいました。その違いというのは、中能登町の決算書に出てくる調定額を集計されている。中能登町の決算書に出てくる調定額は集計はできないのです。決算の上では。それぞれの2月28日までの旧3町の調定額を足します。その後に変動の生じた調定の増減額、それのみを足します。中能登町の決算書に出てくる調定額は旧3町が収入できなかった収入未済額のみを調定に上げておりますので、収入未済額について調定に上げていますので、それを調定のトータルに含めると計算は合いません。それは間違いでございます。

そういうことでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 16番 武田純一君

16番（武田純一君） これで終わろうかなと思ったんですけども、反論がありましたのでもう一度読み上げます。

6月議会の議事録でございます。町民税の方ですけれども、16年度の決算ですけれども99.37%、徴収率。それから、固定資産税の方は16年度98.01%と答弁です。

きのうもお伺いしたときに6月のときでわかっているのかと。6月のときにわかっていたという答弁でした。そうしますと、私の言ったのは、そちらの方にありますけれども、決算書、私は決算書に基づきまして質問をしているわけでございます。課長の話は、決算書じゃないのでお答えになっているんじゃないかなと思います。

いずれにしても、こういうことを長く続けておりましたもどうしようもありませんので、お互いに数字は正確な数字で。それから、同じ土俵でもって議論をしたいものだなと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 今の質疑の中で、武

田議員さん、これで打ち切られましたけれども、武田議員さんも今度決算審査特別委員会の委員になっておいでますので、その中でしっかりと議論をしていただきたいと思います。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） それでは、質疑通告に基づきまして行いたいと思います。

大先輩の杉本議員が大半を質問されましたので、私の方は先般の一般質問の中でもお聞きしました中能登町の防災計画の進捗状況、その1点だけをお聞きしたいと思いますので、担当課長の答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

防災計画の進捗状況ということでご質問いただいたわけなんですけど、今、町の計画につきましては、さきにもお話しいたしましたとおり県と事前協議中であります。

本計画については、大きく分けますと一般災害対策編、地震災害対策編、それから事故災害対策編、資料編というふうな格好で分かれております。そうした中において、県はその中にまだつけ加えて雪害対策編の追加も言ってきておいでます。それから、応援協定の締結、備蓄の推進、災害時の要援護者への対応などいろいろな面で県からご指導を受けているのが実態でございます。

そうした中に、今後は総体的な協議が終了し次第、町の防災会議等を開きまして皆さん方のご意見を十分反映した上での防災計画を

作成していきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（作間七郎君） 3番 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） 総務課長の適切な答弁ありがとうございます。今後はまた地域住民のそういう声をしっかり受けとめ、また防災計画会議を立ち上げ、一日も早くこの中能登町の防災計画ができ上がることを希望して、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございます。

議長（作間七郎君） 次に、41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告順に従いまして質疑を4件にわたって行いたいと思います。

まず1件目はページ17ページ、中能登町立小学校通学児童の通学費補助に関する条例についてであります。

この点について、1つは、対象地域と対象学年の児童の数について。

2つ目は、生活困窮者で中能登町教育委員会が必要と認めた者というふうになっているわけですけれども、具体的にはどのような例があるのかお示しを願いたいと思います。

3つ目は、交通機関のない場合の対象者の取り扱いについてであります。

2件目におきましては、ページ23ページ、一般会計補正予算の、1つは国勢調査委託金について、最終的にこれが不足を生じた場合にはどうなるのか。

2つ目は、余剰金が出た場合の対応について。

3つ目は、今議会での措置しなければならない理由について。

次に、3件目に移りたいと思います。ページ29ページ、松くい虫の防除委託料の補正についてであります。

従来は2分の1ないし3分の1程度が補助

対象となっていたように思うのですけれども、現在その制度がどういうふうになっているのか。

補正予算の中身からするならば、補助が打ち切られているような感じがするわけです。したがって、もし補助が打ち切りになっていたとするならば、いつごろから打ち切りになったのか。この内容と理由について。

3つ目は、中能登町におけるところの松くい虫の発生の現状について。

4つ目は、今後の対応について。

次はページ30ページ、31ページにわたるアスベストの調査委託料についてであります。

先ほど杉本議員の方から質問があったわけですが、重なっているようにお感じになるかもしれませんが、まず、各節の件数について。それぞれの件数をお示ししたいと思います。

そこで、教育総務費関係、それから社会教育総務費関係、文化財保護費関係というふうにありますけれども、この点についての件数と箇所。

さらに、その他におけるところの公営施設のアスベストを使用されているというふうに思われる箇所ですね。先ほども答弁がありましたし、補正予算のときの議案の説明の中でもあったように思われますけれども、教育施設関係以外の素人でも、要するに普通、素人では判別ができないというふうな箇所に対して調査をするということになっておりましたけれども、それでは教育施設関係以外の現在当局が把握している、こういう点についての箇所の有無について。

さらに、一般民間企業ですね。これらに対処するところの調査についてはどのようにお考えになっているのか。

まず、以上の点について答弁を願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長  
〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 五十嵐議員の小学校通学児童の通学費補助に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

対象地域ですが、鳥屋小学校校区の新庄、廿九日、川田地区で、対象学年は1年生から6年生までで、対象児童数は62名でございます。

また、生活困窮者で教育委員会が必要と認められた者の取り扱いですが、先ほど述べた地域よりも学校に近い地域の児童で、公共交通機関を利用される児童で、その家庭が生活に困っていると認定した場合を想定しております。

次に、公共交通機関のない場合の児童の取り扱いについてでございますが、現在、公共交通機関を利用して通学している児童は新庄、廿九日、川田地区の子供さん方です。そのほかの地域の児童は公共交通機関を利用していませんが、通学距離はおおむね3キロメートル以内で、徒歩で通学していただきたいと思っております。

次に、提出議案の30ページ、31ページに計上してありますアスベスト調査委託料についてでございますが、前にも述べたように図面調査費用、書類作成費用、現地調査費用等を計算してあります。教育委員会関係で50件分、合計で37万円を計上してあります。件数でございますが、児童館関係で調査対象物件が2件、また学校関係で30件、生涯学習関係施設で7件、文化財関係で4件、体育施設関係で7件の施設についての調査費を今回教育委員会関係で計上をさせていただきました。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

教育施設関係以外での施設で、こちらの方で把握しているものといいますと、庁舎関係では鹿西庁舎で機械室にアスベストがあると

いうことでございます。それから、鳥屋庁舎におきましても機械室と物置にアスベストがあります。それから、それ以外にはこちらの掌握しているのは浄水場でございますが、これは春木の浄水場でアスベストが使用されているというのを掌握いたしております。

以上です。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） 五十嵐議員からのご質問で、国勢調査委託金についてということでございますけれども、お答えいたします。

国勢調査にかかる経費についてということですが、皆様もご存じのとおり今回、国勢調査18回目ということで、5年に1回の期間で調査が行われるわけでございます。委託調査といたしましては、大変古い国の基本的な調査ということでございます。

この調査委託金については、県から交付金という形で各市町に交付されるわけですが、7月20日に交付決定をいただいております。そして、8月10日に既に交付金は町の方に収入されているわけでございます。

その支出に当たっては、その委託金が十分に活用できるように、そしてまた不足のないように精査いたしまして調整し、今回その補正を行ったものであります。

また、2つ目にあります余剰金が出た場合ということでございますが、今ほど説明をさせていただきましたとおり、100%委託金は国勢調査費として使いたいということでございます。ただ、一部どうしても当初予算から足りない部分については一般財源を持ち出しております。それを今回8万5,000円要求をさせていただきまして、一般財源は合計10万9,000円ということで、国勢調査の県からの交付金757万5,000円と合わせまして、総額768万4,000円ということで今回国勢調査を実施するわけでございます。

できるだけ余剰金も出ないようにさせていただきたいということっております。

また、今議会で措置しなければならない理由ということでございますが、当初予定をしておりました予算の中で、臨時雇用賃金や旅費、それにコピーの借上料ということで、今回カラーコピーをどうしても借り上げてその資料を作成しなければならないということで、その部分がどうしても予算的に当初予算になかったものですから、今回の減額とあわせて組み替え並びに減額補正予算を計上したわけでございます。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 松くい虫防除についての質疑にお答えをいたします。

高畠、原山大池周辺の松くい虫防除については、県の森林病虫害等防除事業で町が実施した一部について、県が4分の3の補助ということで実施をしたわけでございます。今年度も引き続き事業要望をしておりますけれども、県の予算状況が厳しいため、現在まで予算内示がない状況でございます。

県では、9月から11月の県内の被害状況を把握した後、予算の範囲内で樹幹注入事業の補助対応をすることであり、補助金の内示があり次第、12月議会に財源補正をしたいと考えております。

次に、中能登町における松くい虫の現状でございますが、現在のところ著しい被害の報告は受けていない状況でありますけれども、今後、著しい被害が発生した場合は、県と対応を協議し、対応していきたいというふうに考えております。

また、高畠、原山大池周辺については、碯石ヶ峰県立自然公園内に存在し、町の地区保全松林に指定されておりますので、今後も計画的に防除を実施していきたいと考えており

ます。

以上です。

議長（作間七郎君） 41番 五十嵐三朗君  
41番（五十嵐三朗君） 再質問をいたします。

小学校の児童の通学費についてですが、いろいろとご答弁があったわけですが、条例によりますというと、2条の(1)です。ここでは、通学距離がおおむね3キロメートル以上で公共交通機関を利用している者というふうなうたってあるわけです。そうしますと、先ほどの課長の答弁では、一応交通機関のないところは徒歩でというふうな答弁でなかったかというふうに思うのです。そうなれば、交通機関のあるところは町がその通学費を負担し、交通機関のないところについてはやむを得ず徒歩で通学をしるということになるわけです。

そこで、旧鹿島町の中学校の生徒の通学費補助に関する条例というのがあるわけですが、ここでは通学距離がおおむね4キロ、これは4キロになっているわけですが、4キロ以上に及ぶ者というふうなうたわれているわけです。地域によっては、正確に距離ははかったことはないのですけれども、交通手段のないところで3キロ以上、場合によっては4キロの距離がある地域があるのではないかというふうに思うのです。

したがって、交通機関がないために歩いて通う。それはわかるんですけれども、しかし一応3キロ以上の交通機関のあるところについては町が補助をするということになってきますというと、そこに何らかのアンバランス、不公平といいたいまいしょうか、そういう問題が生じてくるのではないかというふうに考えるわけです。

したがって、この問題についてはやはり旧鹿島の中学校生徒の通学費補助条例を参考にして、交通機関という文言をやめて、そして結局、3キロ以上交通機関を利用して通学し

ている人たちと同等の扱いをすべきではないかというふうに思うのですけれども、この点について答弁を願いたいと思います。

仮にいうならば、旧鹿島町の場合には曾祢とか東馬場、こういう集落から通学をしている生徒たちもいるわけです。したがって、この点をどのように見たらいいのか。ひとつこの点について適切な答弁を願いたいと思います。

それから次の国勢調査委託金についてでありますけれども、6月に当初予算が組まれて、現在9月議会になるわけです。その間が非常に短期間であるわけですね。にもかかわらずこういう減額補正が行われた、実施されているということ。そして課長の答弁では、何とかある財源の範囲でこれをやっていきたいというふうに言われたわけですが、現実には不足を生じているわけですね。

そうした場合には、こういう国勢調査の委託金というものは全額国の責任でもって実施されなければならない性質のものではないかというふうに思うのです。したがって、そういう赤字になった問題については、極力国とか県に対して、その部分に対しては補てんをさせるように協力をしていただきたいということが一つでございます。

それから次に、松くい虫の防除の委託料の補正についてでありますけれども、今、担当課長の答弁では、4分の3ですか、要するに補助対象となっていた。しかし、いまだに県の方から予算化するという内示がないということで、やむを得ずこれだけの予算化をしたんだというふうな答弁であったかとも思います。

これは、県が予算化をする見込みがあるのかどうか。この点について、なぜ当初予算でもってこれが予算化されなかったのか。もちろん県の内示がなかったから予算化がなされなかったということにもなるかとも思いますけれども、その点を明確に県と交渉し、実

態がどういうふうになっているのかという点について明らかにしていただきたいというふうに思うのです。

特にこの松くい虫の問題につきましては、従来から非常に、一度発生をしたとすれば瞬く間に繁殖をして大きく被害をこうむるというふうなこれまでの経験があるわけなので、ぜひともこの予算については県当局からどんなことがあってもやはり予算内示をとるようにしていただきたいということを強く求めたいと思います。

それから、アスベストの問題については、ただいま総務課長の答弁では、鹿西庁舎あるいは鳥屋庁舎の中の機械室とかあるいは物置き場、さらに下水の処理場等々にアスベストが使用されているというふうな答弁があったわけですが、先ほども申し上げましたようにして、同時に民間の企業等についての調査についてもどのような考え方を持っておいでなのか、これについても内容を明らかにしていただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長  
教育文化課長（永源 勝君） お答えいたします。

現在、町内には小学校が6校あります。その6校の中で鹿西小学校の金丸、後山地区、また鳥屋小学校の瀬戸、花見月地区、越路小学校の北部地区については児童の送迎を行っております。それらの地域については、分校の統合、小学校の統合の条件として送迎を行っているわけですが、それらの地域以外で考えますと、学校からおおむねすべて3キロメートル以内というふうに認識をしております。

御祖小学校下の曾祢までですと、おおむね2キロ前後でないかというふうに思っていますし、また滝尾小学校下の東馬場地区についても2キロちょっとの距離であるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

民間からの調査云々ということで質問があったわけなんです、今現在、町に対して民間の方々からそういう要望も現在のところは来ておりません。

こういうことについては町単独ではなかなか難しい問題でありまして、県並びに国の方からの補助等も受けて、また今後の県の指導を受けてその対応に当たっていきたい。このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長  
企画課長（吉田外喜夫君） 国勢調査の追加質問ですけれども、国勢調査の費用が赤字の補てんを県の方へまた要望してもらえないかというような話もあつたと思いますが、この減額された主な内容は、聞きますところによりますとこの調査員並びに指導員という国勢調査の調査される方々ですけれども、これが臨時的に国家公務員というようなことを任命されます。そこで、賃金ということになりますので、その賃金が、国家公務員の賃金が皆さんご存じのとおり例年、毎年下がっております。そこで、5年前の賃金から見て平均7,000円から8,000円下がっているというようなことで、現在、調査員並びに指導員を合わせますと120名ほどになります。それを掛け合わせると大体70万から80万。そのほかに消耗品的なものが下がって減額されているわけです。その消耗品的なものについては、前回あるいはその前から、国勢調査の消耗品についてかなり地方の方に流れているというような調査の結果、今回また新しく合併したということで旧3町が1町になったという、そういう合併効果というものととも減額をされたということが2つの大きな減額の要点でございます。

そこで、先ほども申し上げましたとおり一

般財源を今回8万5,000円増額補正をお願いしてあるわけですが、当初その予算を計画していたものについて、どうしても8万5,000円ないと国勢調査が終結しないというような、整理をしましたらそういうふうになりましたので、今回8万5,000円どうしても一般財源の補正をお願いしたいということでございます。

ただ、赤字という部分はこの8万5,000円に当たるのかなというようなことでございますので、それについてはまた今後県の方に、余剰金が県の方にたまったら、それがまた配分されるということも聞いておりますので、また要望はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

農林課長（澤 賢造君） 松くい虫防除の委託料の補正の件ですが、当初予算になぜ計上しなかったかといいますと、単純に当初から計上すべき予算だったというふうに認識をしております。

それと、県の補助の状況はどうなっているかということにつきましては、また県と交渉しまして予算化に努力したいと思います。

議長（作間七郎君） 41番 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） それでは、小学校の通学補助に関することについては、私が心配をしているような矛盾点あるいは不公正はないというふうに言われたように感ずるわけです。そういう答弁の内容であったというふうに思うのです。この点を今後も十分に気をつけていただいて、できるだけ私を感じておるような不公平性、そういうことのないようにますます努力をしていただくことを期待したいと思います。

それから、国勢調査の委託金については、今も担当課長がおっしゃったようにして極力そういう赤字についてはこれをなくするようにしていただきたい。

松くい虫の防除については、これについて

も極力県と交渉していただいて、そして従来どおりの補助を県から取ってくるように協力を願いたいというふうに思います。

なお、アスベストについては、民間企業その他についての調査については、民間からのそういうふうな要望とか、あるいは声を聞いていないというふうな答弁ではございましたけれども、しかし民間なるがゆえにアスベストの被害は出ないという保証というものはありません。ぜひ今後民間企業も含めた実態を調査して、そして町と企業が協力をし合って、こういう公害をなくするようにひとつ努力をしていただくことを強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で補正議案の質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第29号まで、決算認定議案29件については、決算審査特別委員会を設置し、審査付託の予定ですが、総括の質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

ここで、事務局より委員会付託表を配付のため暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後2時55分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

常任委員会付託

議長（作間七郎君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第27号までの4件及び陳情1件については、お手元に配付しました付託表のとおり



り、それぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

#### 決算審査特別委員会の設置

議長（作間七郎君） 日程第3 決算審査特別委員会の設置

決算審査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号 平成16年度鳥屋町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第29号 平成16年度鹿西地域運動公園組合歳入歳出決算認定についてまでの認定議案29件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、決算認定議案29件については、7人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第8条1項の規定により、6番 平岡志朗君、11番 甲部昭夫君、16番 武田純一君、24番 八尾孝雄君、29番 坂井幸雄君、33番 谷 晃吉君、41番 五十嵐三朗君

以上7人を委員として指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会の委員に選任すること

に決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の認定議案の審査については、お手元に配付した付託表のとおりであります。

委員の方々は、次の休憩中に委員長、副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

午後2時59分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果について報告がありましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員長に41番 五十嵐三朗君、副委員長に24番 八尾孝雄君を。以上のとおりであります。

#### 休会決定の件

議長（作間七郎君） 日程第4 休会決定の件

休会についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、あす15日より19日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、9月15日より19日までの合わせて5日間は休会とすることに決定いたしました。

今回は9月20日午前10時より会議を開きません。

#### 散 会

議長（作間七郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて散会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 3 時00分 散会

## 平成17年9月20日(火曜日)

### 出席議員(40名)

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
19番	伊賀昭治	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員(1名)

22番	宮本空伸	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第3号）

平成17年9月20日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は40人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問第1日目を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の回数、発言時間については、議会運営の申し合わせを守っていただくようお願いいたします。執行部におかれても的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順により発言を許します。

11番 甲部昭夫君

〔11番（甲部昭夫君）登壇〕

11番（甲部昭夫君） 今回の議会で傍聴をいただく皆さん、本当にご苦労さまでございます。

初めに、私は志賀・鹿西線延伸整備工事についてお聞きをしたいと思います。

皆様ご承知のように、平成15年の6月に眉丈山トンネルが完成をいたしました。その道路は今では主要道路となっております。昔とは本当にさま変わりをし、立派なトンネルが完成し、その活用も非常に豊富になっていることは事実でございます。

しかし、能登有料道路を利用するときいつも感じるのですが、後山地内でT字道路となり、左右に分かれて海浜道路の上棚インターに乗るしか方法がなく、ドライバーの皆さんは非常に不便を感じていることは事実だと思います。

この延伸道路の整備は後山地内のT字道路から約600メートルほどあると聞いておりますが、突き抜ける道路を新設するというのが

計画かと思います。

杉本町長は、県議会時代から、この延伸道路の整備について非常に情熱を持っておられ、私たちに、実現するまでは一生懸命運動するということをおっしゃっていただきましたが、現在は中能登町長として町を司っておいでになります。この延伸道路の計画をどのように思っておいでになるか。また、この計画はどのように進んでいるか。町長にお聞きをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えをいたします。

県道志賀・鹿西線の整備につきましては、かねてから議会を初め町民各位のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。特に一昨年の6月に完成をいたしました眉丈山トンネルの建設につきましては、本日出席の議員各位の絶大なるご支援のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、質問の件につきましては、トンネル建設当初にも地元から要望があったところがあります。トンネルも立派に完成をし、利用車両も一段と増加した昨今、その必要性につきましては十二分に認識をしているところがあります。

先般、トンネルの同盟会も志賀町のご理解をいただきまして県道志賀鹿西線整備促進同盟会と名称を変えて、今後とも整備を促進することに賛同を得たところがあります。

また、8月1日には、県知事を初め土木部長にも延伸整備の必要性につきまして要望を行ってまいりました。県も財政の厳しい中ではありますが、その位置づけに関しては前向きな回答であったように受けとめております。今後の見通し、着工時期につきましては、現時点ではお答えできませんが、その実現に向けて今後とも努力したいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

す。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 今のご返事をいただきましたのですが、その中では次に質問をする項目も入っていたと思います。

この工事を完成するに当たっては、当然、難しい問題があるわけで、用地の買収、交渉、そしてまたその工種の設定というようなことがあると思いますけれども、今町長のお話を聞いている以上は前向きな話が出ているということで、その辺までは行ってないというような感じがいたしますので、着工時期、その他についてもお聞きをしたかったんですが、今のご返事で納得をするつもりでございます。

次に、5号線の排水路のはんらんによる若草団地の水害についてお聞きをしたいと思います。

7月12日の未明に、前日から降り続きました雨で、とうとう5号排水路のはんらんとなりました。現場に私たちも急行しまして、処理のしようのない水の恐ろしさを目の当たりにしてまいりましたが、この被害の状況を課長はどのような方法で知ったか。また、現場に行って確認はされたかどうか、課長にお聞きをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長

〔農業土木担当課長（表 辰祐君）登壇〕

農業土木担当課長（表 辰祐君） 甲部議員のご質問にお答えいたします。

7月12日未明の大雨に際しまして、担当課長が現場の情報をいつごろ聞いたか、あるいは現場を確認したかどうかというご質問でございます。

まず、私たち職員は当日は自宅待機というようなことで、睡眠もしておりますけれども、ほどほどに。気をつけながらいたわけですが、私の場合は、総務課長から電話がありました。在江地内の納屋が床上浸水しているから直ちに状況を確認の上、出勤

せよという、そういう連絡で起きました。たしか午前2時半過ぎだったと思います。

直ちに出勤しまして、既に出動しております職員と10名ほどでトラックに土のうを積み込みまして現場へ急行いたしました。その間も総務課長から次々と指令が入りました。私には、その次には西地内の水路の堰板が設置されているままになっていて大変なことになっているから、そこへ行ってすぐ堰板を外しなさいという命令。それから次には、工房つばさの敷地内に濁流が入っているからすぐ対応しなさいと、そういうことでございました。

そこで、出勤をするまでの間、そのようなことをしてございましたけれども、お尋ねの5号排水路につきましては、朝からパトロールをしていました男子職員が次から次へ帰ってきます。現地へはデジタルカメラを持参しておりますので、帰庁後は直ちにパソコンでその画像を取り出しまして報告をしていきます。したがって、私は5号排水路のその状況を察しましたのは午前中でございます。

その後、午後からは主な現場に行きました。定かではありませんが、5号排水路に行ったときには、道路面から20センチぐらい水位が下がっていたときでございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 今お聞きしましたのは、実は少し生意気な物の言い方だったかもしれませんが、災害の場合の出動体制が果たしてうまくいっているのかなということをおなりに確認をしたかったというので、こういう聞き方をいたしました。失礼があったらお許しを願いたいと思います。

また、当日の被害の状況を把握されていると思いますが、旧鹿島地内から流れてくる川の水が5号線と合流をし、すごい勢いではんらんをしたものであります。

上区若草団地と徳丸地内の一部に住宅地が

あり、その中に浸水をしたものでありますが、その後、この水害の原因はどこにあるか。また、その後の修理工事、整備はどのようにされたかを引き続いて課長にお聞きをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長  
農業土木担当課長（表 辰祐君） お答えいたします。

5号排水路のはんらんの原因と思われるのは、7月11日から12日の雨量、これが24時間雨量で130ミリを超えました。したがって、この雨量といえますのは、5号排水路のように旧鹿島側の排水路、それから若草タウンの方の5号排水路にはもう一本、7号排水路からも来ております。ご存じのように来ております。それらが今ほど言いましたように24時間雨量で130ミリを超えているというようなことで、これは10年来といえますが、その雨量によるものと考えております。

それから、復旧事業につきましてお尋ねでございました。復旧事業につきましては、5号排水路につきましては小竹のいわゆる鹿島バイパスの下から能登部上地内まで約2キロにつきまして、私たちが現場を見た限りでは2キロのうち最低300メートルについては土砂上げの必要があると、そのように判断をいたしました。これにつきましては、機械借上料で対応できると思われましたので、0.4立方メートルのバックホウ、1日当たりオペレーター込みで8,000円と積算いたしております。1日8時間で10日間を見積もりいたしまして、約70万円強ということで町長に補正予算をお願いいたしました。

実際、その補修工事はいつしたかといいますが、機械借上料で対応できる場所につきましては、緊急性の高いと思われるところから着手をいたしております。現在までに3分の2程度が終了いたしておりますけれども、5号排水路につきましては9月2日から着手をいたしました。

その際、旧鹿島地内につきましては、小竹区長さんの計らいで、当初はその5号排水路の堤体に敷いてもいいよというようなことでございましたので、そこに二、三十センチ積む予定で、その件につきましてはダンプトラックの借上料は計算はしていなかったわけですが、実際は現場では瓶とか瓦れき、土砂、ヘドロの状況というのは、上に敷いた場合に大変なことになるというようなことで、それは控えまして、仮置き場に運搬をいたしたところでございます。

5号排水路につきましてはそのような状況でございます。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 現在、課長のご返答をいただきまして、せんだって全協のときもその内容は多少お聞きしているわけですが、今までその川の土砂を上げるというものに関しての一番心配事は、やはり処理の方法ということが問題になったと思います。しかし、私の今質問は、それをどうのこうのというようなことまで追及をしておりますので、その分はそれでおきますけれども、この5号排水に関しては、若草団地の皆さんや、また上区としても以前から改修を望んでいたこともあり、全面的に改修をするというのが一つの願いではなかったかなと思っております。

今まで都度あるごとに上区の方からも、また団地の方からもそういう要望があったと思いますが、そういう時期がまだ来ていないということでなかなか改修がしていただけなかった。しかし、この機会に根本的な改修が必要ではないかというようなことは私と思いますが、これについて杉本町長はどういうようなお考えを持っておいでになるか、お聞きをしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 5号排水路につきましては、今回は1日の雨量が130ミリではん



らんをいたしました。これまでもたびたび繰り返しているところから、やはり根本的な改修が必要だと思えます。

手法といたしましては、農林サイドの基幹排水対策で進めればよいのか、土木サイドの小竹川改修で進めればよいのか、ともあれ近い将来の改修に向かって県とも相談をしながら対応していきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 災害は、とにかくいつ起きるかわかりませんというようなことが常にあるわけですけれども、不安を解消し、地域の住民が安心して安全で暮らせる、そういうまちづくりを町長の公約にもあるようにぜひ早急に完成をしていただきたいと、そういうふうに思っております。

また、最後になりましたが、6月議会で私が企業誘致で当町にプロジェクトチームもしくは特別委員会を立ち上げて、積極的に活動し、体制を整えたらどうですかという質問をいたしました。聞くところによりますと、この件について話が進んでいるというようなこともお聞きしますが、この点、町長にお聞きをしたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 企業プロジェクトもしくは委員会等の設置をできないかという甲部議員の質問でありますけれども、当町の企業誘致を積極的に推進し、地域産業の振興と雇用機会の増大及び地域の活性化を図るため、中能登町企業誘致委員会要綱を策定いたしました。それにつきましては、10月に第1回の委員会を開催する予定であります。

議長（作間七郎君） 甲部昭夫君

11番（甲部昭夫君） 過去において、私は一般質問というのはいろいろとやってまいりましたけれども、町民の方の中には口の悪い人もおいでになりまして、おまへたちは質問するのはするだけして、執行部の方も聞くだけや。言いつ放しの聞きっ放しやというよう

な、そういう話題が私らが話をしているときにたまにあります。しかし今回、町長のご返答をお聞きして、各議員さんがどういう質問をしても必ずやはり検討をしていただいているんだなというようなことが今回の町長の答弁でわかりました。

今後とも町長には町の活性化や発展のために尽力をくださいますことをお願い申し上げます。私の今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、5番 宮下為幸君

〔5番（宮下為幸君）登壇〕

5番（宮下為幸君） それでは、9月定例議会に向けまして3つほどの質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、6月24日の北國新聞の1面に「中能登町に大型商業集積地」と大きい見出しで報道されました。1万1,000平方メートルを増床し、能登で唯一の複合映画館や家電量販店、スポーツ施設などを誘致すると載っていましたが、計画はどのようになっていくのか、お聞きしたいと思えます。

それと、吉田道路が行おうとしている中能登マイタウン計画ですが、この計画もどういうふうに進んでいるのかお聞きしたいと思えます。

それと、町長は町長になられてもう4カ月余りになりましたが、これから地域を経営していく上で、近隣の自治体が得意分野で連携していく重要性があるのではないかと私は思えます。

例えば、中能登町が先ほど言いましたように大型集積地、住宅地、商業とサービスの発展を目指す。例えば、隣の羽咋市が工業団地がたくさんありますので、工業団地で製造業、それとなおかつ今やかましく言われております1.5次産業の振興を図る。七尾市は、なかなか少しこの場では言えないようなこと

なんですが、住宅地にでもして特化し、なおかつ志賀町は、財政豊かな上に農業の方に振興していただいて、地産地消でその農産物を私たち隣接の町村に支給して購買率を上げていただくというような考えもあると思います。

限られた資金も合併特例債で百十何億円の金がありますが、その資金をうまく機能しまして、地域全体として定住人口、交流人口のにぎわいを見せる計画を長い目で見ていく必要があるのではないかと思います。この辺について、町長にお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の中能登マイタウン計画はどのように進んでいるかという問いについてお答えをいたします。

都市計画法第29条第2項の規定により、1ヘクタール以上の開発行為をしようとする場合は知事の許可を得なければなりません。アルプラザ鹿島の国道159号線を挟んだ向かい側の区域約2.5ヘクタールに計画されている開発行為、中能登マイタウン計画の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、開発行為の事前審査申請が県へ提出されております。今月の27日に県庁において県庁内の関係課と町による事前審査会が開催される予定になっております。事前審査会において問題がなければ本申請を提出することになりますが、本申請においても問題がなければ申請から約2週間程度で許可がおりると聞いております。その後、工事に着手をするということでもあります。

2番目の平和堂かしま商業開発協同組合が誘致する計画についてのお答えをいたします。

6月24日の新聞に掲載されていた内容の1万1,000平米の増床計画に基づいて、現在、第1期工事計画が進められております。建築主である株式会社平和堂から8月19日付で建

築確認申請が提出され、建物の完成予定は11月5日となっております。

この1期工事の増設は床面積が918平米となっており、1,000平米以下の場合は大規模小売店舗立地法に基づく届け出は事後報告でよいことになっております。

内容的には、アルプラザの敷地内でホームセンターの建物を建設し、現在入っているホームセンターが移転をして、その後に家電量販店が入る予定と聞いております。

3つ目の商業とサービス業、住宅、どうしても定住人口がふえ、交流人口がにぎわいを見せるのか。その仕組みをつくる必要があるのではないかという質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、近隣市町においては、その特性を生かし、また生き残りをかけて地域の産業の振興や新規産業の開拓に努力をしているところであります。中能登町においても、大型商業集積地の拡大や店舗の集積をさらに進めることにより、商業の振興と雇用機会の確保を図っていく必要があると考えております。

町では、従来から道路網の整備、上下水道の整備、町営住宅の建設、宅地の分譲、ウエルカム定住条例など定住条件の改善に努めてきたところであります。今後は、さらなる定住条件の整備を図るとともに、複合的な商業集積を進めることにより、定住人口と交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 今言われました第2期計画についてであります。複合の映画施設が7つとスポーツ施設、スポーツ用品店、それとスーパー銭湯ができるということも新聞には出ていました。多分これは雇用が大いに期待できるのではないかなということは思いますが、先ほど中能登町誘致委員会がこれ

から発足されて、これからやっていかれると  
いうことを言われましたが、そういうことを  
含めまして、雇用の問題で、例えば平和堂か  
しま商業協同組合からそういう誘致の要する  
に条件的にというか、固定資産とかいろいろ  
なことが絡むと思いますが、その辺のこと  
について誘致的なものは言っているのかど  
うか、お伺いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 2期の計画につきま  
しては、来年度の秋の開業を目指したい、そ  
ういうお話を聞いております。しかし、まだ  
時期、内容等の具体的なことについては、こ  
れからもう少し検討したいと、そういうこと  
も聞いているわけでありませう。

今言われましたように、2期工事は映画  
館、スポーツ施設、あるいはスポーツ用品  
店、スーパー銭湯等を考えていると。そう  
いう中におきまして、中能登町からもぜひ雇用  
やいろんなメリットもあると思うので、いろ  
いろご支援もいただけないかというお話もあ  
ることも事実であります。

そういう中で、先ほどお話をいたしました  
ように、中能登町企業誘致委員会等いろい  
ろと諮りながら、これから皆さんと相談をし  
ていきたい、そう思っております。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） それと、中能登町マ  
イタウン計画の中で、私らが6月の全協で  
いただいた資料によりますと、12店舗のうち4  
店舗が決まっていたように受けました。残り  
の8店舗はこれからなんでしょうけれども、  
そういうことを、例えば中能登町の商工業  
の購買率は極めて悪いわけですね。ですから、  
できたらその店の場所の並びを見ていま  
すと、何かしら今鹿西で楽市とかしているよ  
うな形のそういう例えば屋台村的な、要する  
に商業施設とか共同的な施設が商工会並び  
に商工観光課の方が音頭をとっていただい  
て、ぜひしていただきたいなということを私  
は思

ます。

これは答弁要りませう。

それでは、2点目に入りたいと思いま  
す。

商工会から要望事業が出ておりました商  
工業、建設業界が極めて悪いという中で、ち  
よっと私調べたんですけど、七尾鹿島建設協  
同組合に二、三年前までは75の業者があ  
ったと聞いております。現在は43社の建設  
業者がおります。中能登町では11の業者  
があるわけですね。

今、公共事業は3割減ということで、そ  
の3割減ということはすぐは響いてこないか  
もわかりませんが、またこの中で3割は生  
き残れないような形になってくるんじゃない  
かなということ懸念されます。私たちが議  
決権を得ない5,000万円以下の仕事は、ぜ  
ひ中能登町の建設業者の皆さんに、指名入  
札をぜひ中能登町の業者の皆さんにしてあ  
げたい。

ただ私、今、衆議院の選挙戦の中で回  
っていて、瀬戸地内でしたか、長尾建設と  
いう建設会社が工事をしていました。それ  
はどのような工期的なことで、どういうこ  
とでしたかわかりませんが、その金額的な  
ものも、私からしてみれば5,000万円以  
下の多分仕事だと思えます。そういうこと  
自体がわからない。今まで旧の鹿西町  
の場合だったら、1,000万ほどの仕事  
でも議員のところへ必ず文書となって来  
たわけですが、ぜひ文書的なものを入札、  
例えば1,000万円、2,000万円の工  
事でも、議員の皆さんのところへ配付し  
ていただければというふうなことを思いま  
す。

やっぱり不透明にしていくと、いろん  
な面で障害が出てくる可能性があります  
ので、ぜひその辺のことについて聞きたい  
なと思います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答え  
をいたします。

宮下議員のご質問は、5,000万円以下の公

共工事は中能登町の業者でということですが、入札については一般競争入札と指名競争入札があります。現在、当町で行っておりますものは指名競争入札でございます。

業者の指名の選定に当たっては、工事内容により経審点数で選定をいたしております。また、災害時の緊急対応や除雪時の作業委託などを地元業者に依頼しなければならない点も考慮し、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事につきましては地元業者を中心とした指名選定を行っております。そういう点でご理解をいただきたいと思っております。

また、軽微な物品の購入、構造物の修理、補修等におきましては、地元業者に今現在、発注いたしております。

また、さきに議会の議員さんの中からご質問を受けまして、予定価格が50万円未満の内容が軽微な工事につきましては、中能登町小規模工事等契約希望者登録制度によりまして受注機会を拡大していきたいという思いで、11月からその実施に踏み切る予定になっております。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） わかりました。商業の先ほど申しましたが購買率がかなり悪いということで、14年度の購買率の動向調査を見ましたら、鹿西が15.5%、鳥屋が6.4%、旧の鹿島町が49.9%ということで、鹿島町が平和堂にテナントを出している方がおいであるということで50%近い購買率になっているわけですが、ぜひ購買率を高める上に、いろんな鹿西町の物品業者から購入していただきたいなと思っております。

きのうも新聞に、カードでどこでも回るようなラリーが出ておりましたので、ぜひ購買率を上げるためにそういうふうなことを利用されて、商工会の方も一生懸命になっていると思いますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目の介護保険のことについてお聞きしたいと思います。

先般、全協の中で介護保険の担当課長の小山さんから介護予防システムの転換ということで、介護予防の転換はあれに出ているんですけども、その中で介護予防というのがありました。介護保険法が6月22日に成立して、介護の目玉が介護予防システムの導入だということは、私はすばらしいことだなと思っております。来年4月から行われますが、どのような形でシステムで行われるのかをお聞きします。

それと、この予防システムに関しては要支援の認定者が受けられると思うんです。全国には200万人くらいいると言われておりますが、この中能登町においてどれくらいの方がおいであるのか、お聞きしたいと思います。

それと、地域包括支援センターも猶予がつきまして2年以内にできるということを知っておりますので、あわせてお伺ひしたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

〔介護担当課長（小山三雄君）登壇〕

介護担当課長（小山三雄君） それでは、宮下議員のご質問にお答えいたします。

まず1つには、介護予防システムの転換が行われるけれども、どのようなシステムで行うかということですが、介護保険制度がスタートいたしまして、要介護状態が軽度、いわゆる要支援と要介護1の高齢者が年々増加してきております。これを少しでも歯どめをかけるために、従来のメニューをさらに予防を重視したものにするためのもので、そのほかにまた新たなメニューを追加することになっております。

まず新たなメニューとは、1つには運動器の機能向上、いわゆる筋肉とか平衡感覚をよくするということ。それから2番目に栄養改善。3番目に口腔機能の向上などが現在考えられております。

その対象者は国では200万人ぐらいですけれども、当町ではどれぐらいかということですが、その対象者というのは要支援1と2の人が対象となります。要支援2とは来年の4月から新設される制度ですけれども、これは現在の要介護1の方の、それをまたスクリーニングというちょっと調査しますけれども、選出して、その4分の3ぐらいの方が該当になると考えられております。そういう意味でいいますと、要支援1が92名、要支援2の方が189名ぐらいあらわれるであろうと。そういう意味で計281名ぐらい現在考えております。

その後、その実施主体となるわけですけれども、地域包括支援センターがいつごろから開設されるのか。私ども現在のところ、あくまでもこれは事務局段階でございますけれども、高齢者の生活を総合的に支援する地域包括支援センターですけれども、現在の在宅介護支援センターをよりバージョンアップした形になるかと思っておりますけれども、それは来年の4月をめどにスタートをしたいと思っております。それも諸般の事情で2年間の猶予期間もあると聞いておりますけれども、4月からするように万全の体制で計画を練っていきたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） 地域包括支援センターができるということで、4月からできるということを言われました。現在のケアマネジャーから多分保健師中心という形になると思うのですが、保健師の方ということは、保健の例えば母子保健とか成人保健の事業に携わっていた人が介護の予防をこれからしていけるということで、その辺のことについて保健師がすんなりできるのか。1名の方がはやケアマネジャーというか、ケアマネジャー保健師、社会福祉士の方がおいでということで、その辺、人数的にはそれで十分な

のかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

介護担当課長（小山三雄君） まだ町民の方には余り知られていないと思っておりますけれども、私どもは計画策定委員会を去る7月20日にしました。これはこの計画、新しい介護保険制度の計画を練るために答申するため、どのようにすればいいか、そういうことで1回しか開いておりません。現在それにもって、今いろんなデータを精査中、それから地域の事情を知る。それから先般、一般高齢者の方6,000名のうち2,000名を抽出しましてアンケートを実施しました。それから、要介護を受けている方600名のうち、施設入所者200名を抜かしました400名の方、悉皆調査、全員アンケートをとりました。それも9月10日で一応締め切りまして、大体、今の早い段階では60%の回収率であったかなと。それを今、アンケートをまとめている段階でございます。

そういう面で、サービスの要求量というのをそこで把握していかなければいけないんですけれども、また戻りますけれども、そういう意味で地域包括支援センターのところでは、現在のところケアマネージャー、今マネージャーしている、それ以上を指導する立場の人を1人、それから保健師を1人、社会福祉士を1人、このように最低ラインをしております。市町村によっては、そういう人材がないということでもかなり困っているところもありますけれども、当町ではそういう資格者は現在きちんとおりますので、そういう点では心配しておりません。あとは、どのような分量ですか、ニーズに対応していくかということだけが現状の問題であります。

以上です。

議長（作間七郎君） 宮下為幸君

5番（宮下為幸君） ありがとうございます。ありがとうございました。

答弁は要りませんが、介護予防について運動、栄養、もう一つ何かちょっと忘れまして

が、私たちスポーツに携わっている者からすれば、体を動かしていないと筋肉とか骨が丈夫にならないという人間の多分仕組みがなっていると思います。私たち今、万歩計つけて1日1万歩以上歩けということで、毎日頑張って1万歩以上動かさないとだめだなということで頑張っているわけですが、現在、70歳、80歳の方は、昔の方は筋肉労働をしていて、炊事とか洗濯とか水くみとかされた人が多いにもかかわらず、介護を受けられる方が多い。なぜそういうふうにそういう肉体労働をされた人が介護を、要支援1、2、ひどい人は重症の方はおいでますけれども、ぜひ子供の生涯スポーツの一つとして、ぜひこれは介護支援をしていただきたいなと思います。

骨というものは小学校の高学年から10代の後半までに骨太ができるそうです。今現在のそういう子供たちをスポーツに親しませて、ぜひ骨太の子供たちにしていただいて、年若い方も介護保険にかからないようなたくましい子供たちを中能登町として、これから介護課、スポーツ課を軸にして、ぜひしていただきたいなと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、28番 西村秀博君

〔28番（西村秀博君）登壇〕

28番（西村秀博君） 私の方から2点について質問いたしますので、町長並びに担当課長の方からお答えをいただきたいと思いません。

1点目でございますけれども、倒壊状況にある建物等の対応についてでございます。

最近、各地で空き家屋、倒壊の状況等にある建物、雑草が生い茂っている箇所がたくさん見られるようになりました。旧鳥屋町において、美しい鳥屋町をつくる条例の中で、町長は倒壊のおそれのある建物及び空き地に雑草等がそのまま放置されているときには除去

するよう勧告することができ、また履行しないときは除去することを命じ、必要に応じて立入調査をし、罰金を科すというふうに規定されております。

合併後の中能登町の3町の共通の条例といたしまして、中能登町の生活環境の確保に関する条例という中で、土地の占有、それから土地の所有についての維持管理の適正に努めなさいというような状況が合併後に規定されているわけです。

9月7日の台風14号の後で、付近の住民の方から、倒壊する建物のかわらが飛んできたり建物の一部が飛んできて大変生活も不安だという実は苦情を受けましたので、その人に対して、従来、私、鳥屋町の考え方におりましたので、それでしたら付近の写真等を持ってきて、担当課長と相談して最善の方法を図りたいということでお願いしましたけれども、新町のその条例の中で、倒壊のおそれのある建物については云々という規定がなかったものですから、それで今回こういう形で質問させていただきましたので、その倒壊のおそれのある建物についての今後の具体的な対応策をひとつ町長の方から答弁願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 倒壊状況にある建物等の対応についてお答えをいたします。

美しい鳥屋町をつくる条例でございますが、平成10年に、資源の有効利用と生活環境の快適性の向上を図りつつ、環境に配慮した住民行動を行うことにより、自然と調和した美しいまちづくりを目的として制定したものでございます。

環境条例につきましては、旧3町ともほぼ同様な条例があり、合併時におきまして中能登町生活環境の確保に関する条例を制定し、一元化を図っております。

議員の言われます違反者に対する罰金でご

ざいますが、現条例のとおり、必要な措置を講ずべきことを指導し、もしくは勧告をしていくつもりでございます。

次に、危険な家屋の対策でございますが、ほとんどの家屋は空き家であり、銀行の抵当になっていたり、持ち主が町外及び県外にお住みの方でございます。今後は銀行並びに持ち主に危険な状況を連絡し、必要な措置をとっていただくことを指導し、また勧告をしていくつもりでございます。

今後とも良好な環境づくりの推進を図っていくつもりでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 西村秀博君

28番（西村秀博君） 今の件につきまして、担当課長と相談しながら、最善の方向に向けていい形で解決に向かえたら、そういうふうに思っていますので、担当課長のこれからの教えを参考にしながら、解決に努力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございますけれども、時差出勤で証明書等の発行をできないものかどうかということでございます。

週休2日制が定着している今日、サービスの一環として土、日、祭日等に証明書等の発行ができないものかどうか、担当課長の方からお答え願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 松栄鹿島窓口サービス担当課長

〔窓口サービス担当課長（鹿島）（松栄哲夫君）登壇〕

窓口サービス担当課長（鹿島）（松栄哲夫君） 西村議員のご質問にお答えをいたします。

土、日、祭日の証明書等の発行はできないものかというご質問であります。土、日、祭日の証明書等の発行に対する町民からの要望は現在のところ聞いておりません。ただ、

日中、仕事等の関係で窓口へ来られない方、そういう方についての配慮はいたしております。すべての証明に適用できわけではありませんけれども、電話等での証明書交付依頼を確認いたしまして、宿日直に証明書を預け、取りにこられた際に交付申請をしていただき、証明書を交付しています。

また、交通便の悪い方等への配慮といたしまして、役場の職員にそれを依頼いたしまして、そういう方の町民の方もたくさんおられます。

今述べましたように、都合の悪い方については対応をいたしておりますが、土、日、祭日の証明に対する町民からの今後要望が出てきた場合に検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（作間七郎君） 西村秀博君

28番（西村秀博君） 証明書等については、今、印鑑証明とか戸籍の関係とか、そんなものについては最近コンビニ等でも発行されているような市町村も出ているように聞いておりますので、杉本町長の目玉として、中能登町はいろんなサービスの一環として、そういうものに十分対応できる、そんな町だなというふうなことも考慮しまして十分に対応していきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） それでは、今議会に当たりまして、私から質問をさせていただきます。

ます。

私、鹿西町の議会を通じまして傍聴者の方がおられる前に質問するという事はなかなかなかったわけでありまして。いつも私の質問のときは、だれもおらないときに質問をした。きょうは大勢の方がおられます。ひとつ最後までよろしく、よろしく願いいたします。

それでは、アスベストの問題。この問題について、私、先般の質疑のときにも質問を行ったわけですが、今回も一般質問の中で担当課並びに町長の答弁を求めたいと思います。

1番目に、7月29日に第4回の中能登町の臨時会が開かれまして、そのときに全協の席上でございましたが、私が質問したのに水谷内教育長が答弁をさせていただきました。また、9月議会に当たりまして、私はこれらの点について再度、学校関係を中心にした箇所づけ等について再質問をして、きちんとその点について報告を願いたいと思うわけでありまして。

まず、中能登町の学校がある中で、今問題になっているアスベストを使用している施設、それ等について具体的に何カ所あり、面積的にはどうなっているのかということについてお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、これは学校関係だけでございますが、中能登町にはいろいろな公共施設があるわけでありまして。それらについてもアスベストの問題点はないのかどうか。この点について担当課はどこに当たるのか知りませんが、担当されている課長さんから答弁を願いたいと思っております。

例えば、私、他の町のことは知りませんが、鹿西町にとれば勵志館、公民館、それから武道館、これらは今新聞等で報道されている年月から見れば大変古いものでありますから、それらについてもどうなっているのかということをおひとつよろしく願いをする次第であります。

石川県は先般の議会の中で、深刻化するアスベスト問題の対策強化のため、アスベストを使ったすべての建築物について解体作業の届け出の義務を12月から施行を目指しているということを言っております。床面積500平方メートル以上の吹きつけアスベストの使用は、10分の1の50平方メートル以下にしたそうであります。

また、これは担当課はどなたになるのか、総括されるということになりますと小山参事になるかと思っておりますが、民間の建物、例えば丸井織物、肥田電器、カミムラKK等、大きな建物について、やはり機械等を設置したところにアスベストを使っているおそれがあるかと思うのです。そういう民間施設についても、県の方はきちんと調査をする必要があるということをおっしゃっておりますが、具体的に町として何かそういう点の調査方法を考えておるといえるのかどうか。この点についてよろしく願いをいたします。

次は、耐震問題でございます。

このアスベストの問題が答弁いただいてから、耐震問題について質問をしたいと思っておりますが、議長さん、いいですか。

それでは、終わります。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

大まかなことにつきましてお答えをして、詳細につきましては担当課長より答弁をさせます。よろしく願いいたします。

アスベスト対策は今後どのような対応をとるのかとの質問でございますが、今定例会には教育委員会関係施設の調査費を計上いたしました。早急に現状を把握して、石綿アスベストが使われているところがあれば、まず封じ込め工事等を行い、飛散しないような対応をとらせていただきたいと思います。

町内の他の施設も含め、アスベストの対応



につきましては、国、県の指導をいただきまして、町民に健康被害が出ないように努めたいと考えております。

今、県議会におきましてもアスベストについて議案も出ているところであります。それらを見ながら、県並みのご指導をいただきまして進めていきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長  
〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

今定例会に補正に出した調査箇所についてでございますが、学校関係で、児童館2カ所、学校9カ所ありますが7カ所分、体育施設、それから生涯学習関係の施設7カ所ずつ、それから文化財の関係4カ所の調査費を計上いたしました。面積につきましては、調査費を計上いたしましたので、調査を受けて調査の結果、面積が出てきますので、現在のところ面積についてはわかっておりません。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

民間のアスベスト調査についてのご質問でございましたが、町独自の調査は今現在のところ考えておりません。また今後、県の指導等によりまして、必要ならば町も県に準じてその調査をしていきたい。このように思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君  
38番（杉本平治君） 改めて教育課長にお尋ねいたしますが、施設は体育施設を含めて何カ所かあるわけでありまして。把握されている施設等について、面積は別として、これらにつきましてきちんと何々学校の何カ所という、そういう報告はできないものかどうかと

いうこと。この点について再度報告を求めたいと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長  
教育文化課長（永源 勝君） 現在、調査費の補正を今お願ひしている段階でございます。この調査費の補正が認められれば業者に委託して調査をするというものでございます。ただ、昭和50年前後にはそういうものを使ってもよいという指導がありましたので、使っているところがあるのではないかとこのふうには思ひますが、現在どこに使っているかという詳細については把握しておりません。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ただいまの課長の答弁では、調査を待ってその点について報告したいということでありまして、早急に調査をいたしまして報告をお願ひいたします。

何分にも学校施設というのは子供さんが主として使う施設でありますから、それらについて問題が後から起こらないようによろしくお願ひをいたします。

次に、公共施設の耐震化問題について質問をいたします。

国土交通省は、阪神大震災をきっかけに耐震改修促進法を改正いたしまして耐震診断と補強を強めるという、そういう考えであります。町長か担当課長の答弁を求めますが、中能登町にある小中学校は合計で今のところ9校ありますが、現在の報告をその点について求めたいのであります。

旧鹿西町の施設を例えば取り上げると、昭和44年度に励志館が完成いたしました。同50年度に武道館が完成いたしました。50年度は鹿西庁舎が完成されているわけでありまして。

そうなりますと、この学校以外の公共施設についても耐震調査を行っていく必要が私はあるのではないかと、そのように思ひます。

勵志館、公民館、建った当時は大変立派なものでありましたが、今になりますと大変古いなという実際の感じを受けるわけでありまして、そういう点でこれらの調査を行って、十分に使用が可能なのかどうか。例えば補強をすればそれで十分に使用ができるということになるのかどうか。そこら辺も調査の中にひとつ、学校以外の公共施設、鳥屋にも体育館がありますし、鹿島にも公共施設があるかと思いますが、それらを含めて調査をぜひとも行って、明確な報告を議会の方へ願いたい、そう思うわけでありまして。責任者の答弁を求めたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 公共施設の耐震調査の結果についてであります。学校関係では、昭和56年以前の建物については耐震診断などを行っております。その結果を受け、鳥屋中学校にはこの夏には耐震工事を終了いたしました。鳥屋小学校は、現在、耐震工事の実施設計を行っているところであります。

また、鹿島地区の学校については、一部補強が必要だとの結果をいただいているところもありますが、諸般の事情もあり、いましばらく時間をいただきたい、そう思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長

〔生涯学習課長（服部顕了君）登壇〕

生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

学校関係の施設につきましては、緊急度もありますので調査されているところでございますが、学習施設、それからスポーツ施設等につきましては、現在のところ耐震の調査いたしておりません。今後、学習施設、スポーツ施設等につきましては、順次調査検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 今、担当課長から答弁がありました学校以外の公共施設の調査等については、していないということ。これは事実ですから、それを今とやかく言いませんが、早急に調査をして万全の策を講じていただきたい。使用しているのは大半が子供さんたちでありますから、体育館は、その点はきちんとしていただきたいと思います。

それから、ただいま町長が答弁いたしました旧の鹿島町は、100%調査はしているが対応はしていないということ。鳥屋は補強工事を予算化して行っているという、このアンバランスですね。この点につきましては、今後どのように考えているのか。

例えば、鹿島町に久江小学校を除きまして御祖小学校、滝尾小学校、越路小学校、鹿島中学校、私たち議会として見てまいりました。大変年代ものでございます。調査はしたということですから結論は出ているわけですね。どういう調査の結論が出ているのか、これについてきちんと報告願いたいと思うのです。

調査はしたけれども、報告が議会に一回もないです。補強の工事をすれば10年もつと言っているのか、取り壊ししなければいけないと言っているのか。調査はしたのです。今、町長は言いました。調査の結果、報告願いたいと思うんです。

これは後日いろんな方が、私、質問書を一覧表見ましたら、学校の統合の問題等に一般質問に出ておりますね。それらに絡んでくると思うのです、この件については、避けて通るというわけにはいかないのです。

だから、調査の結果というのをきちんと報告願いたい。鳥屋は調査の結果を受けて補強工事を小中学校やったのです。鹿島町はどうなっているのか。この点について、結果わかっていると思うのです。担当課の方から報告願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 杉本議員さんのただいまの質問でございます。

先ほどお話ししたとおり、鳥屋小中、鹿島小中についての耐震の診断は終わっております。順番としまして、鳥屋中学校がこの夏、診断結果、工事は終わりました。次、順番として鳥屋小学校の順番になっておりますが、鹿島の4校についても順次改造していく、そういう予定でございます。

先ほど倒壊、壊してしまうのかというご質問でございますが、私が聞いているところによりますと、そういうものはありません。一度に町としてはできませんので、順次耐震工事をしていく予定でございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 私はね、教育長、古いから、調査の結果どうにもならないから壊してしまえ、そういうことを言っているのではないのです。

例えば鳥屋の小中学校は、調査の結果に基づいて補強工事を行っている。鹿島町はどうなっているのか。補強工事を行うというつもりなのかということ聞いたんです。教育長は、順次、鹿島町の校舎についても補強工事を行うということを明確に答弁されましたが、この件につきましては文部省のいろんな方針の中にもあるわけなのです。全国的に阪神大震災の災害を受けて、学校建築物については改修よりも新築の方が早ければ新築の方という、そういう方針も出ているわけでありまして、これは町長に伺いますが、この点については、鹿島町の今の現在の小中学校については順次改修をしていくという、そういう方針に変わりはないのかどうか。この点について念を押しておきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 鹿島町の学校につき

ましては、合併協議会から一番先に4校を統合する、そのような回答をいただいて引き継ぎを受けました。そういう中で、今、4校をどのように生かしていくのか。そしてどうなるのか。

今いろんな質問の中で、これからはっきりしていかなければならないわけでありまして、けれども、それらを勘案をして、今、これはすぐ御祖も滝尾もあれも全部耐震しなければならない、それだけ早急にしなければならないということでもありません。その時代、その時代で建てたときの基準がありまして、それは全部クリアしているわけでありまして、そういう中で阪神大震災、あるいはいろんな災害のあるたびにハードルが高くなっているわけでありまして。そういう中で、少し足りないところもあるというところでありましてけれども、ことし、来年しなければならないというところでもないのではないかと。そういう中で、大きなまちづくりの中でぜひ考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 町長から今答弁をいただきました。今後の合併協議会の会議を踏まえて、この問題について対処していきたいということでありまして。

大変問題は大きいわけでありまして。鹿西町が金丸小学校を一つ統合することにも1年以上の日数がかかりました。地域の方々から大きな課題が寄せられまして苦労したわけでありまして、どうであろう、耐震調査が出ていますから、耐震調査の結果だけでも議会にどうなっているかということ報告を願いたいと思えます。

時間が1時間ということになっております。刻々と時間が迫っております。あと30分ありません。ひとつ私、質問を議長さん、割愛します。よろしいでしょうか。

2番目に、公共工事のあり方について質問したかったんですが、またの機会に譲りまし

て、次へ移りたいと思います。

課題は、中能登町職員間の格差の問題の解消について、この点でございます。

この点につきましては、6月議会において小坂議員から一般質問で同様な質問を行っております。町長は、そのときに次のように答弁をいたしております。私も3カ月間見ている、格差があることは承知しております。格差があるということは承知している、町長はこう言っているんです。県下でも大変低いランクであるということも十分わかっている。これも町長はわかっているわけであります。

しかし地域の状況を見たときに、一度に是正することもできないし、かといって職員にとっては、同時代に入った時期も同じなのに給与の違となれば、やはりおもしろくないのは現実であろうと思っております。そこで、できるだけ早い時期に職歴などを勘案しながら是正を行っていきたい、そう思っております。

これが小坂議員に対する6月議会での町長の答弁であります

それで、町長に2点ばかりお聞きいたしますが、県内で合併をした町が能美市、かほく市、近いところでは七尾市、あるわけですが、同じ合併した町でも格差の是正というのはどのように行っていたのか、現在どうなっているのか。一番近いところで、七尾市と鹿北3町というのは、議員の歳費についても職員の給与についても大きな違いがあったと思うのです。そこら辺を現在どうなっているのか。うまく格差是正をしたのか、中能登町のようにそのまま引きずっているのかどうか。この点について1点目、町長の答弁を求めたいと思います。

これは町長でなくても、実務者の小山参事でもようございますよ。

2点目といたしまして、できるだけ早い時期に是正を考えているという町長の答弁ですが、町長の考えている時期は具体的にはどの

ようなことを考えているのか。1カ月後なのか3カ月後なのか10年間を考えているのか。そこら辺をひとつよろしく、具体的にどう考えているのか。

もう一つ、これは小山参事にお尋ねしますが、格差があると小坂議員が質問したんです。苗山参事はそのときに答弁をしたわけであります。議事録の118ページに、苗山参事はこの点について、苗山参事は合併協議会のときに協議会の総務部会長をしていたということで、この点について答弁を行ったわけであります。具体的に格差があるということ、そのことを認めて答弁を行っておりますが、私は具体的に小山参事、それから3人の参事の方々は、そういう点についてどう把握しておいでなのか。苗山参事が意見を述べた、それらについて、我々もそういうことは承知している、総務部会の中で論議したんだと。だけれども先送りになって、合併が急がれて、合併してしまったんだという、そういうことに思っておいでなのか。そこら辺をひとつよろしくお願いをいたします。

ちなみに、国家公務員を100といたしますと、金沢市、野々市は100を超えている数字が出ているわけであります。ラスパイレスが100を超えているわけですね。そのときの苗山参事の話の中では、鹿島町は90届か届かないという。88か89、ラスパイレスが。鳥屋、鹿西は80だということです。90と80の違い。私はそういうことについて、鹿島町の方々が給与が高いんじゃないんです。鹿島町の方々もほかの七尾市の職員から比べれば給与は低いんです。旧の鳥屋、鹿西がそれ以上に低いということになりますと問題点があるのではないかと。今後の中で、私は早急に是正しなくてはいけないのではないかと。町長も認めているのですから、簡単なわけにはいかないと思うのです、職員給与の是正というのは、県の許可も要りますから。

だから、この点について七尾市は旧の鹿北

3町をどういうのに処理してきたのか。今でも格差あるのをそのままいるのか、是正してきたのか。そこら辺もひとつ知っている範囲内で小山参事、報告願いたいと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 合併後の給料の差がどうなっているかという質問でありますけれども、今まで合併をして、そしてその後すぐそれぞれの差を是正したということは県下では聞いておりません。七尾市におきましても、かなり鹿北3町と七尾市の差があることは事実でありますけれども、上の方と言ったら失礼ですけれども、課長さんとかそういうところにつきましては駆け込みで上げたそうです。そうしたら、なお職員との給料の差が開きまして大変弱っているというような、武元市長と話をしたときにそのような話を聞いたことがあります。公に是正をしたということは県下でも聞いておりません。

そういう中での中能登町の是正をいつからするんだということでもありますけれども、6月議会で答弁をいたしまして、せめて来年の4月ぐらいまでにいろいろと県下あるいは県の指導をいただきながらしなければならぬと思っております。今これだけ差がありますから、来月からすぐ是正できるものでもないと思っておりますので、少し猶予をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） 1時間という時間の中でいろんな質問を、答弁を入れて1時間でございますから大変難しいんですが、小山参事にお尋ねしたいのは、格差の問題について具体的に中能登町の職員間の中で、全体の職員は格差があると私は思っているのではないのです。だから、何十歳までは格差は大体職員採用のときに3町とも同じようなレベルで歩んでいた。現在、格差のあるのは何歳から何歳ぐらいまでがあるのか。これは同じ是正

するにしてもいろんな方法があるかと思うのですが、そこら辺はどう判断されているのか。総務部会で、そういう点についてどう論議されたのか。いたし方ない、どうにもならない、合併しなければどうにもならないということで、合併が前提で論議が置き去りにされて合併を進めたのか。そこら辺、年代的に幾つからそういう問題について小山参事は考えておられるのか、答弁をいただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

この根本的な違いと申しますのは、先ほど議員言われたとおり、決して鹿島が飛び抜けて高い状況ではありません。その差が出てきたのはどこであるかといいますと、昇給、昇格時点で旧の鹿西町、旧の鳥屋町については正規の昇給、昇格がなされていなかったというのが実態でございまして、私も、その調整部会の段階で話をしていたときには、大体35歳以上の職員で50歳までの方については多少なりともそういう差が出てきている。ただ昇格については横滑り、それから級が上がる。そういう事態が職員、特に鹿西町、鳥屋町の職員の間ではなされていなかったというのが実態でございまして、そういう点が今の現在の差につながったものというふうに理解をいたしております。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） それでは、この問題について終わりたいと思っております。ひとつ担当課を含めて、この問題について早急に対策を考えていただきたい。新しい中能登町を職員の方が一番やはり頑張ってもらわなくてはどうかにもならないのです。だから、そういう方々が十分に働かれるように。給与が隣の者と机並べていて格差があるということは、町長も言うように大変おもしろくない。これは

事実だと思うのです。そういうことのないようにひとつしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

総選挙に私は、今済んだのでありますが、問われていたのは何かということ振り返ってみたいと思います。

なぜこういう課題を選んだのかといいますと、私、議員になる前は郵便局に36年間配達をしていたわけでありまして。郵政は私のふるさとでございます。果たして郵政が民営化の本丸だと言った小泉首相の言葉が正しいのかどうか。このことについて、私は私なりに考えてみたのであります。

雪の日でも雨の日も配達をしておりました。雪の降る日、上曽祢、昔の鹿島町の曽祢です。配達にいきますと、あそこはノウテがあります、大変飛び地でございます。今議員をしている合田喜信さんの家が上曽祢の中で一番最後に配達するわけです。配達しますと、亡くなられたおじいさんが、ご苦労さんやね、十分に高畠までけがせんと上がっていきや、そういう言葉をかけてくれたことが何回かあります。そのように地域の中に密着していたのが私は郵政事業だと思うのです。

中能登町の金丸郵便局は羽咋市と提携とりまして、金丸郵便局内の今の羽咋市、旧の余喜村、そういう内方の安否、年寄り、ひとり暮らしの年寄りを配達しながら気をつけて見回っている。そういう契約を羽咋市と金丸郵便局はしております。このように地域に密着しているのが私は郵便局の立場でなかったかと思うのです。

そういう点で、郵便局と違いますが、先般朝日新聞にこういう記事が載っておりました。町長にもぜひとも頭の中にとめておいてほしいと思うのです。課題は過疎ということで、上中下にわたって載っておりました。「沈む能登の悲鳴」という課題でございます。

貧しい過疎地は持っているものまで奪われてしまう。貧しい過疎地は、今持っているものまで奪われてしまう。奥能登は鉄道のない40年前に逆戻りした。ことし3月末で廃止されたのと鉄道能登線の存続運動に取り組んできた元能都町長の益谷健夫さんは今も納得がいかない様子だ。だが、すべてここが問題だと思うのです。「効率」が優先されている。住民の思いを「改革」の風がかき消してしまっている。

私は、そこが今の郵政民営化の大きな課題だと思うのです。何でも改革で、住民の思いというものはかき消されてしまう。そういう政治であっていいのかどうかということ。

これは中能登町でも言われると思うのです。改革だということで、町長がそういう言葉で住民の福祉を低下させたら、私は大変貧しい政治になろうかと思うのです。私は、改革という言葉のマジック、これについて私はもう一遍考えていただきたいと思います。

奥能登に能登空港ができましたね。能登の浮上、交流人口の拡大に県が航空会社に搭乗券の保証までして開港した能登空港も、羽田便の2便が満席であってもせいぜい観光バス4台分程度の人数では経済効果も期待したほどでもない、輪島市の観光業者がそう言っているそうです。

それどころか、利用助成制度で税金をつぎ込みながら、次が一つの問題点です。住民の購買力が東京に取られてしまっているということです。若い方々がファッションにあこがれて飛行機に乗って東京へ行くのです。東京のファッションの品物を買ってくる。税金を使ってそういうことをやっている。私は、一面そういうことも言われるのではないかと思うのです。

私はそういう点で、この郵政民営化が今後日本の国にどういう効果をあらわすのか大変懸念を感じているわけでありまして。

まだ10分ほどあります。

小泉首相はこういうことを言ったのです、選挙のときに。常勤の国家公務員が26万数千人、郵政の職員のことを言っているのですよ。そのほかに短時間公務員、パートですね、約12万人。合わせて38万人の国家公務員が郵便局の仕事をしている。これを改革しなくては郵政の本丸の改革にならないと小泉は言ったのです。

だが皆さん、これは中日新聞が一番新しい大図解シリーズというのを中日新聞社が出しているのです。これは9月に出した一番新しいもの。この中にどう言っているかといいますと、日本の郵便局の職員数27万1,368人だと言っているのです。この図解では。私は、こういうまやかしの言葉で、国民を言葉でまかして、そして郵政民営化を進めるということ。それがひいては、先ほど私が言いました奥能登の能登線の廃止につながっていく。私はそういうことになろうかと思うのです。

町長も知っているように、新幹線が通ったらJR七尾線は第三セクターにしたいということを行っているのですよ、JRは。そういう切り捨てを地方に押しつけようとしているんです。もうかるところだけは取ろうとしているんです。もうからないところは第三セクターにしようとしているのです。国鉄がそうであったのです。郵政も私はそういうことになるのではと思うのです。

中能登町に良川郵便局、金丸郵便局、鹿西郵便局、御祖郵便局、滝尾郵便局、越路ありますね。以前は久江にも簡易郵便局があったのです。農協が撤退したと同時に、久江の簡易郵便局もなくなりました。地域に密着している郵政事業がこのように効率だけではかられて消されていくということは、私は今のJRの民営化につながってくるのではないかと思うのです。

私はこういう点で、今度の国会に政府は郵政民営化を出してきます。だが、出してきて成立したとしても、地域の声でその度合いを

とめていく、そういうことが私は必要でないかと思うのです。

例えば御祖の郵便局の存続を要望していく、滝尾の郵便局の存続を要望していく、そういうことが今後の中能登町の中で必要ではないかと思うのです。私はそういうことを思っているわけであります。

最後に、私は、今の政府のやり方、これは余り例えとしたらよい例えでないかもしれませんが。昔は、私たち青年団の時代に村芝居をしておりました。それが一つの娯楽でありました。よく国貞忠治の芝居をやったのです。国貞忠治はやくざであります。弱い者を助け強きをくじくというのは名せりふです。最後の刀を振り回す。今の小泉首相のやっていることは、強きを助けて弱きをくじく。そういう政治を今、小泉首相はやっていると思ふのです。

この後に消費税の増税、定率減税の廃止、扶養控除の廃止、いろんなものが出てきます。そして負担ばかりふえて、そして暮らしにくい、そういう政治に私はなるのではないかと思うのです。

私の以上の点、意見を述べて、町長が今後、中能登町の福祉を含めて今後の現状を守っていく決意をひとつ述べていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 5分ほど答弁の時間がありますので、今回の総選挙における私の思いを込めて、今の質問にもお答えをしたいと思います。

9月11日の総選挙の結果は、自民党が296人、民主党113人、公明党31人、共産党9人、社民党7人、国民新党4人、新党日本1人、新党大地1人、無所属が18人という結果でありました。まさしく単独絶対安定過半数を優に超える数であり、公明党と合わせれば327議席で全議席の3の2を超えるわけであり、仮に参議院で法案が否決されても再び衆

議院で成立をさせることのできる力を得たわけでありませぬ。

杉本議員は、今後の小泉政治は地方切り捨て政策を早めてくると考えるかどうか、また郵政民営化は現国鉄の民営化に通じないかどうかという質問であろうかと思ひますけれども、私自身、一体自民党はどんな党になつていくのか関心を持って見ていかなければならぬと思ひています。これは刺客とか、あるいは落下傘とか、くのいち刺客と言われて立候補した方々がことごとく当選を果たしました。そんな方々は今までの自民党らしくない人々でもあり、これまでの自民党との香りと異なる香りを持った人と言つてもよいのではないかと、そう思ふからであります。

新しい人材は、いずれも実力を備えた人々であります。東京比例区から立候補いたしました猪口邦子氏は上智大学の教授であり、2002年から2004年まで軍縮会議日本政府代表部の特命全権大使を務めました。岐阜1区に野田聖子氏に破れたけれども比例区で当選を果たしました佐藤ゆかり氏は、財務省税務制度問題研究会、経済産業省産業構造審議会、自民党財政改革研究会などに名を連ねたエコノミストでもあります。東海比例で当選いたしました藤野真紀子氏は、料理関係の雑誌やテレビ番組で活躍し、カリスマ主婦で、政治と料理は相通ずるものがあると述べ、料理の達人であります。このような方々が自民党内に無派閥として70名近くがいるわけであります。

こうした新人材が自民党内でどのようなポジションを得て、どのような活躍を展開していくのかわかりませぬ。わかっているのは、この新しい人たちは郵政民営化に賛成であるということだけであります。

また、今回の選挙では、よい意味でも自民党らしさを備えている平沼赴夫氏や古屋圭司氏、そして若手ながらなかなかの人材であると言われておりました城内 実氏らが皆、党

を排斥されたり落選をした方々であります。そういう方々がいない自民党が今後どうなっていくのか。

また古賀 誠氏や高村正彦氏のように、最初、郵政民営化反対論を展開しながら、最後の投票場面で投票を棄権し、後に郵政民営化に賛成をし公認をもらい、無事当選をした、このような人たちがベテランとして自民党内に残ったことは今後どう影響するのか。私は、心して小泉首相と今後の自民党をチェックしていかなければならぬと、そう思つております。

また今、私も郵便局の方は本当によくやつておいでと。一人の方へ訪問もしたり、雨にも風にも負けずに、今、日曜日が休みになりましたけれども、私の小さいときから本当に赤い自転車に乗つて、そしてノウテを越えてやつていただきました。そういう中で、今、民営化をそこまでしなければいいのではないかなと、私はそう思つておりましたけれども、今のように国民の出した答えは3分の2以上与党に与えたということでありませぬ。これも一つの選挙戦術の差であったのかなと、そう思ひますけれども。

1993年にカナダの与党157名が小選挙区制をとつておりますけれども、2名になった例もございませぬ。また、今、自民党の方々が公明党との連携がなければ7割、8割の方が当選されないのではないかという数字もありません。そういう中で、これから日本が本当に変わっていく、そういう中で地方から国政に対して地方の言葉で求めるものは求めていかなければならぬ。言うべきことは言うべきでなからうか、そう思つております。

また、この中能登町におきまして、今まで以上に過ごしやすい、合併してよかった、そんなように言われるようなまちづくりにしていきたいと思つております。

ここに答弁もありませんけれども、時間ありますので、また次の機会に述べさせていた



だきたいと思います。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本平治君

38番（杉本平治君） ありがとうございます。  
す。

最後に、町長並びに管理職である課長さん方をお願いしておきたいと思います。これからいろんな意味で、私は改革の名で切り捨てが出てくると思うのです。中能登町の町民の思いをきちんと胸に受けとめて中能登町の行政を進めていっていただきたい。そのことを最後をお願いいたしまして、私の質問を終わる次第であります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 昼食のため、1時30分まで休憩をいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） これより介護保険について質問したいと思います。

平成12年にスタートした介護保険制度も5年目にして見直され、この10月から施行される施設における利用者負担の改正や、来年4月からは改正介護保険法が全面的に施行される。これらに伴い、その準備作業に取りかかっていることと推察します。

進展する高齢化社会において要介護者がふえつつある中で、介護や医療に幾らでもお金をかけることができる町の財政ならばいいのですが、今の状況では大変無理なことはどなたも理解できるところではないでしょうか。

今後、介護保険制度をより円滑に運営維持しながらさらに発展させていくことが、町政に求められてくる大きな課題であろうと思います。これらを踏まえて、次の3点に伺いた

いと思います。

1つには、過去5カ年間ににおける課題と問題点についてどのようなことがあったか。この件については、合併以前の旧町単位で執行されたところでありますから、これらを集約してお答え願いたいと思います。

2つ目には、今後より効率的で効果的な運用を図るにはどのようにすべきか。

3つ目には、改正介護保険法を町民へどのように周知徹底し、ご理解とご協力を得ようとしているのか。

これらについて担当課長より伺いたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

〔介護担当課長（小山三雄君）登壇〕

介護担当課長（小山三雄君） 諏訪議員のご質問にお答えいたします。

過去5年間ににおける課題と問題点というのを諏訪議員に最初にお話ししたときは、合併のときのというのをちょっと聞き漏らしましたので、それに関しては、今、私ここで判断して言いますが、合併の折の問題点は、ほとんど調整されていたかと思えます。

一番のことで言えば、保険料ですけれども、保険料は第1期は若干あったということですが、第2期は合併を先に見越しまして3町とも同じ介護保険料でしたということですので、問題はなかったかと思えます。

あと施設等のバランス的には、それぞれの施設をそのまま従前どおり持っていくということ聞いておりますし、あとは若干細かいこと例えば、介護保険料の納期に少し、それぞれ12期でありますけれども、12月中と1月中の納期の日付が若干違っていたということ調整いたしました。

それから徴収方法でありますけれども、鹿島町だけは区長さんを経由して集めていたということで、それは、私そのとき税務をしていましたけれども、そういうのを廃止して口

座振替を進めようということ、口座振替のみということになったかと思えます。

また、あと認定審査会の方は3町とも鹿島町が事務局でしておりましたので、全く同じであります。

それから認定調査に関しては、課の統廃合ありまして一つの課に集約されましたので、介護担当課長が主となりまして、それでもまだ保健センターの保健師等の協力を仰ぎながら認定調査を行っております。

以上で大体、主な調整項目はそのようございました。

一つ全体の国の流れ、過去5年間を一応総括しましたので述べさせていただきます。

介護保険制度の趣旨は、その人がその能力に応じて在宅で自立した日常生活を営むことができるような必要なサービス支給をもって保健、医療及び福祉の向上を図るものでございました。平成12年度からしまして、2期、3期と来ましたが、現在抱えている我々の、国も同じですけれども問題点は、大きくは3つあるかなと思えます。

一つには、介護サービス給付が老人医療費をしのぐ勢いで増大している中で、将来にわたるこの制度の持続性が懸念されております。いわゆる給付と負担の均衡、これが高まっているという一つの問題。

もう一つには、要支援と要介護1などの軽度の介護者が急増しているということ。

3点目には、施設サービスへの利用の偏りが顕著であるということが今非常に問題になっておるのではないかなと。

そういう意味で、国が6つの柱で一応改革をねらっております。

我々町としまして、国の基本方針に乗って、現状を分析しながら計画を策定してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長  
介護担当課長（小山三雄君） 1点抜けて

いるということでありましたので、申しわけありません。

3番目の改正介護保険法の町民への周知徹底ということでありまして、介護保険法の一部改正につきましては、ことし6月22日に法案が国会で可決されました。改正内容につきましては、平成18年、議員がおっしゃる18年4月から実施されるものと、ことし10月1日から実施されるものとがございます。

町民の皆様には、まず、ことしの10月1日から改正されます介護保険3施設入所者や短期入所利用者、デイサービスを利用されている方の住居費や食費の自己負担化を9月の広報なかのことで周知いたしました。

また、町内に運営しております特別養護老人ホーム鹿寿苑や介護老人保健施設なごみの郷への施設サービスのところの担当課に我々担当課職員を外向させまして説明を行っております。また、石川県の方でも介護保険の施設職員を対象に説明会を8月中に開催しております。

今後は、4月からの改正につきましては、我々の、先ほどから言っておりますけれども計画委員会を立ち上げておりますけれども、そこには内容を周知いたしましたけれども、町民の皆さん方にも毎月の広報で順次お知らせしていきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） まず、保険料が県内、他の市町に比べて安いのか高いのか、どの程度にあるのかということですね。

それから、10月1日から施行される件について、広報のみで十分に徹底されていると思われるかどうかということです。

それから3点目には、施設志向型の高まりを今後どの程度に誘導されようとしているのかについて、再度質問したいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長  
介護担当課長（小山三雄君） 当町の保険料が他の市町と比べて高いか安いのか。県内の

平均であります。3,300円は中能登町は平均であります。

それから、10月1日の件、広報のみでよいかということですが、先ほども少し言いましたけれども、この10月1日の件では居住費と食費のみの件ですので、施設入所者に対して説明いたしました。

それから、先ほど少し抜けましたけれども、居宅サービスで短期入所施設とデイサービスの件は、これはデイサービス、それから利用されている方の施設、いわゆるこちらではほのぼの、ひまわり、鹿島地区のデイサービス、3カ所ありますけれども、そちらでも順次説明、その施設職員が行っておりますし、それからその利用されているときには、ケアマネージャーという方がかかわっております。そういう方は在宅の方は月に一度必ずチェック。チェックというのは少しおかしですが、一度調査に伺うことになっております。毎月毎月伺うことになっております。そういう意味で、ケアマネージャーから情報を仕入れる。そういう意味で、町としてはケアマネージャーに対して説明を行いました。先ほど抜けましたけれども、行いました。

それから、今後利用される、新しく該当される方に関しては、新規に発生した折にケアマネージャーが最初にかかわりますけれども、そのときに逐一説明していく予定でございます。

それから、施設サービスの利用の方法ですが、これは国の基準、また施設基準は従来は介護2から5が41%を目標という目標値を掲げる。それが今度2025年には37%ですか。これは一見下がるようですけれども、それが今までの新予防給付だとか、軽度の方を重度化を防ぐということで、2、3の方を防ぐということを対策ねらいまして。それから2から5までが37%と減りますけれども、これからは重度、介護4と5の方は現状、鹿島町ですと50%ぐらいですけれども、それを

70%に上げる。施設サービスはより重度の方に入っていただく、軽い方は在宅でという基本的な線に、国もそう思っていますし、当町もそういうふうには持っていかなければいけないかなと感じております。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 今ほどの説明の3点目には、施設志向型への高まりを今後どのように誘導していくか。施設志向への高まりがやはり給付の負担にも大きく響いてくる。このあたりを聞いたわけですし、サービス云々ではないわけです。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

介護担当課長（小山三雄君） その利用、やはり多くなっているんですけれども、そこは一番難しい気持ちの問題で、居宅、それから介護される方のそういう気持ちを醸成していくということがもう一方では大事なんでしょうし、それからもう一つ、本に書いてありましたけれども、あらゆる課題が介護保険で解決されるというのはなかなか難しいかなと一つには思います。

そういう面で、3つの自助、共助、互助というのも言っておりますけれども、高齢者自身が重度化を防ぐ、みずから努力するという。それから、人々の支え合いである共助。家族の介護しようという気持ちですね。お互いに助け合う。それから最後には地方自治体の公助ということになってくると思いますので、そこら辺、施策としてもどれがどうかかわり合うようになるか知りませんが、国のいろんな新予防給付等の対策を練っておりますけれども、それによって少しは改善されるかなと。システム的には改善されるかなということを思いますけれども、気持ちの面も非常に強いかなと思っております。

質問になかなか的確ではありませんけれども、そういうことで。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） それでは、最後にも

う1点お願いしたいと思います。

今度の改正の中に介護予防重視型システムの構築という文言が入っておりますが、これをどのように理解しておいでるかということをお聞きしたいと思います。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

介護担当課長（小山三雄君） 国の施策で5つの柱がありますけれども、その一つに介護予防重視型システムへの転換を図ることがありますけれども、これは先ほど言いました軽度の高齢者がふえているということも一つの原因でございます。

それに対する施策でありますけれども、一つには地域支援事業の創設ということと新予防給付の創設ということをしております。新予防給付の創設ということは、先ほど宮下議員のときにもお話しいたしましたけれども、今までの介護サービス、在宅の介護サービスは予防的な色彩を織りまぜて、少しでも改善されるような、介護もさることながら、より元気になっていただくというねらいもあったわけです。従来からも予防的な措置はしていたそうなんですけれども、今回はそれ以上に、より予防的な色彩。例えばホームヘルプでも問題になりますけれども、今までは介護保険をする前には家事援助等もしておりましたけれども、家事援助は逆にその人の能力を減退させるという意味もございます。ですけれども、今まではやはり従来からの福祉施策でやっていた面で、若干それを引きずっている面がある。そういう意味では、ケアプランを立てるときに、本人の本当の自立になるように少しでも努力していきたいというのが全体のサービスにとられるところであります。

それから、先ほど言いましたように3つの運動器の機能向上、それから口腔機能の向上、それから栄養改善、この3つの施設が新たなまたサービスメニューにふえております。

それから地域支援事業というのは、これは要支援1にも該当されない方、いわゆる健康者の大体、従来から言っている虚弱老人になるかと思えます。要支援1にもならない、もう一つワンランク下。大体、高齢者の3%から5%だというふうに国は推計しておりますけれども、そういう方に対してする施策が地域支援事業です。

それでは実際にはどういうことかということ、従来からやっている保健事業の閉じこもり予防教室だとか、認知症を予防することだとか、うつ予防、このようなことを言っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 負担は低くサービスは高くをモットーに適正な執行に努められることをお願いして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、29番 坂井幸雄君

〔29番（坂井幸雄君）登壇〕

29番（坂井幸雄君） せっかくの機会が与えられましたので質問させていただきます。

先ほど宮下為幸議員さん、また諏訪さんということで、第1問目の介護の予防については答弁をいろいろといただいたと思うんですけれども、それもあわせてですけれども、もう一歩手前のことでお願いしたいと思います。

高齢者の介護の予防についてでございます。

きのう9月19日、敬老の日で国では定めております。全国各地では、老人福祉の充実と敬老精神の啓蒙を主とした行事が催されました。中能登町でも17日、18日ということで2日間にわたって4会場で行われたわけでございます。

今年からは3町のすり合わせでございます

でしょうが、75歳から対象者ということで2,083名の方が対象だったということをお聞きしております。

ご案内状を送付した返事が4会場の出席者の予定ですが1,327名ということで、約47%が出席だったと思います。残りの1,476名の方々が健康の理由か、その他の用事がありまして欠席になったわけでございます。

その一つの半数以上の方の要因がどのような要因であったかは定かではありませんけれども、ここを一つ要因を問う必要があるかと思えます。介護の2、3、4ということで、なかなか出席したくてもできなかった方々がおられますが、中能登町の先ほど宮下議員の答弁では1が92名、2が189名だったと思うのですけれども、全体的に合わせて介護1、2、3、4、5までどれくらいの方数がおられるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思えますし、また、先ほど諏訪議員さんの施設のことにしてお聞きしておられますが、中能登町としては施設にどれだけの方が入っておいでなのか、あわせてお聞かせ願いたいと思えます。

時間がかかるようでしたら、後ほどでよろしいですけれども。

今、国では、今後さらに進展する高齢化社会において介護保険制度の円滑な運営を維持していくことが責務としてあります。高齢者の尊厳を保持し、この能力に応じて充実した日常生活を営むことができる社会実現のために、行政が将来を見据えた対策が必要ではなからうかと思えます。

後期高齢者の日常生活では、少々の段差でも転倒することが往々にあります。また、そのことに関して骨折、また大腿骨の骨折がございまして、そのことに関して誘発して血液の流れが悪くなり、脳梗塞、脳血栓が多々発生するわけでございます。

そこで、高齢者の体力の現状を保持するためには、先ほど宮下議員が言われましたよう

に、生涯スポーツを通じて足、腰、また、その他の筋肉をトレーニングして、少々の段差でも転ばず、また健康であることをこいねがうわけでございますが、そのような対策をより一層推し進めるのは行政の役割かと思えます。

そこで、介護の分野だけではなくて、これは福祉の面に対しても力を入れるべき問題かと思えます。転ばぬ先の何やらというように、常日ごろ高齢者、60歳以上の方々が筋肉を強化していただきまして、一年一年歳を上手に重ねていただきますことを願う施策が一つの大きな施策かと思えます。これが改正介護保険法の要望かと思えます。その点、どのような考えでおいでなのか、早急なわけでございますが、考えがあったらお知らせ願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 大村福祉課長

〔福祉課長（大村義一君）登壇〕

福祉課長（大村義一君） 坂井幸雄議員の質問についてお答えをさせていただきます。

福祉課といたしまして、高齢者の健康増進、いろんな施策等を考えておりますけれども、介護予防でありますので保健環境課も絡んでくると思っておりますけれども、町全体として非常に重要な課題でありますので、高齢者の方お一人お一人が健康に対する意識をこれからも高めてもらうような啓蒙、また健康のための教室等が非常に重要だというふうに思っております。

そういった中で、町といたしまして地域の集会所、または交流館、保健センターなどでそういった高齢者の方が介護予防にならないように足腰、そういったものを非常に鍛練するように、介護予防教室等も行っておりますので、お年寄りの方お一人お一人、ぜひそういった方にも参加していただきまして、今後とも介護予防のために励んでいきたいと思っております。

それから、非常に軽スポーツもお年寄りの

ためにも非常に重要な問題でありますので、スポーツ担当課とも協議しながら、またそういったものの普及にも努めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

〔介護担当課長（小山三雄君）登壇〕

介護担当課長（小山三雄君） 先ほどの介護2、3、4、おくれまして申しわけございません。

介護2が128人、16年度末ですけれども。介護3が104人、介護4が107人、介護5が107人ということになっております。

それから施設入所者、3施設合わせて221人ということであります。

以上です。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 小山課長さんには、いろいろと数字を教えていただきましたのですけれども、ここを淘汰しますと、やがて650名の方が2、3、4ということでございます。先ほど75歳以上が2,803名ということが納得し、また欠席の対象者であろうかと思われる。

そこで、町長、先ほど福祉課長が福祉の面も力を入れていきたいということでもございましたのですけれども、少々地域で仲間ができた場合の福祉対策ということで、何か後押しできるような考えを持っておいでなのか。なかったらいいのですけれども、ひとつ同じ趣味の仲間としてそういうグループができた場合にはその後押しができるかどうかということで、あったらお答え願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをしたいと思います。

仲間ができれば何かご支援ができないかということでもありますけれども、それぞれの地

域には老人会もありますし、町全体の老人会、それぞれの地域の老人会、あるいはまた身障者の方々の町の会もありますし、いろいろの会があります。そういう中で地域に何名かということであれば、それも定義もないわけでありましてけれども、そんな方々が集まって何かをするということであれば、またその事業なり、それに関しての応援もいたしたいと思っております。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 町長さん、答弁ありがとうございます。行政は先行が大切かと思われまので、よろしく願います。

2番目でございますが、農業関係についてでございます。

日本の国民の生存権を基本として平成27年度、10年後ですが、食料自給率を45%まで上げたいということでございます。食育や地域、地産地消を生産者から消費者に流通する一層の合理化が図られるわけですが、命の償い、食に関しては大変関心がございます。

外国との摩擦感が生じておりますが、多国籍間の貿易摩擦には国では守るべきものは守り、譲られるものは譲るという基本理念に基づいて、できる限り国産増産の食料を目指しているわけでございます。

先般、総選挙がございまして、いろいろと一時中断しておりましたが、BSEの狂牛病の輸入とかいろいろと問題がありますが、国産だったらば対応がすぐできると思います。いろいろと国外からの対応が難しいかと思っております。そういう意味合いにおきまして、できるだけ国産の食料をとということではございます。

稲作の関係にございまして、ちょっと質問させていただきます。

台風14号の被害がございましたが、全国においては17年度産米が作柄が良好ということをお伝えされております。現在、17年度産米の仮

渡し金がコシヒカリでは一等米で1万4,200円ぐらいでございます。昨年よりは少々ダウンしているわけですが、あしたかあさってか、全国米穀取引での入札の価格が関心がありまして、豊作であるわけでございますので、米価の下方修正、下方に推移すると思われま。

米の生産調整で、豊作だったらば少々減反面積が拡大されるように思われます。それで、今年の5月から6月にかけて減反調整の現地確認調査での休耕田並びに遊休農地、耕作放棄地の実態を調べたと思います。その数字をお示し願いたいとともに、今年からは農業経営基盤強化促進法の改正がありまして、遊休農地に対して農地を守り生かす運動ということで、最初の段階でございますが、そのような制度に対する行政の方針とは何か指導的な方法があったらお示し願いたいと思いま。

それとあわせて、遊休農地並びに減反ということでありまして、今、転作作物では能登白ねぎの作物面積の拡大をねらっているわけですが、なかなか労働力がかかりま。

ネギに関しては、平成7年より産地化を進めてまいりましたが、能登ねぎでは平成11年に販売取扱高が1億円に達したわけでございます。その後、いろいろと手間暇かかりますということで面積の拡大がならないわけでございます。そこで今、七尾鹿島の白ねぎ部会では労力の省力化ということで、ネギの調製選別施設の導入の検討をしているわけですが、ある程度の面積と収益がなければ効率的な運営がなされま。

けでございます。転作作物としてはなかなか手間暇かかることございまして、中能登では大豆、麦などが往々にあるかと思いま。

一つの産地を目指すためには、行政もひとつ後押しをしなければなかなか産地化が目指されないわけですが、何か後押しできるような施策があったらお示し願いたいと思いま。

それと転作作物の補助金でございますが、水田農業構造改革交付金についてですが、配分方法はどのような機関で行われているかお聞き願いたいと思いま。大豆も麦もネギも本当は均一であればよかったですけれども、なかなか難しい問題がありまして、その配分方法がどこの機関で行われるのか、お示し願いたいと思いま。

それと、続けていきます。中能登町の家畜農家には現在、酪農者が9軒、315頭、養豚が2軒、2,445頭、養鶏が2軒、6,000羽の家畜関係の農家が営まれております。6月の定例会でも清水議員の質問では、排出物の処理をどうするかという問題がありましたが、中能登町の酪農家の9軒に関してはどのような整備の仕方をしておいでなのか、わかったら教えていただきたいと思いま。

話で聞けば個別で簡潔に努力しているというお話を聞いておりましたが、その点いかなものか。また、そうでなかったとしたら、堆肥センターを設立して循環型農業の有機栽培を目標した堆肥センターの取り組みを図ればいいのではなからうかと思うのですけれども、いかなものかと思いま。

それとあわせて、町長、最後ですが、以前に旧の鳥屋町では、ゆうきの里ということでコスモプランの計画がございました。それも循環型堆肥の構想だと思いま。その案というのは、廃案になったのか、途中で検討中なのか、それをあわせてお聞かせ願いたいと思いま。

議長（作間七郎君） 澤農林課長

〔農林課長（澤 賢造君）登壇〕

農林課長（澤 賢造君） 坂井議員の質問にお答えいたします。

休耕田、遊休農地など実面積と耕作放棄地の解消について、指導はどういうことになっているかということでございますけれども、平成17年度の生産調整における休耕田である保全管理実面積は203.5ヘクタールであります。遊休農地については約67ヘクタールほどあると思われませんが、今後、町農業委員会で実態調査を実施し、対策を検討していくことになると思います。

耕作放棄地の解消についての指導でありませんが、昨年11月1日に施行された改正農業委員会法では、農政の重要課題となっている遊休・耕作放棄地の解消に向けた農業委員会の取り組み強化が求められております。また、今年8月に遊休農地の活用を積極的に図る目的で、農振農用地を対象として中能登町遊休農地解消事業助成制度も新たに施行いたしました。

今後は、農業委員会と町が連携をとりながら、耕作放棄地に対する指導をしていきたいと考えております。

次に、転作作物として白ねぎの作付面積の拡大推進と水田農業構造改革交付金の配分方法についてのご質問であります。中能登町の平成17年度地域水田農業ビジョンの中で白ねぎは町振興作物になっております。水田農業構造改革交付金の対象品目にもなっておりまして、また、白ねぎについては特別加算金も含めて農協出荷農家に対して10アール当たり3万8,000円の助成をすることになっており、作付面積の拡大推進に取り組んでいるところであります。

水田農業構造改革交付金の配分方法についてであります。平成16年度から平成18年度まで生産調整面積に対して一定額の交付金が中能登町地域水田農業推進協議会に交付され

ます。その交付金について、国が示した水田農業構造改革交付金の使途基準の範囲内で中能登町地域水田農業推進協議会で協議し、予算配分を決定することになっております。

次に、家畜排せつ物法に対する畜産農家の実態、また循環型農業を目標とした堆肥施設の取り組みを検討する考えがあるかのご質問であります。平成16年11月より国が施行した家畜排せつ物法により、一定規模以上の畜産農家に適正な管理が義務づけられました。この法律に対応するため、2戸の畜産農家の方が国の畜産環境整備事業で堆肥舎等の施設を整備しておられます。

野積み等で家畜排せつ物が放置されているような状況がある場合は県に指導をしていただくこととなりますが、家畜排せつ物は優良な有機質資源であり、農地に還元し、地域循環型農業を推進していかなばならないと考えております。

また、堆肥施設の取り組みを検討する考えがあるかということですが、畜産農家の意向を確認しながら、農業者団体と協議し推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） コスモプランがどうなったかということですが、私も県議会に席を置いていたときに、五、六年前でありましたけれども、農林課の方で確かにコスモプランということで業者の選定から国の補助金のところまで行ってまいりました。私もできるものでないかなと、そう思って期待をしていたときに、突如としてそのプランがなくなりました。どこでどうであったかはわかりませんが、今はそのプランはないと思います。多分、国の予算まで大体ついた案でないかなと思いましたが、最終的には県がつけなかったのかなとそう思っております。なくなりました。

今いろんな問題が起きております。七尾に



も今の家畜の排出物についてのプランもあるわけでありませぬけれども、それも進んでいないことも事実でありますし、JAがこのままであったらなかなか畜産の方もだめになると。そんな意味で、JAで計画をして、七尾と中能登町にプランを持ってきて、もしできれば補助金ぐらいいただけないかというような、そんな話があります。どのようになるかはわかりませぬけれども、やはりこの地域にはそんな施設は大変これから有機農業であれ、また衛生の面であれ大事であると思えますし、そんないいものであれば進めていきたいなと、そう思っております。

議長（作間七郎君） 坂井幸雄君

29番（坂井幸雄君） 最後ですけれども、先ほど1.5次産業絡みと言っておいでる議員もおられました、やはり1次産業に力を入れていただけませぬとどうしても元気が出ないわけでございます。3次、4次もありますけれども、ここの地域では高度な技術が必要かと思えますので、それはなかなか成り立たないと思えますので、ぜひとも1次産業でご要望があったらお力をお願いいたします。

では、終わります。

議長（作間七郎君） 次に、39番 清水 昭君

〔39番（清水 昭君）登壇〕

39番（清水 昭君） 昼食後のひとときで、たびたび睡魔に襲われて上のまぶたと下のまぶたとつい仲よくなりがちでございますが、いましばらくの間ご清聴よろしく願いいたします。

まず、皆さんのお手元へ私の質問の内容がこうしてお持ちかと思えますが、この順序に従って進みたいと思えます。

まず要介護区分の変更であります、これまで要支援と要介護1から5の6段階だった要介護認定を、要支援1と2、要介護1から5の7段階に変えます。政府は、今の要支援の人66万人をすべて要支援1に、要介護1の

人130万人の七、八割、90万人から100万人を要支援2とするとしております。要介護1に残すのは、認知症、痴呆の人や負傷などにより心身が不安定な人に限られます。

2つ目の新予防給付、在宅サービス取り上げの問題であります。

要支援1、2と判定された人は新予防給付の対象とされ、従来の介護サービスが受けられなくなります。政府は、支援1、2の人については家事援助サービスを原則禁止とし、認められる場合も期間や提供方法を制限、筋力向上、口腔ケアなどをサービスの中心としていく方針であります。

3番目の保険料の段階区分の変更では、65歳以上の保険料、第1号保険料の区分が5段階から6段階に改められます。具体的には、今までの第2段階、住民非課税世帯を年金収入80万円以下で年金以外に収入がない人の新第2段階と、それに該当しない人の新第3段階に分けます。また、新5段階以上の課税層は段階区分や保険料額の設定が保険者、市町村等の判断に任せられ、多段階化なども可能となります。

4番目に、保険料の徴収方法の変更では、第1号保険料について遺族年金、障害者年金からも天引きを可能とするものであります。

5番目の食費、居住費が保険適用外であります、介護3施設、特養ホーム、老健施設、療養型病床群の居住費、食費が保険給付から外され、全額自己負担となります。またショートステイの居住費、デイサービスやデイケアの食費も負担増となります。この改悪は、ことし10月からの実施であります。

6番目の低所得者の負担上限ですが、食費、居住費の値上げに対応し、保険料が新第3段階までの低所得者には負担上限が設けられることとなります。基準額あるいは施設の設定額と負担上限額の差額が施設に補足給付されます。これは特定入所者介護サービス費であります。

7番目の措置制度の入所者は軽減を5年間延長ですが、介護保険制度のスタート前から特養ホームに入所していた旧措置入所者に対する利用料据え置き制度は、ことし3月までの期限となっていました。5年間延長されました。

8番目の非該当者向けの地域支援事業であります。要支援、要介護になるおそれがある人、要介護認定で非該当とされた人を対象に地域支援事業を行います。事業のうたい文句は介護予防であります。その実態は健康診査や配食サービスなど、これまで国と自治体が税金で行ってきた福祉事業を介護保険に吸収されるものであります。

9番目に地域包括支援センターの創設であります。要支援1、2となった人のケアプラン、利用計画決定、地域支援事業の運営、高齢者にかかわる相談業務などを担う地域の中核機関として地域包括支援センターを新たに創設し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置します。運営は民間委託が可能とされております。

引き続きまして、その他の制度改変の問題であります。

イ)の地域密着型サービスの創設、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者対応型デイサービス、夜間対応型訪問介護、小規模介護専用型特定施設を地域密着型サービスと位置づけ、市町村等が指定、指導監督し、必要な整備料を計画に定め、報酬設定も独自の裁量となるものであります。

ロ)の居住系サービスの改変であります。現行では介護つき有料老人ホームやケアハウスに限定されている特定施設入居者生活介護の対象を拡大、多様な居住施設に給付を可能とするものであります。

有料老人ホームについて、情報開示の義務化や都道府県による監督強化を図る一方、入居者等を常時10人以上とする人数要件などを

廃止されるものであります。

ハ)の施設整備の交付金化ですが、従来は特養や老健の整備は補助率に基づいて国が補助金を負担してきましたが、これを改め、特養などの整備、環境改善計画など都道府県地域密着型サービスや介護予防拠点の整備計画、市町村等に国が一括で交付金を出す地域介護・福祉空間整備等交付金を創設することになっております。

ニ)の施設整備基準の引き下げであります。市町村等が新しい介護保険事業計画を検討するのにあわせ、厚労省は新しい施設整備基準、参酌標準を示しております。現在、要介護2から5と認定される人のうち施設入所者の割合は41%であります。新参酌標準はこの割合を2014年度には37%以下まで抑制するよう求めています。

ホ)の問題ですが、介護事業者、労働者にかかわる改変であります。介護サービス事業者に指定更新制度を導入し、都道府県の監督権限を強化します。

また、ケアマネジャー介護支援専門員に資格更新時の研修を義務づけられます。ケアマネの代行業務の制限、標準担当件数の引き下げなども進められてきます。

社会福祉法人が経営する介護施設などで働く職員の退職金、共済手当に対する公費助成を廃止されることとなります。

ヘ)の問題であります。保険料の徴収年齢についてであります。法案提出前に大問題となりました保険料徴収年齢の引き下げは法改定としては今回は見送られております。ただし、改正法の附則第2条は、被保険者の範囲について検討を行い、2009年度をめどに所要の措置を講ずるとしているのであります。

この点についての担当課長の研究での見解と私が今申し述べました点について、相違があるならあると答弁していただければ結構であります。

議長（作間七郎君） 小山介護担当課長

〔介護担当課長（小山三雄君）登壇〕

介護担当課長（小山三雄君） 清水議員の  
るる中身を詳しく説明していただきまして、  
制度の内容に関してはそのとおりでございます  
すけれども、若干、見解の相違等、我々の聞  
いているのとちょっと違う点を補足しまし  
て、少しコメントさせていただきます。

1つ、要介護区分の変更に関しては、これ  
は議員のおっしゃるとおり6区分から7区分  
に変更になりますけれども、これは先ほどか  
ら言いますように、軽度の方の重度化を予防  
するために、その対象者を選出するために、  
選び出すためにこういう区分けをしたとい  
うことであります。

それから、新予防給付に関しては、これは  
先ほど言いましたけれども、サービスが提供  
されなくなる面もあると言いましたけれど  
も、その顕著な例が、例えばホームヘルプの  
家事援助サービス等が今までは掃除等もい  
るしていたのを、やっぱりそれは自立を妨  
げるからそういうのはなるべくしないよう  
に、ちょっと文句を言われても、そこら辺は  
そういう自立を助けるということをしていく  
ということであります。要するに、重度化し  
ないための政策という認識でございます。

それから、保険料の段階区分の変更に関し  
て、これは非常に重要な問題であります。サ  
ービスの供給量等も施設整備等もあれば、そ  
れも加味しなければいけませんので、事務局  
でまずは作成中で、委員会にも報告しており  
ませんので、これはなるべく早く案をお示し  
しまして委員会に諮りたいと思っております。

それから、もちろん介護保険料は最後の議  
会で議員の皆様にもきちんとして説明いたし  
たいと思います。

それから保険料の徴収方法の変更でござい  
ますけれども、これは市町村側からの、国で  
は要望を踏まえ、市町村の保険料徴収事務の

確実性、それから効率性を図ったものであり  
ます。また、納める方からもいうと、これは  
便利な制度だというふうに聞いております。

それから遺族年金、障害年金ありますけれ  
ども、これは取られたと言われましても、遺  
族年金、障害年金は税の方の所得には影響あ  
りませんから、これは所得としては保険料の  
額の面には何も影響ないはずでございます。

それから食費と居住費の保険料の適用外と  
いうことですが、これはこの前もご説明  
しましたように、在宅の方がほとんど払っ  
ておいでなのに、施設に入るとむしろ逆転現  
象、食費等も保険から払っている。そうい  
うのをいろんな公平な、不公平感をなくすた  
めにとった措置だと聞いております。

これについて低所得者の負担上限、そうい  
う意味でも、それでもやはり低所得者に対し  
ては負担になるから、それを3段階にふやし  
たということでございます。

それから措置制度からの入所者の軽減5年  
延長というのは、これは今回の改正以前に介  
護保険法施行法という法律で3月中にしてお  
りますので、これは4月1日から措置されて  
いる方の入所者の軽減は5年の延長をもうし  
ております。

あと、先ほどもう一つ施設基準、諏訪議員  
のときも言いましたけれども、介護2から5  
の方の入所率が37%とありますけれども、こ  
れはいろんな新たなサービス、施策をとる関  
係上、こういうふうには減らさなければいけ  
ないし、減るであろうと。それから先ほど言  
いましたように、施設入所者は4と5のより重  
度の方。今、軽度の方も若干入っています。  
2ぐらいですと、そういう方はやっぱり在宅  
サービスに力を入れますので、在宅で頑張っ  
ていただきたい。より困っている4、5の入  
所率を70%、今までは50%を70%に上げる。  
より重度化したことに関しては入所率を上げ  
るというふうになっております。

以上です。

議長（作間七郎君） 清水 昭君

39番（清水 昭君） それでは最後に、杉本町長に対する締めくくりの質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

軽度の人介護サービスを切り捨て、利用者に大幅な負担増を押しつける介護保険改悪案が去る6月22日、自民、公明と民主党の賛成で可決成立いたしました。

この改正案には、法案提出前から介護にかかわる幅広い団体や個人が批判の声を上げてきました。国会での法案審議は、そうした懸念や指摘を全面的に裏づけるものとなりました。同時に、政府・与党が宣伝する制度見直しの根拠が次々崩れて、政府側が軌道修正を余儀なくされ、また政権準備党を自称する民主党の実態がまざまざと示されたのも今回の論戦の重要な特徴でありました。

法案は成立しましたが、改悪を具体化する政令や介護報酬などが決まるのはこれからであります。また、サービス取り上げなどを許すかどうかは自治体や現場での闘いに大きくかかっております。

法案成立を受け、政府が進める改悪から住民、高齢者を守る中能登町の自治体での取り組みがいよいよ重要となってまいりました。

まず、10月に実施される居住費、食費の負担増から利用者を守る取り組みであります。関係者の厳しい批判と国会での追及を受け、法案成立後、政府も補足給付、適用緩和、法人減免の見直しなどの方向を打ち出しております。これは6月27日の全国介護保険担当課長会議の中であります。

これらを踏まえつつ、自治体独自の減免、救済制度を含め、金の切れ目が介護の切れ目にならないための措置を緊急にとる必要があります。さらに、在宅介護サービス切り捨てを許さない闘いも必要になっております。

法案は成立しましたが、軽度者の家事援助を原則廃止することなどの具体化は、今後、

政令、省令、通達、介護報酬などに決められてきます。必要なサービスは取り上げさせないという世論を自治体や現場から起こしていくことが必要であります。

住民にどのような介護サービスをどれだけ提供するか、最後に決めるのは市町村等の介護保険事業計画であります。また、新予防給付実施は原則的に来年4月とされていますが、市町村等の準備ができるまで2年間開始をおくらせることも可能とされております。こうした規定を大いに活用し、自治体が悪政の防波堤となって、高齢者の支えとなっている介護サービスを取り上げさせない取り組みが今強く求められております。杉本町長の決意表明を求めて、質問を終わるものであります。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 町長として、このたびの介護保険法の改正に伴い、中能登町としてどのように対応するのかとの清水議員のご質問にお答えをいたします。

この法改正に伴い、事務的に対応しなければならないものに関しては、担当課に期日におくれないように、また利用者や一般住民の方に十分なPRと説明を行うように指示をしているところであります。

また一方、事業計画的なものや次期の介護保険料の算出については、ことしの7月20日に設置をいたしました中能登町介護保険事業計画等策定委員会の答申を得た後に最終判断をいたしたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 次に、6番 平岡志朗君

〔6番（平岡志朗君）登壇〕

6番（平岡志朗君） ただいまから、去る8月13日に行われた中能登町町祭についての質問をいたします。

総括を行ったのか。

どのような点がよかったか。

どのような点が悪かったか。

時期的にどうだったか。

場所的にどうだったか。

来年はどのように考えておられるのか。

動員予定は1万人とお聞きしましたが、実際どれくらい参加されたか。

イベント実行委員会はどのようなメンバーなのか。

以上、8点を質問します。

議長（作間七郎君） 堀内地域振興担当課長

〔地域振興担当課長（堀内浩一君）登壇〕

地域振興担当課長（堀内浩一君） 平岡議員からご質問がありました町祭についてのご質問にお答えいたします。

このたびの町祭につきましては、合併記念イベントと位置づけまして、3,500万円という高額な予算で実施したところでありまして、今後、イベントを継続していく上で一つの基準となるものであります。このため、きちんと総括をした上で、今後のイベント計画に臨んでいかなければならないと考えております。

総括につきましては、現在、取りまとめを行っているところでございまして、今後開催するイベント実行委員会で事務局の総括を報告いたしまして、イベント実行委員会の皆さんの意見も取りまとめて最終総括にしたいと考えております。どうかご理解をいただきたいと思っております。

次に、具体的によかった点や反省点につきまして簡単に申し上げたいと思っております。

まず、よかった点についてでございます。

前日、大雨で天候が大変心配されたところではございましたが、当日は晴れまして予想外の多くの来場者をお迎えすることができました。プログラム内容につきましては、多くの町民の方々から大変満足されたとの声が届いております。このことは、合併により、これ

までの町の境がなくなり、これまで見るのでできなかった保育園や小中学校の園児さん、それから児童生徒の演技を初めといたしまして、曳山やみこし、獅子舞などのすばらしい伝統芸能、地域の財産を目の当たりにすることができたからではないかと思っております。

当時の会場の雰囲気は、皆で新町の誕生をともに祝おうという、そういう気持ちにあふれていたかというふうに理解しております。十分に地域の融和を図ることができたと思っております。

プログラム全体を振り返りますと、みこしの一部地域の雨による不参加以外は、おおむね予定どおり実行されたところであります。

次に、反省点についてでございます。

予算成立が6月議会であったことなどから準備期間が大変短かったため、出演団体等々の十分な打ち合わせができなかったこと。それから、駐車場対策、バス輸送対策、交通整理、また花火時の一時通行止め対策などで具体的な実施方法の詰めが足りませんで、シミュレーションが十分できなかったこと。それから、周知期間が十分なかったことなどが起因いたしまして、来場者の行き帰りの際に混乱を生じさせた面がありました。このことは深く反省しなければならないというふうに思っております。

それから、個々の細かい点での反省点は、いろいろな持ち場や職務に携わった町職員、それから商工会の方々、それ以外の方々から個々に事務局へ上げてもらい、分析をしているところでございます。

なお、来年度以降のことでございますが、今回の合併記念イベントをもとにいたしまして、時間をかけましてこの中能登町の遺産とも言えます石動山、眉丈山の古墳や、大宮坊なども含めた歴史的遺産、それからまた町の基幹産業であります繊維産業というものをイベントの要素に加えて考えていかなければな

らないというふうに考えております。

開催時期、それから開催場所、開催内容、これらを含めて新町としてのイベントを継続して開催していきたいと思っております。

来場者の数でございますが、当初予定では延べ1万人ということを見込んでおりましたが、事務局推計で延べ3万5,000人、ピークでは大体1万5,000人ぐらい来ているのではないかというふうに思っております。

数字の推定については非常に難しい面がございますので、私らもそういうことに余りなれていませんし、じっくりあちこち会場内をめぐって人数を数えたわけでもございませんので、大体イベント業者が手なれているので、そこら辺の話を推計しまして今申し上げた数字となったわけでございます。

それから実行委員会のメンバーでございますが、これにつきましては今回、開催の決定から開催日まで日がないということで、実行委員長につきましては町長が務めたところでございます。

あと実行委員の皆さんは、それぞれ各界、各組織の代表者ということで、議会からは作間議長、それから女性協議会からは会長ほか副会長の3名の方が入っております。それから区長会からも3名、商工会の方、子供会の連絡協議会、交通安全推進隊、体育協会、文化協会、実年会、あと参事が3名入っております。あと、事務局、私ども。そういう構成でございます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） 初めてのことでいろいろ予定外のことがあったと思いますが、3,500万円もかけてのイベントですので、ノウハウ、データ等を蓄積し、共有して、よりよいものをより安く来年はしていただきたいよう要望いたしまして、次の質問に移らせてもらいます。

中能登町町営住宅入居の条件についての質

問をします。

インターネットの入居の資格に書いてあるこの説明を求めたいんですが、親族2人以上の入居が原則。原則としては、町内在住者の連帯責任を用意できる人。その次、法で定める収入基準に当てはまる方。これはこちらに備考書いてあります。「給与所得控除後の給与等の合計 - (38万円×扶養親族) ÷ 12 = (20万円未満)」と書いてあります。この2カ所の方を注意して、一般の町民に説明されるように説明をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 久保参事兼監理課長  
〔参事兼監理課長（久保與夫君）登壇〕  
参事兼監理課長（久保與夫君） ただいまの町営住宅の条件につきましてご説明をさせていただきます。

町の町営住宅は、国土交通省の補助を受けて建設した建物でございます。管理運営に公営住宅法の適用がございます。入居基準につきましても、法律の基準に従っているものでございます。

この基準に従いまして、中能登町の入居基準も親族2人以上の入居が原則というふうになってございます。例外的に災害等の緊急の場合、あるいは公共事業の土地収用法の適用で住宅が除去された場合等につきましては、1人でも入居ができるということになりますけれども、通常は2人での入居ということになります。

また、連帯保証人につきましては、原則として町内の在住者をお願いしておりますけれども、これは家賃の滞納、条例等の違反があったとき、あるいは緊急の連絡等をするときに町内在住の方をお願いをしております。町内在住の連帯保証人が用意できない場合は、近隣の市町の方をお願いをすることになっております。

それから、収入基準の月収20万円につきましても、公営住宅法の収入基準に従いまして全国一律の基準額になっておりますけれど

も、全国の民間家賃住宅の公営家賃等を考慮し、設定されているものでございます。

ちなみにホームページのこの金額の設定の書き方でございますけれども、給与所得後の給与等の合計額、さらに給与所得者で申しますと収入金額から必要経費等を除いた金額ということになりますけれども、その金額から扶養1人につき38万円を控除いたしまして12で割った数字が20万円以下ということになります。

つまり給与所得の場合でいいますと、収入金額が年収415万円までは20万円以下ということになるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） これを見て、年収、今言われましたけれども、それをわかる人は多分だれもいないと思います。今言っておられた数字、それが書いてあればアバウトでもわかります。この数字ですれば、20万円以上の給料2人で持っているから入られないのではないかと、いろいろ心配されると思います。

今言われたのは、この別表、もしくは計算式、こちらにありますけれども、これに基づいて言われたと思うのです。一応これ簡単に、皆さんわかりやすいように、このようにグラフにすることもできます。370万円、1人で。そういうことにすれば、より一層、2人やったら幾らとか、38万円ずつアップするとか、そういうぐあいになれば、町民の人はわかりやすいと思うんです。できたら、町民の人のわかりやすい、インターネットにしても役場の書類にしても書いていただければ、別に役場の人に説明を求めなくてもわかります。最後にいろいろ言われたけれども、数字が出てきて初めて自分が上とか下とかわかるんです。できたらそのようにしていただきたいということ。

この一番最初に書いてあるのは、町営住宅

は低額所得者で住宅に困っておられる方のために国と町とが協力して建設した低家賃住宅で云々と中能登町営住宅の前文に書いてあります。高額所得者の人は家を求めることもできますが、一番割合の大きい中間所得者、普通所得者の人は、普通、頭金をためて、それから家を建てたい。そのような人のためにはどのような施策を考えておられるかということをお尋ねしますとともに、中能登町のアパートが少ない。そして、町営住宅も現在9カ所。10カ所と言うこともできるんですけども、154軒は満タンの状態であります。といって、住宅建設にはリスクがかかります。

聞けば、空き家などを1万円から2万円ぐらいで貸すらしいです。先ほど西村議員の言った空き家とちょっとダフりますけれども。当町に何軒ぐらい空き家があり、貸す意思のある空き家、使用に耐えられる空き家、どのような条件だったら、幾らぐらいだったら貸してもいいと思っているのか調査したことがありますか。なかったら、調査するつもりがないのか。中能登町が空き家の仲人というふうにする気持ちがないのか。この2点をお尋ねいたします。

議長（作間七郎君） 久保参事兼監理課長 参事兼監理課長（久保與夫君） まずホームページの所得の例示でございますが、具体的にもう少し例示が必要だということのご指摘でございますので、いろんなケースがございますけれども、先ほど申し上げましたような簡単な例示を1つ2つ挙げまして示したいというふうに考えております。

それから中間層の所得の施策等でございますけれども、住宅につきましては、国、県、そういった補助金を受けました低額所得者のための住宅ということで建設をしております。そういったことで、管理運営はそういった助成も受けまして管理運営しているわけでございますので、そういった基準がございます。

ただ、その中間層につきましては、今のところ具体的な施策といったものはないのでありますけれども、例えば町に分譲宅地であるとか、そういったものを優先的にそういった希望があれば当然あっせんしていきたいというふうに考えております。

それから、中能登町の空き家の仲人、そういったご意見もございましたけれども、調査等につきましては、今のところしたことはございません。また後ほどそういったことも調査検討させていただきながら、空き家もそういった中間層の人たちに利用できるような施策も検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 平岡志朗君

6番（平岡志朗君） 今、空き家の方、中間所得とかいうふうに言われているんですけども、ここが一番安くて1万円から2万円の家賃です。そして、それに対して低額所得者の家賃ですけども、一番下は1万1,900円からありますけれども、4万7,400円とか2万8,600円からとかいろいろあります。これは別にしまして。

先日、町営住宅担当課にお伺いしまして住宅あいてるかいねと言ったら、いっぱいですと。弱ったなというて帰ってきたわけなんですけれども。担当課は、町住宅の現状だけではなく、鹿島コーポの現状、また中能登のアパートの現状なども把握して、せめてその連絡先ぐらい把握して、町民に教えられるようにできるように切望したいと思います。

また、新婚さんは最初は核家族。2人で両親とスーブの冷えない距離で新婚生活を送り、出産、子育て等を契機に同居する。これがハードルの低いスムーズな結婚のようですので、町営の空き家はなくても、まだ広くて安い、いろいろ中能登の空き家があります。旧鹿島町では200軒ぐらいあるというふうに聞いております。木造の家は、住んでもらえ

ば長もちしますし、だれも住まないままですと老朽化が本当に早いのです。広い、安い空き家を利活用するシステムをつくって、結婚しやすい中能登町に来ていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

## 散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす21日午前10時より本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時12分 散会



## 平成17年9月21日（水曜日）

### 出席議員（40名）

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	32番	小坂博康	議員
12番	泉久男	議員	33番	谷晃吉	議員
13番	大森良策	議員	34番	池田茂雄	議員
14番	藤本一義	議員	35番	木村武司	議員
15番	古玉栄治	議員	36番	田中治夫	議員
16番	武田純一	議員	37番	作間七郎	議員
17番	河上信男	議員	38番	杉本平治	議員
18番	上見健一	議員	39番	清水昭	議員
19番	伊賀昭治	議員	40番	合田喜信	議員
20番	水野外二	議員	41番	五十嵐三朗	議員

### 欠席議員（1名）

22番	宮本空伸	議員
-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		

議事日程（第4号）

平成17年9月21日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

## 開 議

議長（作間七郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は39人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

## 一 般 質 問

議長（作間七郎君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問第2日目を行います。

それでは、通告順により発言を許します。

16番 武田純一君

〔16番（武田純一君）登壇〕

16番（武田純一君） 私は今回、公民館、図書館、町有施設について一般質問を行います。

図書館、公民館等を合併協議会の協議事項に加えるよう合併特別委員会等をお願いしてきましたが、残念ながら力不足で協議されず合併になりました。このことは、昨年12月、鹿島町定例議会において一般質問で確認しております。

公民館、図書館とは何でありましょうか。

戦後、GHQの命により教育基本法が制定されました。同教育基本法7条2、家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。同2項に、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。勤労の場所での教育は、企業内の教育を指すものと理解しております。

この教育基本法の精神にのっとり、社会教育法が定められました。その社会教育法20条に公民館の目的が定められています。公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に

関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的と定めております。

同21条には、公民館は、市町村が設置すると定めてあります。

27条には、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督すると規定されております。

中能登町はどうでありましょうか。

先般、公民館長並びに図書館長の就任がありました。兼任でございます。中能登町公民館条例によれば、3つの公民館、すなわち鳥屋公民館、鹿島公民館、鹿西公民館が記載されております。まさに一定区域内の住民のためにの法の精神のとおりでございます。

しかしながら、条例によれば、中能登町公民館長は1人で非常勤であります。施設の利用許可権限、これは6条です。施設の使用許可権限もございません。社会教育法27条と異なっております。

中能登町公民館運営規則によれば、第2条事業、定期講座を開設すること。2、討論会、講習会、講演会、展示会等を開催すること。3、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。4、各種の団体、機関等との連絡を図ること。以上4つの事業であります。社会教育法22条には7つの事業があります。4つの事業は、旧鹿島町の条例と同じであります。

3条には、館長は、毎年度管理運営計画を立てなければならない。管理運営目標、2番目に事業計画、3番目、その他必要な事項。

4条には、館長は、上司の命を受け公民館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督するであります。もう一度申し上げます。4条、館長は、上司の命を受け公民館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督するであり

ます。

館長の職務権限は、これでよいのでありませんか。3つの公民館を1人の館長で管理される方の職務権限としては、余りにもなさ過ぎるのではないのでしょうか。そう思うのは私だけでしょうかね。

次に、公民館の位置についてお尋ねいたします。

鳥屋公民館は一青く部19番地、独立した建造物です。

鹿島公民館は井田二部50番地、これは生涯学習センターの地番であります。学習センター条例によれば、学習センターの附属施設として、1、鹿島公民館、2、鹿島図書館、3、鹿島文化ホール。アイリスホールです。4、保健センターかしまの4つのうちの1つでございます。

鹿西公民館は能登部下134部1番地。この位置はカルチャーセンターの位置でございます。カルチャーセンター条例では、附属施設として鹿西図書館、文化ホール、鹿西生涯学習センターであります。公民館は記載されておりません。

旧鹿西町議員、町職員の何人かの方にお尋ねいたしました。鹿西公民館の位置は励志館の横とのことございました。先日訪問しましたが、励志館横の建物に鹿西公民館の表札もありました。お尋ねした方の答えと同じでありました。

ちなみに、中能登町役場事務機構図によれば、鹿西公民館の電話番号は72局の2122であります。鹿西公民館と励志館が同じ番号であります。鹿西公民館はどこにあるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

学習センター及びセンター これは生涯学習センターを学習センターというふうになっております。カルチャーセンターの方はセンターというふうになっておりますので、あえてこの名前を呼んでおります。の条例では、施設長を置くと定められております。施

設全体の維持管理、運営するのが施設長の職務と理解するが、公民館長との職務権限、職務分担はどのようになるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

私は、小竹長寿会に加入をしております。先般の会合で、11月文化の日に旧町単位で文化祭を計画している。老人余技店等を開催する旨の連絡がありました。このことは、まさに公民館活動であります。

私は、充て職ではありませんが自治公民館長を3年しました。その間、石川県公民館大会にも参加させていただきました。この大会で、七尾市の公民館活動の発表、その活動に対して優秀公民館として受賞もされておりました。私はこのことを踏まえて、鹿島町においても何回か提言をしてきました。合併した町として望ましい公民館の姿を七尾市の公民館に求めてもいいのではないのでしょうか。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長  
〔生涯学習課長（服部顕了君）登壇〕

生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。多少答弁が前後するかと思いますが、よろしく願います。

まず公民館についてでございますが、議員ご案内のとおり、公民館につきましては社会教育法第20条に市町村その他一定区域内の住民のために公民館の設置を求めています。それを受けて、公民館の設置及び運営に関する基準第2条で、当該市町村の小学校または中学校の通学区域を勘案して設置すべきとしております。そういう意味で、当町における公民館につきましては偏りがないかなと思っております。

また、公民館につきましては、地域住民の方の学習活動拠点であります。そしてまた、学習によって自分自身を高めていく中核施設かなと、そういう思いを持っております。そういう意味で、公民館につきましては、その機能、目的を果たしていかなければならないなど考えております。

そういう中で、公民館長の職務ということですが、議員もおっしゃるとおり、社会教育法第27条で、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督するとあります。町でも図書館長と兼務であります。公民館長に7月1日付で就任をいただいております。館長のもと、地域住民への学習機会の提供、支援に努めておられるところでございます。

また、中能登町公民館、特に鹿西公民館の位置についてでございますが、中能登町公民館条例にもありますが、鳥屋公民館、鹿島公民館、鹿西公民館、3つがあります。その中で、鳥屋公民館は単独施設としてあります。鹿島公民館、鹿西公民館については、複合施設であるラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔の中に一部を位置づけしております。

議員ご指摘のありましたように、ただ条例と実態との整合性、それにつきましては実情を見きわめ、また合併の事務事業の一元化作業の中で、考え方のもとで整理されてきていると思いますので、その辺も確認して整理したいと考えております。

それから、施設長との職務分担でございますが、学習施設、スポーツ施設ともに維持管理機能につきましては教育委員会にあると考えております。公民館長の職務とは直接関与しないのかなと思います。ただ、事業実施に当たっては不即不離の関係でありますので、連絡調整は常にとっていかなければならないなと思っております。

それから、望ましい公民館とはという質問もありましたね。常に言われていることですが、開かれた公民館、吸い込まれる公民館ということで、それが望まれる姿かなと思います。地域住民の方々が学びたいときに学び、楽しみたいときに楽しむ施設運営に心がける必要があると思います。そのためにも、住民の方々に親しまれる企画、それから利用しやすいように施設設備の充実を考えていかなければ

ならないと考えております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 今、課長から答弁をいただいたんですけども、もう一度お尋ねをいたします。

中能登公民館の方ですけども、鹿西公民館。先ほど申しましたように、励志館の横の建物に鹿西公民館の表札がかかっております。1人の事務をされる方がいらっしゃいます。カルチャーセンターの方には鹿西公民館の表札があるのでしょうか。条例で定めてあります附属施設、もし鹿西公民館が本当にカルチャーセンターの中にあるとするならば、条例で明記すべきであると思います。今直ちに条例改正は無理だと思っておりますけれども、条例をぜひ見直していただきたいなと思っております。

それから、公民館館長の職務ですけども、施設の利用権限すらないと。これは一考を要することだと思っております。さらに、公民館館長は上司の許可を受けという文言が入っております。これも、少なくとも3つの公民館を束ねる館長であります。教育長と同等以上の権限を与えるのが本当でなからうかなと思っております。ぜひこの点も再検討をしていただきたいと思っております。

それから、公民館の望ましい姿に関しまして、つい最近、高階で高階祭りが、高階の農協周辺でのぼりが立ってございました。それから、徳田の方でも徳田祭りというのぼりが立ちます。残念ながら中能登町にはそういうのがございません。まさに一定の地域、この活動をするときには公民館しかないのではなからうかなというふうに私は理解をしております。ぜひ公民館館長は1つの公民館に1人置くように再検討をお願いしたいと思っております。

私も民営分割化のときに国鉄七尾駅にありました。そのとき、職務として7つの兼務があります。大変なことでございます。今の公

民館館長にしても、3つを束ねるとするのは本当に大変ではなかろうかなと思います。ぜひ公民館館長、これは1館に1人というふうに再検討というか、条例の改正も含めてご検討をお願いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長  
生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

まず鹿西公民館の位置についてであります。これにつきましては、合併を前提に事務事業の一元化作業をそれぞれ行っております。そういう中で整理され、今の条例ができ上がったものであります。ただ、余りにも短時間の中に整理されたものでありますので、条例の中で漏れているのかという見解の相違も出てきますが、そういう意味ではラピア鹿島につきましては公民館機能もきちっと明示してありますので、そういうところも含めて整理したいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、整理された方の思いと、そこにおいでる職員といたしますが、そういう方の思いが一貫性がなかった部分もあるかなと。そういう思いも持っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、施設長と館長の権限関係でございますが、これについても検討といたしますか考えさせていただきたいと思っております。

ただ、社会教育法27条ですか、公民館の行う事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督するとあります。議員ご指摘のその他必要な事務の中に管理機能も入るのかな、そういう意味も含めてご指摘かなと思っておりますので、それは教育委員会なりに協議させていただいて結論づけていきたいと思っております。

それから、望ましい公民館の姿。今、七尾市の例を挙げてお話をされました。中能登町、目に見える範囲の合併ということであり

ますが、やはり地区地区にそれなりの歴史と伝統があります。地区館で充実をしていけばいいのか、中央館として連絡調整機能を持ったところを代表としてすべきか。これにつきましても教育委員会で協議検討させていただきたいなど、相談いたしたいと思っておりますので、これもそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君  
16番（武田純一君） 公民館の方に関しまして、検討するという事だったと思っておりますので。

その中にもう一つ、自治公民館。先ほどちょっと私も3年間、自治公民館館長を充て職でありますけれども行ったということをお願い申し上げます。聞くところによりますと、旧の鹿島町の方は自治公民館活動が他の旧2町から比べれば活発であるというふうに伺っております。ぜひ、合併したからには、いい方へ足並みをそろえていただきたいというふうに思います。ぜひ今後の課題として取り組んでいただくことをお願いしまして、次に移りたいと思っております。

次に、図書館についてお尋ねいたします。

図書館も公民館と同じく、GHQの命により地方公共団体の施設の一つになりました。中能登町におきましても図書館条例が定められております。3つの図書館、すなわち鳥屋図書館、鹿島図書館、鹿西図書館があります。

図書館条例で図書館協議会についての定めがあります。図書館協議会については、6月議会の質疑ではいまだ開催されていないとのことでありましたが、その後どうなっているのでしょうか。

同施行規則3条で館長を置くことに定められております。館長の任命が公民館長と兼職となされておりますが、3つそれぞれ特色のある図書館を目指す町として、これでのよいの

でしょうか。

図書館の位置について、鳥屋公民館は一青こ部19番1であります。ここは創修館の位置であります。創修館関連条例には図書館が含まれておりません。また、創修館には館長を置くことになっております。図書館長と創修館長の職務権限をお聞かせ願いたいと思います。また、創修館条例、これの改正も再検討も必要でなかろうかと思えます。

私は、6月議会において特色ある図書館を育成する必要がある旨、提言をしてきました。改めて中能登町図書館の望ましい姿をお聞かせ願いたいと思います。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長  
生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

これもまた答弁が前後するかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

まず図書館協議会の設置でございますが、7月29日に第1回の図書館協議会を持っております。前後しますが、図書館長には公民館長が兼務という形で就任をしていただいております。そういうことで、7月29日の図書館協議会には図書館長も出席して協議を行っているところでございます。

それから図書館の位置についてでございますが、当町には3館図書館がございます。いずれも複合施設の中にその施設があるわけです。ふるさと創修館、ラピア鹿島、それからカルチャーセンター飛翔の中にそれぞれ3館図書館がございます。

そういう中で、ふるさと創修館における図書館の位置でございますが、ラピア鹿島のように複合施設の中にそれぞれ施設名を明記し条例化すべきかどうかという点と、個々にその代表地番をもって施設の所在を明記すべきかについては、他の公民館も含めて整合性をとるという意味で、教育委員会に協議しながら整理したいなと思えますので、ご理解願いたいと思います。

それから、図書館長の職務権限ということで、施設長と図書館長というかわりでございますが、創修館の施設長については教育長ということで思っております。図書館長の権限は図書館の範囲ということで考えております。これについても、いろんな考え方あるかなと思えますので、これまた教育委員会で整理をさせていただきたいなと思っております。

それから、特色ある図書館の姿ということでございますが、図書館の機能としては、資料の閲覧、貸し出しを初め、資料の保存、収集、整理、作成及び複写など十数項目が挙げられております。これは図書館機能として欠かせない要素であるなと思っております。その上で住民の学習、調査研究活動にこたえていくには、やはり職員の専門性を高めていく必要があるんだろうなと思えます。

先般の6月議会でも説明させていただきましたが、そういう中で鳥屋図書館は、分野を問わず、今社会の中で話題になっている本を時間を置かずにそろえていく、そういう特色づくりを行っております。また、鹿島図書館については、コミック本ということでこれまで行ってきておりますが、児童図書の充実、それから音楽関係の図書の充実にも努めていきたいということで職員が努力しております。それから鹿西図書館では、古墳に関する本ということで、やはりあえてどれが特色といえば古墳ということに落ちつくんだろうなと思えます。

いずれにしても、住民が望む、また職員として必要な資料等、責任を持って資料の充実に努めていくことが大切なことと思っておりますので、ご理解よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） まず、今、課長の答弁の中に創修館施設長というふうにおっしゃ



られたと思いますけれども、条例上は創修館には施設長はありません。館長です。ぜひ訂正をお願いしたいと思います。

私は、一般質問をさせていただくんですが、そのときに関連のある政府の発行しております白書、これを図書館で見せていただいております。鹿島の方は、ことし18冊ですか、白書を用意してあるそうです。今出てきました話題の本、これは鳥屋の図書館にというふうに答弁があったわけでございますけれども、そうしますと当然、政府の発行しておりますいろいろな白書ありますね。これは当然、鳥屋の図書館の方にも、すべてとは言いませんけれども必要なのは備え置くべきでなかろうかなと思います。ぜひ、白書、この充実に努めていただきたいと思います。

それから鹿島の方、コミック、それから児童の方の本だというふうな発言でございましたけれども、一番蔵書の多いのは鹿島でございます。果たしてそれでいいのか。図書館審議会の結論がそうであるとするならば、もう一度再検討する旨、投げかけていただけないでしょうか。お答えをお願いします。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長

生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

まず、ふるさと創修館につきましては、条例を見ました。施設長ではなくて館長でございます。失礼いたしました。

次に、鳥屋図書館での白書の有無でございます。鳥屋図書館では、今話題となっている本の資料の充実ということでお答えをさせていただきました。白書につきましては、現在のところ鹿島図書館で17冊ですか、17種類とありますが、そういうことで白書を取りそろえております。鳥屋、鹿西につきましては、白書の備えはございません。ただ、インターネットの設備、システムが構築されております。図書も大事でございますが、ないときは

インターネットを使って必要な資料を出し、コピーをしてお渡ししていきたい、そういうことで考えております。

それから、それぞれの図書館で蔵書数につきましてこれでよいのかというお話でございますが、それぞれの図書館には施設の規模もでございます。また、エリアとする人口も勘案して、今現在それぞれ16年度末でございますが、鳥屋図書館につきましては4万8,000冊、鹿島図書館については5万5,000冊、それから鹿西図書館には3万9,000冊ということで備えております。古くなった本、必要な本ということで職員が責任を持って、また住民の方々が要望される図書の充実に努めておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 武田純一君

16番（武田純一君） 図書館につきまして今、課長の方から白書の方の返答があったんですけれども、インターネットで引き出せると。確かにそのとおりでございます。ですけれども、いろいろな問題を調べるときに、3年ほどさかのぼって調べる必要があります。そのときには備えてないと、インターネットでは3年前までは引き出すことができないのではなかろうかなと思います。ぜひそういうことで、インターネットに頼るのではなく、やはりそういう資料が必要であるということをご理解をいただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

今回、私がこの質問をするに当たりまして、町の例規集、教育委員会関係の方を少しひもときました。そうしましたら、旧の3町そのまま引きずっているという関係もございまして、ばらつきがございまして、ぜひ近い将来、条例の再見直し、用語の文言の統一も検討していただきたいと思います。

広辞苑を見ないと理解できないような文言

が入っております。これはどうか。多分、課長はおわかりだと思いますので、文言は言いませんけれども、ぜひ近いうちに条例の再検討をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 服部生涯学習課長  
生涯学習課長（服部顕了君） お答えをいたします。

まず、町有施設の管理運営ということでお答えをさせていただきます。

ただ、町有施設ということになりますと町全体ということになりますが、私の方からは所管する施設という考え方で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

生涯学習課が所管する施設につきましては、学習施設として7施設、それからスポーツ施設として22施設があります。これらの施設の管理運営につきましては、1つには、それぞれが利用しやすく快適であるように施設内外の環境の整備。2つには、施設の管理規則を全く無視するわけにはいきませんが、施設利用の手続を簡略化する。そして禁止事項を必要最小限にとどめる。3つ目には、施設設備の充実あるいは人的配置の充実等々が挙げられるかなと思いますが、いずれにしても親しみのある、利用しやすい施設運営に取り組んでいきたいなと思います。

そういう中で、条例等の見直し、用語の統一というご指摘でございます。公民館、図書館の中でも説明させていただきましたが、短時間の中に合併に向けての整理を行っております。統一できていない部分もあろうかと思っておりますので、それはこれからじっくり時間をかけて整理させていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

議長（作間七郎君） 武田純一君  
16番（武田純一君） 今、町有施設に関して生涯学習課長の方から答弁があったのですが、これはお願いでございます。町長もお気づきだと思います。町の例規集、これ

は先ほど申しましたように、合併の前のをまだ引きずっております。ぜひ見直しをお願いしたいと思います。

最後に、私は、先ほど申しましたように公民館、図書館に関しましては前から発言しております。合併の際にも、1年前からこのことに関しては言及しております。社会福祉協議会に関しても、合併の1年前から機会あるごとに申し上げてきました。一元化の中で検討されたという話があったのですが、先ほど申し上げましたように鹿島町の回答、12月のときですね。まだ検討していないという回答だったと思うのです。これから十分時間がございますので、地方分権になって町独自の考え方、これに基づく条例をつくっていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、27番 岩井礼二君

〔27番（岩井礼二君）登壇〕

27番（岩井礼二君） 3点について一般質問をさせていただきます。

まず第1番目、先般、国政選挙がなされました。この問題について旧鹿島時代にも一度質問いたしました。先般の9月11日の国政選挙に私、小選挙区の立会人として立ち会いを実際にいたしまして、どうしても納得がいかないという気持ちでこの質問をさせていただきます。

ご存じのように、以前は投票は6時締め切り、そして7時から開票、そして大体12時ごろまでには結果が出ていたと思います。現在は8時が投票の締め切り、9時から開票、そして終わったのが深夜の1時半ごろだったと思います。これが前のように2時間早くすれば11時半ごろで済むわけでございます。

国の施策とはいえ、都会とは違ましてこの辺には大変似合わないし、むだな施策だと思います。携わっておられる職員、その他関

係者100人ぐらいいたんじゃないかなという気がいたしますけれども、そのことに費やす人件費、手当、付随した経費。その経費の全体と、2時間延びることによってどれほど多くかかっているのか教えていただきたいと思いをします。

あわせて、6時から8時の間に投票された人数も全体の何%になるかということも教えていただきたいと思いをします。

よろしくをお願いします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

投票所の閉鎖時刻についてでございますが、今回の選挙におきましては、県内では559カ所の投票所が設置をされ、そのうち約35%が1時間ないし2時間の投票所の閉鎖時刻の繰り上げを行っております。それに伴い、開票時刻も早まっている市町もございません。

中能登町の投票所における時間別投票状況は、午後6時から午後7時までの1時間には493の方が投票をしておいでです。また、午後7時から最終の午後8時までに投票された方が286人の計2時間合わせますと779の方が投票をされておいでです。これは全体の約8%に当たります。

このような実態を考慮しますと、2時間の投票所の繰り上げの閉鎖は有権者の権利を阻害するといえますか、制約することにもつながりますので、投票結果も踏まえながら、今後、選挙管理委員会で慎重に検討させていただきたいと思いをしますので、ご理解をお願いいたします。

また、2時間投票所を繰り上げることによっての経費でございますが、投票所は、今現在、中能登町におきましては11カ所で投票を行っております。それを投票所の閉鎖を2時間繰り上げますことによって、人件費等で39

万2,000円の経費が削減されることとなります。1時間当たり19万6,000円でございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） 2時間の投票された数が全体の8%ということをお聞きしました。92%に対する8%で、わずかといえはわずか、770人という数を聞けば多いといえは多いんですが、期日前投票が1週間の間8時までされておるわけなんですね。投票の当日、6時以後でどうしても投票ができないという方は期日前投票に8時まで十分できるわけでございます。

この開票に立ち会っていたときの最後の方に、選挙管理委員長にもこの事情どうかねというお話もいたしました。管理委員長は、そうですね、実態を把握しながら十分検討してみる必要がありますねということもおっしゃっておられましたが、県内の35%が投票繰り上げをしているということでございます。ぜひ、むだを排除して、地方からの改革に向けて勇気を持って取り組んでいただきたいと思いをします。

次に移らせていただきます。

2番目に、下水道事業。

新町になりました。改めてそれぞれの地区の整備状況、それから加入の状況、今後の方針についてお聞かせ願いたいと思いをします。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長

〔上下水道課長（藤井博昭君）登壇〕

上下水道課長（藤井博昭君） 下水道事業についてお答えいたします。

まず最初に、それぞれの地区の整備状況であります。

当町における下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業で整備を行ってまいりました。

処理場につきましては、特定環境保全公共下水道事業で整備した処理場が5カ所、農業

集落排水施設整備事業で整備した処理場が6カ所ございます。すべての処理場が供用をしております。

そういう中で、鳥屋北部及び鹿島東部の処理場につきましては水処理施設が1系列しか完成しておりません。平成17年度から3カ年で2系列目の建設を行う予定でございます。これが完了しますと、すべての処理場が完了するという当初の計画どおりになるということとあります。

また、管渠整備につきましては、ほぼ全町が整備をされております。

次に、加入状況でございます。

平成17年8月末現在で、特定環境保全公共下水道で整備したエリアでは65.3%、農業集落排水施設で整備したエリアでは84.5%、全体で68.5%であります。

今後の方針についてであります。加入率を高める施策につきましては、町の広報紙を通じまして下水道の役割をPRするとともに、未加入者に対しましてはダイレクトメール等で下水道の加入をお願いしていきたいと思っております。

ちなみに広報の8月号で、これはたまたま9月10日が下水道の日でありましたので、下水道の接続のお願いをしております。

よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） 工事の予定は大体順調に進んでいるということをお聞きしました。そのとおりに進めていただきたいと思っております。

問題は加入率アップだろうと思うのですが、企業会計としてはアップにつなぐことしかないのだらうと思っておりますが、どうもPR不足のような気がいたします。実は私も公共ますは入っていますが、まだ接続はしていない一人なんです。

一般の人は25万円払って、24万円の人もいるのですが、公共ますを入れたら、それでもう一仕事済んだような気持ちでおいでる人が

かなりいると思うのです。そこでやっぱりPRということが必要なのですが、ダイレクトメールと言われましたのでそれはそれなりに効果あるかと思うのですが、広報ぐらいではなかなか認識が薄いと思うのですよ。

やはり一つの策には、だれがそういう仕事をしているのかわからないような家庭もありますので、管工事組合なんかで一覧表のパンフレットみたいなものを各戸配布するとか、何かそういった知恵を出さないとなかなかアップに上がらないと思うのです。そういう面でもっと努力していただきたいと思っております。それによってやはり環境がよくなるということは皆さんご承知のとおりでございますので。

この問題について最後、将来に向けて町の商業開発、工業開発ができてくるとすれば、その辺の対応はどう考えていらっしゃるのか。近隣でも商業開発の話も出ております。企業進出がしやすい中能登町をつくっていただきたいと思っておりますが、その辺の見解について再度お願いをいたします。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長

上下水道課長（藤井博昭君） 企業開発に対しての対応でございますが、岩井議員もご存じのとおり、現在行っている下水道事業はすべて補助事業で行っております。そういう中で補助を受けられるのは既存の施設がある場合のみでございますので、先行投資等、額も多額な経費を要しますので、それにつきましては今後皆さんとまたご相談をしながら、対応できるものは対応する、民間でできるものは民間でしていただくということで、また今後進めてまいりたいと思っております。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） それでは、次に3番の上水道事業に進ませていただきます。

石綿管で過去スタートのときは施工をしているのですが、これはやはり大変地震には弱い品物でございます。鋼管にすべて取りかえ

る必要があると思いますが、その辺の現状はどうなっているか。

そしてあわせて、近年、アスベストというものが大変社会的に問題になっております。大気中にあるものと、それを肺に吸い込むということで大きな社会問題になっておりますが、一般の方には石綿管イコールアスベストでございます。これが水道水と一緒に飲むことによってどうなるのかなという心配をされる方もいらっしゃると思うのです。この際、その辺をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 藤井上下水道課長

上下水道課長（藤井博昭君） 石綿管について、鋼管に取りかえる必要分がどれほどあるかと質問でございます。

石綿管につきましては、石川県では1950年から使用され、また当時の市町村営の水道ではこれが安くて一番よいということで進められました。そういう中で、厚生労働省では、漏水対策や地震等災害対策の観点から、石綿からダクタイル鋳鉄管や硬質塩化ビニール管への更新を促すために、平成2年度から国庫補助制度を設けております。そういう中で、当町の現状についてお答えをいたします。

当町の水道管の延長は約21万1,000メートルでございます。これまでに下水道事業に伴う布設がえ工事及び石綿セメント管の更新工事等によりまして平成16年度末で水道管の延長の約96.6%を更新し、残り約3.4%、約7,200メートルほどになりますが、これにつきましては平成18年度までに更新する予定をしております。

次に、アスベストについての認識でございます。水道用石綿セメント管は、通常の状態では非飛散性の成型物として、アスベストを吸引することはありません。これまでの布設工事や近年進められております更新工事において、石綿セメント管を切断加工、さらに撤去に係る作業に伴い、飛散したアスベストを

吸引する可能性もございます。アスベストを撤去するに当たりましては関係法令を遵守する必要があり、厚生労働省が水道管用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引を作成しておりますので、今後の撤去作業等に適正に努めてまいりたいと思っております。

次に、飲用による健康被害でございます。厚生労働省では、WHOの飲料水中のアスベストが有害であるとの確証はなく、また住民調査でも関連がなかったとの研究結果が出ております。水道管としての使用による健康被害は今のところないと聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（作間七郎君） 岩井礼二君

27番（岩井礼二君） 飲料によるアスベストの被害はないということを聞きました。私も認識は同じでございました。これからも事業の進捗にご尽力のほどをよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 谷口英夫君

〔3番（谷口英夫君）登壇〕

3番（谷口英夫君） 私から2点について質問させていただきます。

衆議院議員総選挙が先ごろ行われましたが、その投票地区の見直しについてでございます。

中能登町となった今、町全体を眺めて投票所の設置場所を再考するつもりがないか、まずお聞きします。

年々、高齢化、ひとり住まいが進んできています。一人でも多くの有権者の方に投票していただけるよう中能登町全体の地域 balan

ス、投票地区の人数等を考慮し、見直すべきと考えます。

そこで、まずお尋ねをいたします。現行の投票区はどのような形で決められたのか。また、今の投票区になってからの投票率の推移はどうかお聞きいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

現行の投票所の設置につきましては、平成17年3月1日、ことしの3月1日の合併を見据えて旧町ごとに投票区の見直しを図ってきたところであります。旧の鳥屋地区におきましては5投票区から2投票区へ、旧の鹿島地区におきましては11投票区から5投票区へ移行しています。鹿西地区におきましては現状の4投票区で行われております。

これにつきましては、昨年の7月に執行されました参議院議員通常選挙からこの投票区で行っておるわけでございます。今回の投票は2回目ということになりますが、これを踏まえて、先日の選挙管理委員会におきましても投票区の再編について議題として取り上げられております。

それにつきましては、旧町時代での投票区の再編であったものですから、中能登町全体としての見直しを図るべきでないか、こういうふうな意見も出ておりますので、今後は町民の皆さん方の意見等も十分にお聞きしながら選挙管理委員会等で再度検討をさせていただきたい、このように思います。

また、投票率の現状でございますが、一応前回の率よりも今回の投票率の方がアップしているのが現実でございます。

以上です。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君  
3番（谷口英夫君） 今のお答えをいただきました中で、旧鳥屋地区においては投票所が5カ所から2カ所になったというお答えを

いただきました。私としてもその当時説明を受けたときは、有権者の不都合が発生した場合は、そういう意見が多く出た場合は改めていきたいというような形で2カ所になったと記憶をしておるところでございます。

また、今回、いろんな選挙活動の中で地区のお年寄りにそういう啓蒙をしていたところ、いや、昔の場所なら車押してでも行かれるがなど、そういう意見もあちこちから聞いたわけでございます。また、隣接の七尾市の相馬地区においても2カ所の投票所が今も設置されております。

そこで、私の視点からしますと、旧鳥屋地区では地理的な要件も考慮していただき、以前の5と言わず、瀬戸、花見月地区、後山地区も含めて、その地域で一つ投票所を設けていただきたいと思います。というお考えかお答えをお願いいたします。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（小山茂則君） 先ほどもお答えをいたしました。中能登町全体としての投票区の見直しは既に選挙管理委員会の方で話題になっておりますので、今後ともそういう町民の方々の意見をお聞きしながら再考していきたい、このように思います。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君  
3番（谷口英夫君） それでは、一人でも多くの有権者が投票しやすい方向で今後進めていただけるものと確信して、次の質問に入ります。

中能登町まちづくり計画について、町長にお尋ねをいたします。

町長就任5カ月余り経過しました。今、改めて中能登町建設計画をお伺いするものであります。

旧町からのさまざまな状況を把握し、日々精力的に頑張っているところであり、合併記念イベントも盛大に開催され、今後はこの町をどのようにしてつくり上げていけるのか、町長の手腕の見せどころ

でもあります。にぎわいと活力あるまちづくりに向けて、今ここに改めてどのような主要施策を進めるお考えか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 谷口議員の質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、4月3日に中能登町長に就任をさせていただき、はや5カ月が経過をいたしました。この間、なれない執務ではありましたが、住民福祉の向上と生活環境の整備に努め、住民の方々が本当に住んでよかったと思えるまちづくりを目指して努力してまいりました。

特に、3町の融和と一体感を図るために行いました8月13日に中能登町運動公園において開催をした合併記念イベント「織姫 夏ものがたり」を盛大に、また成功裏に終えることができました。これもひとえに議員皆様を初め、各種団体やたくさんの町民の方々のご理解とご協力のたまものと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

次に、町の将来像であるにぎわいと活力あるまちづくりの主要施策についてであります。現在策定を進めております中能登町総合計画の中でその内容を盛り込んでいきたいと考えております。総合計画については、策定期間を約1年間を見込んでおり、主要施策の中で小学校の統合や中学校の統合を最重点に考えております。

なお、策定に当たっては、合併時に作成をした中能登町まちづくり計画の内容を踏まえ、アンケート調査による住民の方々の意向を十分に盛り込みながら、実効性のある計画にしたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） それでは、私の視点から1点だけ。

一方、にぎわいと活力あるまちづくりに向けまして、若年層、若者層の地域の定着が不可欠と思われれます。私としては、特に少子化対策とあわせて子育て支援施策の充実を図る必要があると考えます。一日も早く、今まちづくり総合計画の中でもうたわれていたわけですが、町の子育て支援計画を策定し、一人でも多くの若者が定着するまちづくりに向け事業を推進すべきと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

例えば、町の出産祝い金を増額するとか、保育料を見直すとか、いろんな方策と申しますか施策があるかと思えます。中能登町独特な施策を町長はどのようにお考えになっておいでなのかお聞きいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 少子化は大変な問題であります。そういう中で、6月議会のときに提案をいたしましたように、1子目は5万円から10万円、2子目は10万円から20万円、5番目まで50万円まで上げさせていただいたわけでありまして、これは県下の市町村を見ておりまして、県下で一番補助率の多い施策でありますし、また保育所にいたしましても一番安いところに合わせております。

また、その他子育てのためにいろんな施策もいたしておるわけでありましてけれども、もう一度どのようにすれば定着をしていただけるのか。また、ただそう言っておりますけれども、だめなわけでありまして、工場誘致とかあるいは安い宅地をするとか、あるいはまた公営住宅をするとか、そういう面からもまた考えていきたいと、そう思っております。

よろしくお願いいいたします。

議長（作間七郎君） 谷口英夫君

3番（谷口英夫君） どうもありがとうございます。

今後は若者の声も取り入れた子育て支援計

画を策定し、効果のある事業を展開し、若者の定着率向上に努めていただくよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、4番 堀江健爾君

〔4番（堀江健爾君）登壇〕

4番（堀江健爾君） それでは、通告により質問させていただきます。

県営圃場整備事業に伴う二級河川石塚川、二宮川の廃川敷の土地利用計画についてお尋ねいたします。

現在、県営圃場整備事業と並行しまして、二宮川、石塚川及び邑知地溝帯13号排水路の3河川を一本化、合流改修が二宮川緊急関連河川改修事業として県の中能登土木事務所、石塚川改修関連土地改良事業として県中能登農林総合事務所がそれぞれ担当し、平成18年度を完成めどに現在実施されているところであります。

これらの事業において発生する河川敷等の取り扱いについて、平成16年3月、旧七尾土木事務所、それと七尾中能登総合事務所、それと当時の町、鹿島町、鳥屋町との間に覚書を交わしていると同っております。そこで、その後どうなっているかお尋ねいたします。

まず1点目、その後の事務手続の進捗状況。2番目に河川処理の手続。3番目に河川敷地の土地利用計画。4番目に河川敷地を含めたその周辺の土地利用計画構想と申しますかそういったもの。5番目に廃川の距離及び廃川敷の面積。6番目に廃川後の払い下げ申請の時期。きょう現在、申請等の手続が行われているのかどうかなどについて、その河川別にひとつご答弁をお願いしたいと思います。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 二級河川二宮川、石塚川にかかわる関連公共事業及び廃川に伴う

事務手続については、平成15年12月3日に石川県七尾農林総合事務所土地改良部、同じく七尾土木事務所維持管理課、同じく建設課及び当時の鳥屋町、鹿島町の産業振興課と建設課の担当課長ら12名で協議が行われ、4者の分担、役割が確認された経緯があります。その後、平成16年2月17日に再度協議がなされ、平成16年3月31日付で4者の長による覚書が取り交わされております。

それによりますと、二級河川石塚川の旧川処理については、県営圃場整備区域内については河川敷の編入承認を得ること、区域外については普通河川として残し、県土木事務所及び鳥屋町、鹿島町は所属がえに関する覚書を別途に交わす。また二宮川については、両町は川のつけかえにより発生する廃川敷を現況評価額で石川県から買い取るというものであります。

事務進捗状況については、課長から答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 表農業土木担当課長

〔農業土木担当課長（表 辰祐君）登壇〕

農業土木担当課長（表 辰祐君） 石塚川、二宮川それぞれにご質問ということでございました。私は農業土木担当として石塚川についてお答えをいたしますが、二宮川につきましても土木建設課の課長からデータをいただきましたので一緒にお答えさせていただきます。

まず、1番目の廃川敷地処理事務の進捗状況についてということにつきまして。

廃川敷地処理事務の進捗状況につきましては、覚書締結後に、石塚川の県営圃場整備区域内の手続につきましては石川県七尾農林総合事務所が行いました。その後、3町の合併を経て今日に至っておりますが、その後の事務的な協議はなされておられません。

それから2番目には、廃川処理の手続についてということでございます。



廃川手続きにつきましては、工事着手が先行しているというふうな格好で、処理手続の協議がおくれております。

それから3番目に、廃川敷地の利用計画についてお尋ねでございました。

廃川敷地の利用計画につきましては、旧3町の合併に当たっての事業計画の中で、大型プロジェクトの道路計画、その中で示されております。石塚川につきましては、新庄地内で延長800メートルの町道にしたい。それから久乃木、坪川、西、在江地内につきましては延長1,500メートルの町道にしたいという計画。それから二宮川につきましては、町道羽坂大槻バイパスとして700メートルの道路にしたいとそれぞれ掲載されております。

しかし、廃川の延長一つとりましても、実際に測量をされているわけではございませんので未確定要素が高くて、これらの数値につきましても今後詰めていく必要があると思います。

それから4つ目には、廃川敷地を含めて、その周辺全体の土地利用構想がされているかということですが、その周辺全体の土地利用構想につきましては、今ほど言いましたように石塚川は町道としての計画、二宮川につきましても羽坂大槻バイパスというようなことで計画になっております。

そのほか、県営圃場整備地区内につきましては、新庄地内のたち池周辺、約1.4ヘクタールありますけれども、それにつきましては創設換地によりまして公園用地として取得するというようになっております。

それから5番目に、廃川の距離及び面積ということでした。

廃川の距離につきましては、石塚川は、県営圃場整備地区内で約1,400メートル、面積は3.5ヘクタールくらい。それから圃場整備区域外におきましては約1,800メートル、面積につきましては直線等でございません、いびつな格好になっておりますのでデータはあ

りません。それから二宮川におきましては、3,100メートル、面積は約5ヘクタール強ということになっております。

それから最後、6番目ですが、廃川後の土地の払い下げ時期についてということですが、県営圃場整備事業の北部地区の事業完了年度は、現在のところ平成20年度ということで一応換地がすべて終わるというふうに予定をされております。

それから、二宮川、石塚川ともに廃川後の計画というのは今ほど言いましたように未確定要素というのが非常に高いわけですが、今、具体的な回答というのはいはできない状況でございます。できるだけ早い時期に石川県の七尾土木総合事務所と協議を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 堀江健爾君

4番（堀江健爾君） 今ほど答弁まことにありがとうございます。

払い下げを受ける際には何をするか、どのような開発をするかというのは、そういった土地利用あるいは構想というのがどうしても不可欠ではなからうかと思っております。

そこで、各地域あるいは地区に合った、それから住民に喜ばれる活用しやすい、そういった将来を見据えた土地利用計画をできるだけ早く作成していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、21番 山森 功君

〔21番（山森 功君）登壇〕

21番（山森 功君） 私は、今9月定例議会に当たり、先般の7月12日未明の集中豪雨でJRが始発から晩7時過ぎまで運休するほどの大きな被害を受けた地域で、真っ先に被害対策に対する質問と考えていたわけですが、先般の質疑、それからきのう甲部議員の質問がありまして、急遽、私は今回、学校関係1点に絞って水谷内教育長に答弁を求めた

いと思います。

私の取り上げた理由として、一つには、合併以前は各町の行政区域というハードルがあっただけでなかったが、一つの中能登町となった今、壁がなくなったこと。

一つには、私たち大人が日常生活に関係する子供たちの意見を十分に取り入れず、我々大人のエゴだけが先に走ってしまったような感じがすること。

もう一つには、大きな試合の観戦中ではございましたが、私のそばにありましたそれ相当地位のある先生から耳にしたこと。今の中能登町3校の生徒たちは、勉強、スポーツ両面にわたりすばらしい素質を持っている。もしこれが一つの学校だったら、間違いなく石川県一の中学校になれると聞かされたこと。同時に、私自身、他チームの選手たちの層の厚さを目の当たりにしてうらやましく感じたこと。

最後に、2つの小学校を統合し、ことし4月から新たに鹿西小学校として発足した鹿西小学校に私の孫がいて、朝晩よく会話をしますが、私から見て、以前に比べより新鮮味があり、活気があり、より競争心ができたような感じを私は受けます。

以上4つの観点から、私は中学校に学校選択制を導入してはと提案するわけですが、水谷内教育長の見解を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 山森議員からのご質問にお答えします。

その前に、山森議員さんのいろいろの世の中の人々から聞いたこと、あるいはお孫さんの様子等のお話があったのですが、特に3町の中学校、ご存じのように学習面においてもスポーツ面においてもそれぞれすばらしい成績をおさめております。

その点で、中学校の選択制を導入してはど

うかと最後のご質問でございますが、この件についてお答えいたします。

ご承知のように、中能登町には3つの中学校がございます。平成15年から16年にかけて鹿南合併協議会の教育特別委員会で統合問題について協議してきた結果、新町発足後、統合検討委員会を設置して協議するという結論を得ております。

そのこととも関係しますが、学校選択制については金沢市を先頭にしてほかの自治体でも今検討しているところでございますが、当町の教育委員会でもこの話は上がったことはあります。

しかし、先ほどお話ししたように統合の問題等もあり、今のところ差し迫った検討はしておりません。ただ、3校が連携をしまして勉強の面あるいは部活動の面でいろいろと支障のないようにやっというふうな配慮はしております。

それから通学区域の件でございますけれども、現在でも行きたい学校を選ぶことができる通学区域外の通学は可能であります。いわゆる選択制という制度としてはまだ考えておりませんが、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 山森 功君

21番（山森 功君） ただいまは教育長から前向きな答弁ありがとうございました。

教育長も目は通されたと思いますが、9月11日のある新聞社説に、中学校選択制について先進地の声に耳を傾けようと掲載されておりました。記事の中身について簡単に説明させていただきます。

広島県尾道市、それから埼玉県川口市が載っており、特に川口市では生徒や父母の高い評価を受けて、ことしの春から小学校にも選択制を導入したと書かれております。また、この川口市では、夏、すべての中学校1年生の生徒と父母を対象に行った最新のアン

ケート調査では、生徒の70%、父母の73%が選択制を支持し、従来どおりでいいというのは生徒で3%、父母で8%にすぎなかったと書いてあります。また、生徒の選んだポイントとして、4人に1人が自分に合ったスポーツや文化活動の盛んな学校を選ぼうとしている点に注目したいと書かれておりました。

私は、一つの中能登町となった今だからやれどと考えております。杉本町長も、ふるさと、触れ合い、心をはぐくむ中能登町の実現を目指して4つの将来像を掲げられております。これから早期実現のためにも前向きに取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

議長（作間七郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

25番 岡野武夫君

〔25番（岡野武夫君）登壇〕

25番（岡野武夫君） 農作物の収穫期を迎え、鹿西平野一面を覆う黄金色の稲穂も、ここ2週間ほどの間にコンバインの威力によりもう稲刈りが終わりを告げようとしている今日であります。

さて、通告した2件について説明させていただきます。

第1点は、町総合体育館（仮称）を建設してはどうかということです。

その根拠となるべき要因となる事柄3点について、私なりに申し上げます。

第1点は、数年前、旧鳥屋町の全員協議会において、旧郡6町の中で我が鳥屋町の体育館が一番古く、広さが狭く、多くの観客が入り切れないという理由から、A、Bの2案の設計書を採択し、同時に周辺にグラウンドも

併設したらどうかという結論でした。ところが、そのときに全国的に市町村の合併論が急浮上し、そのままその件が立ち消えとなっているのであります。今思うに、合併の際に引き継ぎ事項としておけばよかったのになと思います。

第2点は、合併された暁であるがゆえに、新町の各種団体、すなわち文化、スポーツ等の広範囲の活動が従来以上に活発化が期待される。また、ますます発展して大きく能登一円から県規模の大会をも誘致したらどうでしょうか。

ちなみに、かつては勵志館で県規模の大会、すなわち県高体連主催の新人バレーボール大会が昭和44年、勵志館のオープンから昭和60年の全国インターハイ石川県大会まで続きました。この大会をこの機会に復活したらどうでしょうか。

現在、中能登町の中学校3校のうち2校が女子バレーで県下のしのぎを削っている現状ではないでしょうか。これは、過去の誘致したことがむだではなく、功績があったあかしであると言っても過言ではないと思います。このともしびの火を消してはいけないと思います。どうでしょうか。

第3点は、我が中能登町の健康クラブ、鹿島130名、鳥屋67名、鹿西65名の構成からなっております。ご存じのように、主催は石川県健民運動推進本部、石川県健康クラブ協議会ですが、平成19年5月中に第14回能登地区健康クラブ交歓大会が我が町を会場として指定されているのであります。

能登全域19クラブから60歳以上、大半は女性ですが総員1,500人ほどを迎えねばならないのであります。甚だ僭越でございますが、私とその代表者の一人になっております。念のために、ことしは津幡町でした。来年は羽咋市です。再来年は中能登町、その次はかほく市という順になっております。

そこで、我が町がそういう施設がないから

とって返上するわけにはいかないのです。冗談にも、我が町の場所がないから他の町の施設を貸してくださいとは言われないうでしょう。

一昨日18日、鳥屋体育館で敬老会が開催されましたが、その時の祝辞で副議長が、敬老会はきょうは3会場に分散しておりますが、近いうちに1会場にならねばならないという希望をされておりました。私は、その席で聞いていて、ああ賛同者がおられるなと心強く心打たれました。そういうことも申し添えておきます。

以上で終わりますが、町長のご見解いかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 岡野議員からの質問にお答えをいたします。

町総合体育館の建設についてお答えをいたします。

旧鳥屋町において体育館の建設計画があったとお聞きはいたしております。設計のコンペまでして、そこまで行ったということで、私どももどのような体育館になるのかなと思って期待もして待っていたわけですがけれども、いつの間にか、今言われたように合併問題かどうかいろいろとあったと思いますけれども、立ち消えになりました。

その後、いろんなところから体育館もというお話も聞いていることは事実でありますけれども、今、体育館の建設となりますと、県、国の補助金につきましては大変難しい時期でありますし、中能登町といたしましてはやはり学校統合問題もありますので、中能登町の総合計画の中で、その中の必要性について少し時間をいただいて検討させていただきたい、そう思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 岡野武夫君

25番（岡野武夫君） そこで、2番目に私

の言った健康クラブの件ですけれども、どこで行えばいいか。再来年のことですが、もし来年、総合体育館ができるとは申されませんが、どこで行えばいいかというように心配しているわけです。鳥屋地区ではできない。鹿島では、雨が降れば鹿島の体育館だろうと。それから天気がよければ、ひょっとして今の鹿西町のあるカルチャーセンター前の芝生。運動公園までいなくてもいいんじゃないかなと、こういうふうに思っておりますが、教育委員会の方としてのご答弁を願えば幸いです。

議長（作間七郎君） 出雲スポーツ担当課長

〔スポーツ担当課長（出雲 修君）登壇〕

スポーツ担当課長（出雲 修君） 岡野議員の1,500人の収容される場所があればもちろんいい大会になると思うのですけれども、現状といたしましては、既設の体育館の有効利用を勘案しながら思っております。何年か前に鹿西町でも行われた、そして鹿島の方でも開催されているそうでございます。

岡野議員おっしゃるとおり、雨が降った場合心配されるわけでございますけれども、前の鹿西の方ではテントを14張り建てて行ったそうでございます。今回、数がたくさんおいでますけれども、何か今の既設の体育館あるいは芝生広場等を利用して行えたらなと思っておりますので、ご理解してください。お願いいたします。

議長（作間七郎君） 岡野武夫君

25番（岡野武夫君） 今ほどの町長の答弁、そしてスポーツ係の出雲課長からもお話、ひとつ前向きにご検討のほど、早急に実現できるべく頑張ってお願いいたいと思います。

以上で第1問は終わりました、第2問。

七鹿広域圏事務組合消防団での毎年の出初式、こちらでは第2消防団の出初式。ことしは鹿島町でありました。それから訓練大会が

あります。その招きを受けて、いつもその一人として参加しておりますが、その感想を申し上げて、私の疑問点の回答をお願いしたいと思います。

最初に当たって、消防団員の皆さんは日々地域住民の生命、財産を守っておいでになることに対して、心からありがたく敬服している次第であります。

きびきびした消防団員の訓練大会ですが、ポンプ操法に関して、毎年ですが、だんだん見ていると表彰されるのは七鹿から県へ行く分団が2つである。それがどこか鹿南の方では1つ、七尾市で1つというように何となく毎年決まっているような。だから28分団のあるうち2分団が七鹿の代表で、あと26分団がまあ仕方ないのではというような僕の気持ちに、僕の心にそういうふうに映るわけです。一つのスポーツ化して、あのチームにはかなわない、こういうふうな一つのあきらめムードというか。もっときびきび、今度は代表で行くぞというような意気込みが私の方からだんだん見られない。

例えていうと、戦争済んだときは僕は15歳でしたけれども、そのときには今度は戦争に行くぞ、アメリカを負かしてやる、世界一になるぞという気持ちで、学校へ入学したときは半日、敬礼と行進、そして号令調整。そういうのに仕込まれているので、そういう観点から眺めると余り言い過ぎかなと。今この場で言うのも口はばかる思いがいたしますけれども。

緊張感がなければ、あの台風14号で九州や四国方面、あるいは中能登、石川県は余りなかったけれども、能登部上の方で川が少しはらんしたとか、鹿島の方の山手にがけ崩れがあったとかという程度でありましたけれども、海べりの人は、周辺の方は、津波だとか何かと大変な訓練だろうと思います。

そういう点、恵まれたといえれば恵まれていたかもしれませんが、もっと緊張感を持って

やるべきでないかと。僕は少年時代に培われたそういう根性があるもので、そういうふうだんだん眺めるようになって、欲を出すというか。そういう面でもう一つ工夫して頑張れる。

表彰される団長さんに聞くと、苦労した。四、五年かかった、訓練するのに。何とか参加してくれる、喜んでしてくれるのに五、六年かかった、四、五年かかったということ。

それから、ことしのちなみに出初式に前10歩前と言った。手と足と一緒にあったり。それがどういうことなのかとって駐在所の東出巡査に聞いたんです。練習が足りないと言われたいのですね。消防の肩を持つというか。それは緊張したからですよ、緊張するとだれでも手と足と一緒にすることはありますよというような弁護したような言い方でした。

ところが、いつも成績優秀な団長に僕が聞いたら、それは大会になったら1日前も招集してけいこをする。練習錬磨でなければうまくいかないぞと聞いて、僕もああそうかということですよ。

だから、優秀なチームは毎年2チーム行くのではなしに、かわり合っていくというふうな。これも駐在所の巡査、僕の知恵ではないから。どうすればよいか、二、三日前に駐在所の東出さんにお聞きしたのです。そうしたら、それはそれとして、いいチームはいいチームとして、交代するようなもう一つの大会を設けられたらどでしょうねというようなアドバイスを受けて、そうだなと。だんなさん、どうもありがとうございましたといって引き下がってまいりました。

この点について、参事さん、総務課長さん、ご答弁願います。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕  
参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

今言われました大会につきましては、ことしの7月3日に中能登消防署の訓練所において、先ほど言われました非常備の28分団の団員の方々によります訓練大会が開催をされております。28分団の中におきまして、当町からは5つの分団が組織されております。28分団のうち上位5チームに入っているのが、うちの分団のうち4つが5位の中に入っているわけでございます。

そうした中において、訓練大会、見学をさせていただきました。私の感想といたしましては、服務規律も正しく、立派なものであったと印象を持っております。これも日ごろからの訓練のたまものと私も思っております。

違った大会ということで今提案あったわけですが、これはあくまでも七尾鹿島広域圏事務組合という立場で大会を持っておいでますので、今後またそういう点も含めて提案をさせていただきたいなど、このように思いますのでご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 岡野武夫君

25番（岡野武夫君） もう少しお願いいたします。

もう一つ、そこの通告書で、各事業所の消防体制ということです。

これも消防本部の隣の空き地に、昨年でしたか、入場行進とか、そして消防に対するゲーム。それが鳥屋でも肥田電器さんとか大きい事業所の方々が出て、本当の自衛ですね、職場での消防の関係です。その入場行進とか。そこの消防長に後から反省会で、七尾市役所における広域圏の議員の反省会で僕も言っていたんですが、ああいう行進するぐらいならやめた方がいいのではないかと。げらげら笑ったり、手を挙げている者や、右向いている者や左向いたり、服装はまちまち。そうしたら、そういうことを言われると思いました、どうも済みません、来年から気をつけます、そういうお答えでした。

だから、鳥屋にも事業所もたくさんありま

すが、今、例を肥田電器と言いましたけれども、何人か、柏木農機でも10人ぐらいの人がおいでますが、あなた方ではこの会社で自衛の消防あるのかと。義務はないかもしれませんが、行っているのかどうかと。万一の場合、火が出たらどうするという話もしたら、もしそういう決まりがあれば組織したいと思います、初耳ですということも聞きました。

そういう点が各事業所、旧鳥屋でも、中能登一帯ならたくさん事業所がある。大きい店舗でアルプラザ、良川にどんたくとか、そういうところがあります。そういう体制があるのか、行政サイドにおいてそういう点を進めなければならぬのではないかと、こういうふうに思いますが、どうでしょう。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長 参事兼総務課長（小山茂則君） 各職場の防火訓練といいますが、そういう徹底についてお尋ねがあったと思うんですが、各職場の防火訓練におきましては、これは先ほど言われましたとおり、9月1日に七尾鹿島広域圏が主催をしまして自衛消防隊の訓練大会が実施をされております。当町からも、今ほど言われたアル・プラザ鹿島、肥田電器、鹿寿苑、それから鳥屋女性防火クラブ、中能登町役場。うちの組織からも2チーム参加しているのが実態でございます。

こうした中において、いろいろな行進のことも言われたのですが、民間の方では自衛消防を組織しておりますが、訓練の消火の方が主になっているのではないかなと思います。行進等のそういうことも言われるのですが、しばらくそういう点は大目に見ていただいて、本来である防火を主にした大会ということでご理解をいただきたいと思っております。

また、各地域のそういう組織の中でどうかということもありましたが、七尾防火協会という組織がございます。そこである程度の業界の方々、皆登録をしておいでます。そうい

うところにもできるだけ多くの参加を求めながら今後PRしていきたい、このように思いますのでご理解をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 岡野武夫君

25番（岡野武夫君） 大変ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（作間七郎君） 次に、30番 若狭武君

〔30番（若狭 武君）登壇〕

30番（若狭 武君） それでは今回、この一般質問の機会を得ましたので、私から1件だけお尋ねをしたいと思います。

質問はCATV、ケーブルテレビについての質問になりますが、私は今回ちょっとがっかりしたと申しますか驚いたと申しますか、今回の一般質問をされた方17名おいでるわけですが、余り大きな声で言えないのですが、ケーブルテレビに関しての質問をされている方が私のほかにおいでないわけですね。町の事業で一番大きな予算を使って、そしてまた大きな借金をしてやるこの事業、ケーブルテレビの導入ですけれども、こういったことについて関心がないのかなどかなという疑問も持っているわけでございます。

きょうの新聞でしたか、新志賀町細川新町長もCATV、ケーブルテレビの導入を即やりたいというような記事も出ていましたし、そういうことを考えてみると、もう少し関心を持っていただいてもいいんじゃないかなという感じもしているところでございます。

近年、マルチメディアの著しい進歩によって、携帯、テレビとかパソコン等は我々の生活の必需品というふうになってきているわけでございます。そうした時代になって、そういった時代に対応していくためには、やはり通信網の整備というのは欠かせないような状況になってきているわけでございます。

よく言われますけれども、21世紀はメディアの時代というふうに言っているわけござ

います。また、パソコン等を有効に使うことによって、我々市民の生活様式といいますが、また変わってくるようにも思っているところでございます。

私ごとで恐縮ですけれども、自分も55歳過ぎてからパソコンをやりかかったわけですが、今ではパソコンも生活の一部になっているような状況になっております。ちょっとわからないこととか調べたいことがあると、パソコンのキーをたたきますと大体解決されるようになってきているわけでございます。

きのうでしたか、平岡議員でしたか、質問の中で、町のインターネットから町営住宅のデータベースを引き出して質問に活用されていましたけれども、大変なかなかすばらしいなというふうに思っております。そうしたパソコンを使って議員活動をなされる方が今後ふえてくればいいなというふうに感じております。私もパソコンを推進していく立場の中から、いつもそういうふうに思っているわけでございます。

さて質問に入りますが、今、当町でも、先ほど申しましたがケーブルテレビの導入ということで予算も計上し、また工事の方も進んでおります。私の地区では、もう光ファイバーのケーブル配線が、工事が終わったように見えているわけでございますが、質問は、ケーブルテレビの配線は町の方でなされるわけでございますけれども、その後の宅内工事といいますが、こういったものは恐らく町の予算ではできないのではないかというふうにも思いますが、どこの自治体を見ても、この分は個人負担というふうになっているわけでございますが、そうしたときに、個人負担であるから宅内工事は自分で勝手に行ってもいいのかどうか、そのようなことをお聞きしたいわけですが、

恐らく、自分で業者を見つけて工事をするのもなかなか大変なことだと思うのですが、その辺は、町の方に指定された業者がおいで

て、その方に宅内工事を行ってもらおうようになるのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいわけでありまして。答弁をお願いしたいと思います。

それからもう1件は、引き込み工事、それから宅内工事にしても、自分の費用でやるのだから、それに使う材料は自分の好きなものを使っていいのかどうか。その辺のこともちょっと疑問に思っているわけでございます。

普通でしたら、引き込み工事は同軸ケーブル。同軸ケーブルでも5D、直径1センチぐらいの5Dが普通なんですけれども、自分とすれば引き込み線はできれば光ファイバーを利用したいなと思っているわけですが、そういったことが可能なのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

担当課長、お願いいたします。

それでは次に、ケーブルテレビ局の運営、運用になるのですが、このケーブルテレビを町独断で運用するということになるとなかなか大変なことだと思うわけでありまして。今、能登町の方でやっておいでますけれども、能登町の方のデータもいただいておりますけれども、なかなかよくやっているなというふうには思うわけですが、熟練しないとなかなかケーブルテレビ局を町では持ち切れないんじゃないかなというふうにも感じております。

そうしますと、どこかメインになる親局といたしますか、キーステーションをどこか設けないとなかなか難しいなと思うわけでございます。そして、キーステーションを設ければ、その中に町のオリジナルの番組等を盛り込んでいけば、割と運用しやすいようにも思うわけでございます。その辺もどういうふうに町で考えておいでなのか、お尋ねをしたいわけでありまして。

それからもう1点、ケーブルテレビ局に従事する職員ですね。大体何人ぐらいの職員をそこへ充てられるのか。また、そのスタッフ

になる方がどういうふうな運用の勉強をされるのか。恐らく、どこかへ出かけて勉強をしてこなければいけないと思うわけですが、その勉強の拠点といいますか出先といいますか、その辺を決めておいでなのかどうか。

また、一遍に、短期間に充実したケーブルテレビを運用するのはなかなか難しいと思っておりますけれども、できるだけその辺を専門にやられて、そしていい番組、いいケーブルテレビ局が発展しますことを祈念いたしまして、質問を終わります。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 若狭議員のCATVのご質問にお答えします。

まず最初に申し上げたいのは、今年度実施しています事業はケーブルテレビ事業ではございません。地域イントラネット事業で公共施設間を結ぶ光ファイバーの敷設でございます。その点、ご理解をお願いします。

それで、今ほどケーブルテレビ、将来に向けての内容のご質問であったかと思っております。この詳細についてはまだ決まっていない状況であります。

まず、ケーブルテレビ事業を実施するには2通りの方法があるかというふうに現在考えております。その一つは、町がみずから事業主体となって整備する方法。現在はそれで検討しておりますが、もう一つ、民間のケーブルテレビ局のエリア拡張という手法もございます。これらを今現在、調査研究を重ねているところであります。

その中でいろいろと現在検討しておりますが、各家庭へ引き込むのに同軸ケーブルがいいのか、光ファイバーで引くのがいいのか、そういう点も現在検討中ではございまして、まだはっきりしたものは考えておりません。どういう方法がいいのかを現在検討中ではございます。



ただ、補助事業上は同軸で各家庭へ引き込むものが補助対象となっております。ただ、将来性を考えますと、各家庭へ光ファイバーで引いた方がいいのではないかなというように現在検討中でございます。

したがいまして、ケーブルテレビの詳細についてご質問多々あったんですが、まだこれといった決まったものはないんですが、現在検討中のものを含めてお答えしたいというふうに思います。

キー局ですが、これは運営方法等にも影響してきます。自前でスタジオを構えてスタッフをそろえて行っている方法。これは能登町とかお隣の七尾市さんの能登島のケーブルテレビさん等のやり方ですが、これは人件費と運営費等かなりの経費がかかるというふうに聞いております。専門的なスタッフの養成も必要になってまいります。それですが、番組の編成上、自由度が高いというふうなことも聞いております。

もう一つは、民間のケーブルテレビさんに委託してつくっていただくというような方法もあるのですが、その場合ですとケーブルテレビ局さんの方の自主チャンネルといいますが、中能登町に回していただくチャンネルに制限がございまして、自由な番組がなかなか思うようにつくれないというようなこともありますので、そこら辺を含めて現在検討中でございます。

来年度、一応補助事業で実施したいというふうに考えておりますが、現在、補助金を受けるべく手を挙げている段階。補助金の申請は今年末ぐらいに2次申請、2回目の要望調査がありますので。今後の予定といたしましては、10月中に住民の意向調査を行いたいなど。それは加入率等の試算にも影響してまいりますので、今後、住民の意向調査をさせていただいて、それをもとにケーブルテレビの整備計画を作成したいというふうに考えております。その整備計画について議会の方へお

示しし、どういうふうな方法がいいのか決定していただきたいなというふうに思っております。

補助金の申請の時期もございまして、どういふ方法でやるかということにつきましては11月中に意思決定をしていただきたいなというふうな思いであります。

以上であります。

議長（作間七郎君） 若狭 武君

30番（若狭 武君） 今ほど課長の方から答弁がありました宅内工事ですね。これは課長おっしゃられたようにイントラネットが整備された後になりますので、恐らく平成19年度ぐらいになるんじゃないですか。イントラネットが整備されなかったら、個人個人の宅内工事をして意味がないわけですし、それは十分承知しているところであります。

そういうことで、できるだけ周辺の自治体の方でも一生懸命に熱を入れて進めているわけでございますので、当町といたしましてもひげをとらないようにしっかり計画を立てて事業を進めていっていただきたいと思うわけでございます。

質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 次に、35番 木村武司君

〔35番（木村武司君）登壇〕

35番（木村武司君） 16番目になりますとほとんどの質問が出尽くし、質問することがなくなったような気がするわけでございます。また、皆さんの顔を見ておると、非常に飯食べた後の今の時間というのは苦しい時間ですので、なるべく早く質問したいと思っております。

まず教育問題でございますけれども、学校問題とか教育長問題というのは、どこから考えてもだめという理論は一つもございません。教育というのは歴史の1ページが教育から始まるということは事実でございます。未

来の中能登町をどうするか、どのような思想でいくか、どのまちづくりをするかというのは、まず教育から始まるのではなからうかなと思っっているわけでございます。いろいろと論議する中において、基本は子供の教育から、将来は明るい町ができるということが基本であろうかと思ひます。

そこで、学校の統合問題とか何とかという理論はいろいろとありますけれども、統合前の学校をどうするんだということを直面した問題として考える必要があるのではなからうか。そして、統合後はこうするんだというふうな2つの理論に立って考えなければならないのではなからうかなと。統合、統合と言へば、統合したらといったら、統合するまでの子供はどうするのですか。現在の学校教育というのはどのような方向へ行くんだということをはっきりさせる必要があるのではなからうかなと私は思ひます。

そこで、今、中能登町には高校が1校、中学校が3校、小学校が6校あるわけです。これは多いとか少ないとかいうふうな問題よりも、地域に根づいた学校ではなからうかなと私は思っております。特に高校におきましては478名です、現在。中学校は553名、小学校では1,045名の児童生徒が現在学んでいるわけでございます。

そこで教育長にお尋ねしたいのは、学校は僕の思ひとしては、3つの学校というのはあつて、お互いに競合しながらいい教育といい生徒ができていゝのではなからうかなというふうな感じもするわけでございます。

また、先日も鳥屋小学校が小学校クラス対抗30人31脚というので全国大会で優勝しているわけです。そのときに考えられるのは、ある先生によって全国大会にもすぐに優勝するだけの熱意のある先生がいれば、必ず行けるのではなからうかなと。

そこで、ちょっと行ったり来たりしますけれども、教育長にお伺ひしたいのは、3つの

中学校を現在どのような考え方というか思想、特徴というものを何か考えた上で教育長は現在考えておられるのでしょうか。もしもわかることがあつたら、まずもつて1問ご質問申し上げます。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） ただいまの木村議員の教育問題についてについてお答えいたします。

現在、特にその中の質問の中の中学校3校でございます。鹿島、鹿西、鳥屋の3校の中学校がございゝますが、それぞれに特徴を出すようにということ、これは前々から県の教育長の方から通達があるわけです。高校はもちろんのこと、小学校においても中学校においてもその学校の特色を出すように頑張りなさい、こう言われているのでございゝますが、例えばことしの3中学校の学校経営の中の今年度の目標を見てみますと、こういうふうになっております。

鹿島中学校では、確かな学力、輝く個性、優しい心を持つ生徒を育てたい。鹿西中学校では、豊かな学力、人を思いやる豊かな心、ふるさとに誇りを持つ児童生徒を育てたい。鳥屋中学校では、高い知性、忍耐力のある生徒、たくましい体力の生徒というような本年度の教育目標を掲げて、それぞれ3校とも頑張つております。

午前中のご質問にもありましたように、3つの中学校ともことしの基礎学力調査から見ましても、あるいは郡体、県体のスポーツの面から見ましても、決してほかの町には劣っていないすばらしい成績をおさめていることは皆様方もご承知かと思ひます。

また、鳥屋小学校の30人31脚の件も議員がお話しされましたが、鳥屋小学校の30人31脚、これは私が旧鳥屋時代の教育長時代から全国大会、県大会へも行つておりますが、この30人31脚を取り入れた学校の目標といいま

すか、なぜそういうものを行ったかということなのですが、当時のことを思い出してみますと、まず体力づくり、そして学年、学級の団結、そして母校、地域の誇りを目標にして頑張ってきたわけでございます、おっしゃるように鳥屋小学校にはそれに対して非常に情熱を持つ先生が1人おいでます。ただ、その先生1人だけでは決してあの成果はおさめられません。学校長、教頭初め全職員、そして私はこれまで見ていて感心するのは、頑張る子供はもちろんですが、毎朝毎朝あの時間に、時間といいますと大体7時40分から8時10分までの30分間です。あの時間に子供に御飯を食べさせてきちっと出すという保護者には頭が下がる思いでございます。

ということで、できる限り学校のよさが出るように、私も人事面で頑張りたいと思っておりますが、至らぬ者でございます、なかなか自分の思うことができないのがこれまでの反省でございます。

何かお答えになったかどうか知りませんが、以上で答弁にさせていただきたいと思っております。

議長（作間七郎君） 木村武司君

35番（木村武司君） 先ほど鳥屋中学校の点を挙げたわけでございますけれども、今教育長は一生懸命やる先生がいるんだというふうな言葉でございました。

私は、学校の特徴というのは学校の教育の先生にあるのではなからうかなという観点から立って、質問、私自身がわかりませんが聞きたいのは、先生の配置というのは県の言われたとおりにはされるのか、また、その地域の教育長の力によってあの先生を欲しいというふうになっているのか、お教えてください。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 毎年12月ごろになりますと、いわゆる教員人事の問題が出てきまして、教育長の職について一番頭の痛い時期がもうすぐやってくるわけございま

す。

その中で、今、木村議員がおっしゃったように、教育長の力か、それとも県教委が言ったとおりかというご質問でございますけれども、まず教育長の希望を向こうが聞きます。けれども、今まで三、四回私も経験がありますが、10言えば3つ聞いてくれればいいところです。というのは、それぞれの教育長には欲しい先生がいるわけです。なかなか思うとおりにはならないのが現実でございますし、そうでない先生もいますけれども、自分の思うとおりにはなりません。そういう意味で、嫌な時期が来たなと今また思っております。

以上です。

議長（作間七郎君） 木村武司君

35番（木村武司君） 教員の人事問題について触れたわけでございますけれども、教育長の熱意に対しまして感銘をいたしました。

次に、先ほど山森議員から教育問題について細かく質問がございましたので、それ以上は追及する気はございませんが、私自身、今後、教育の流動性というのは非常に難しい問題が出てくるのではなからうかなと。3つの中学校があるけれども1つに統合、統合というのは、1つというだけでなくして、2つも統合であり、3つそのままの統合性もできるのではなからうかなと。もっと幅の広い観点に立って教育委員会、教育長、ご指導なさる、幅広い状態において論議されることを期待するものですが、教育長の思いを言ってください。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

教育長（水谷内祝盛君） 中学校の統合問題だと私はお聞きしましたが、先ほど木村議員もおっしゃったように、現在3つの中学校、生徒数合わせて五百五十数名です。これは3つ合わせますと大体私の計算では各学年とも5クラス、5クラス、5クラスの学年になる予定です。40人学級としまして。

近くの七尾市あるいは羽咋郡市の中学校を見たときに、どの規模の中学校がうまく学校運営ができていくかということを見ているわけでございますけれども、やはり大体四、五百名の学校の学校運営がすばらしく成果を上げております。余り大きい1,000人近くあるいは700人、大きいところにはやや問題が生じているような気がします。その反対に小さい学校では、今私たちがこの3校で経験しているような難しい問題が起こっていますので、木村議員は統合は別に1つにしなくてもとおっしゃっておりますけれども、私としては現在のところは統合するならば1校にした方がいいと考えておりますので、ご了解ください。

議長（作間七郎君） 木村武司君

35番（木村武司君） 明確な答弁ありがとうございました。

もう一つの案といたしまして、案として聞いていただければ。答弁要りませんが。

鹿西高校というのが一つあるわけでございます。その附属中学校というふうなものも一つつくってもいいのではなからうかなと。中高一貫教育というものの中にあってもいいのではなからうかなということも参考の中にして論議されることをご希望申し上げます。

次に、経済問題に入りたいと思います。

世の中が変わってまいりまして、今まで林業、材木が国内産が捨てるように多くあったわけでございますけれども、国際価格が暴騰いたしまして国内価格も上がってまいりました。そこで、林業という商売もいよいよ成り立ってくるんじゃないかなという時代に入ってまいりました。

そこで、七尾城から石動山に渡る林道城石線がございますね。町長。これは非常に有効な林道でなからうかなと私は思っているわけでございます。そして、観光その他にも使えるのではなからうかなと。

そこで、もう一つ案といたしまして、碁石

ヶ峰まで延長する気がございませんか。町長、ぜひ答弁をお願いします。

次に、ばらっと変わりました、町長、その他関連課長、工場誘致については誘致委員会とか条例とかというのはつくることを聞きました。何分にも一日も早く、どれだけ町長、子供を産んだ補助金を出しても、働くところのないところには子供はできません。あなたの希望のときに、経済問題が入っておりませんでした。何分にもよろしく願い申し上げます。これはいいです、答弁は。

もう一つ。この地域からは工業生産性というのは抜いても抜け切れない地域でございます。戦後60年、繊維産業とともに歩んできた中能登町でございます。これが非常に60年たちましたらグローバル化する世界の中において、中国、ベトナム問題等国際競争力に勝たなければならないという使命に入ってまいりました。60年も一緒な産業というのが続くというのは非常に恵まれていたわけでございますけれども、ただ恵まれて中国に負けましたというわけにはお互いにかないんじゃないかなということ、今現在、石川県でもベンチャー企業とか、それから新しい産業に従事するときに補助金制度とかというものはあるわけですね。これをやはり、これは繊維だけでないですよ。繊維以外の産業その他も全部ひっくるめて、別に繊維が将来受けて立てるといふふうなものの考え方でなくして、もっと大きな目で見て何かの形で何かの産業が起きないかという希望と夢というのはベンチャーでございます。

それで、石川県の行っている2分の1補助金制度でございますけれども、その小型化をこの中能登町独自のものを考える気がございませんかということでございます。これについては、だれでもいいですから答えてください。

それから、今現在、中小零細企業というのは、中央はよくなってきたわけでございます

けれども、非常に地方は沈み返っているわけです。

そこで、利子補給制度というのは0.05%現在も行われているわけですね。それをもっと幅広く利子補給の、申し込んでその恩恵をこうむりやすいようなシステムと、もう一回は0.05を0.075とか0.1というふうな利子補給率を高くしてあげるといふふうな恩恵を考える気がございませんか。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 木村議員の質問にお答えをしたいと思います。

工場誘致について努力をしているかについて木村議員の質問にお答えをいたします。

当町において企業の動向を踏まえ、地域経済の強化につながる今後成長が期待できる産業分野の誘致及び既存企業の活性化と課題に取り組みながら県へ働きをかけ、県と一体となった企業誘致に努力をしているところであります。

また、中能登町企業誘致委員会を設置いたしましたので、積極的に推進をし、地域産業の振興と雇用機会の増大及び地域の活性化を図っていききたいと考えております。

議員の皆様方にもいろいろな情報があれば教えていただきたいと思います。

県の企業誘致についても人と人とのつながりから始まる、そう聞いております。議員の皆様方のご協力をお願いいたします。

次に、繊維問題について。開発補助金制度を設置できないかという質問でありますけれども、町には石川県、七尾市、中能登町が補助金の交付を行っている能登繊維振興協会があります。協会の事業内容は、中能登町、七尾市及び周辺の市町の繊維産業を主とする地場産業の健全な育成と振興を図るとなっていて、17年度の事業計画の重点事項に新商品開発支援が挙げられており、サンプルづくりや試織品の染色方法に関して企画提案力の向上

を支援するとなっております。

県においては、石川県繊維企業高度化推進補助金制度があります。この制度については、県内に1年以上本店を有し、引き続き事業を営んでいる繊維産業の中小企業者であり、開発する商品を自社製品とし、みずからが販売しようとするものであるとなっております。

町の繊維関係開発補助金制度については、能登繊維振興協会の補助金とも照らし合わせて今後検討していききたいと思っております。

次に、繊維の利子補給についてお答えをいたします。

利子補給制度については、平成14年度から始まったペイオフ対策で、それまで預託金制度であったものが制度金融利子補給制度に切りかわり、現在も継続をして運用されております。

利用については商工会が窓口になっており、そこで相談され、繊維関係の事業者を初め商工業の方々が利用されております。現在利用されている対象金融制度は、小口融資信用制度で16年度末においては178件、保証債務残高5億3,483万4,000円となっております。町は、石川県制度金融資金利子補給補助金として利子補給率の0.5%の補助を行っております。

これからも商工会における経営指導と一体となって企業の支援に取り組んでいききたい、そう思っております。

その後で、利子補給をふやせないかという質問もあったわけでありまして、これにつきましては現在実施しております利子補給制度は県と同額の率で評定を行っているもので、当町だけで率を変えるということとはできないことになっております。ご理解のほどをお願いいたします。

先ほど木村議員から、七尾から石動山までの城石線を碁石ヶ峰まで延長したらどうかという本当にいい提案といえますか質問もあっ

たわけであります。

ご存じのように城石線はことしで大体終わります。少し道路の崩落もあるようですが、どれも大体終わりますし、大変いい道路になっております。林業だけではなく、観光面、いろんな面で使える。いい提案でありました。

碁石ヶ峰につきましても、県立の自然公園になっているわけでありまして、県議会議員の山田先生もおいでです。これから相談しながら、前向きに城石線の次に取りかかっていきたい、そう思っています。きょうこの場で質問をいただいたわけでありまして、これからじっくりと考えて前向きに進めていきます。

ありがとうございました。

議長（作間七郎君） 木村武司君

35番（木村武司君） 経済問題につきまして、本当に町長ありがとうございました。

次に、公共施設、例えば簡単にいいますと鹿西庁舎とか元の鹿島庁舎、いろいろと公共施設というのは中能登町になりましてから、あいている場所があるわけでございます。

私は、ただあいている、あいているというふうなことでなく、何か活用方法がなかろうかなというふうなことを考えてみたわけでございます。

例えば、石川県におきましても工業試験場の中におきまして民間企業も入っております。開発、民間企業というのは入っておりますし、それからもとの繊維会館は岸商事が入っております。いろいろとその中において、例えば鹿西庁舎が近いところにありますので、3階あたりはあいている。活用はほとんどないんだというようなことでなく、ここへ民間を、例えば保険会社であり、流通会社であり、商事会社であり、ソフト的な産業というのを導入すれば十分使えると思えますし、公の公務員と民間の姿をお互いに融合しながら、地域の雇用の場にもつながるのではなか

ろうかなというふうな感じがあるわけですが、それについて何かの案、方向性についてどのように考えておいでるか、もしも答えることができたら答えていただきたいと思えます。

議長（作間七郎君） 久保参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（久保與夫君）登壇〕

参事兼監理課長（久保與夫君） ただいまの公共施設の活用についてお答えをいたしましたと思えます。

合併によりまして庁舎等の公共施設に空きスペースが出てきたところでございます。施設の管理運用に支障がなければ、その行政財産の本来の目的の活用に支障がなければ、できるだけ空き施設等を有効利用したいというふうに考えます。

今のところ具体的なそういった要望等につきましては聞いておりませんが、そういった希望があればその都度考えさせていただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 木村武司君

35番（木村武司君） ありがとうございます。

皆さんが民間から見ますと、公共施設というのは貸してもらえないものだという先入観があるから、だれもが希望しているわけではまだないわけでございますけれども、積極的に使ってくださいというふうなアピールをしたら全国から集まってくると思えますよ。

ということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時58分 再開

議長（作間七郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

41番 五十嵐三朗君

〔41番（五十嵐三朗君）登壇〕

41番（五十嵐三朗君） それでは、通告順に従いまして2つの項目について質問をいたします。

第1の項目では、中能登町合併による財政的将来展望と本庁などの建設計画について。2項目めには、小中学校の再編と今後の展望について。

したがって、まず中能登町合併による財政的将来展望と本庁舎等の建設計画についての質問をいたしたいと思います。

合併後、早くも7カ月を経過しようとしております。私たちは、市町村合併のねらいと背景について、政府・自民党、財界が市町村合併の押しつけをねらっているのは、安上がりで財界に都合のよい自治体づくりであり、強引に進められている市町村合併の押しつけは何よりも住民の暮らしと利益を犠牲にし、地域の自主的な発展を妨げ、地方自治を踏みじめるものであると指摘をしまいいりました。

政府や県当局は「今なぜ、市町村合併を考えるのですか？」というパンフレットを出しておりますけれども、その中の1つは日常生活圏の拡大、2つには少子・高齢化の進行、3つ目には地方分権の推進、4つ目には国・地方を通じた厳しい財政状況の4点を挙げているわけであります。

この4点は、全国すべての自治体に地域の特異性や大小を問わず合併の理由を4点に絞り、さらに、合併をするとどのようなメリットがあるのですかという点については、1つに広域的な観点からの地域づくり、まちづくりができます。2つ目には住民サービスが高度化、多様化されます。3つ目には行財政の運営の効率化や事業の重点化が図られますと、合併さえすればバラ色の花が咲くかのごとき印象を住民に与え、数多くの課題を先送りして合併が強行されたわけであります。

合併後の県内外の幾つかの自治体の財政状況を見ると、平成16年3月1日に合併をした新潟県の佐渡市では、昨年10月13日、鹿島町教育民生常任委員会が佐渡市を行政視察した際、佐渡市の総務文教委員長が鹿島町側の議員の質問に答えた内容を簡単にまとめますというと、1つには、合併前の建設計画を大幅に見直しをせざるを得ない状況である。交付税も思ったより少なかった。合併優遇措置である交付金も一括が分割支給になってしまった。

また2つ目には、各町持ち出し基金で予算化をしようとしても負債が膨らむ傾向である。当面の建設計画を実施しようとする大変無理が生ずる。今後どの事業を優先するか検討委員会で精査されている。

3つ目には、住民が役場に行っても、これまでようになかなか即座に回答が、答弁が返ってこない。何にしろ本庁に聞かなければ返事ができないというような状況で、合併してよかったとの声はなかなか聞くことができない。サービスは高く負担は低くの前で合併をしたが、実感が全くわからない。

そして4つ目には、当初からの計画からすれば10年間で約730億円の財源不足が生ずる。したがって、本庁舎建設計画は8年ないし10年のうちに建設をする計画であったが全くめどが立たなくなっている。

以上のような答弁の内容でありました。

次に、七尾市の場合においては、通常75%ないし85%が健全財政と見られる経常収支比率が104.1%。これは2004年の決算でありますけれども、三位一体改革や税収減により、今後5年間で単年度毎年約30億円の財源不足を生ずるとの中期財政見通しを示しているわけであります。

そのツケを職員の削減で補い、5年間で139人の人減らし。組織面については、10部3支部52課を、10部が8部になるわけですね。8部1支所37課とすることを明記し、支

所の2カ所は窓口サービスのみとするというような内容が9月1日の各地域新聞に報道をされているわけでありませう。

また、かほく市の場合におきましては、庁舎や中学校建設が条件のため財源の見通しが非常に苦しくなり、合併後の国保税1人当たりを見ると、15年度の高松、宇ノ気、七塚3町の平均が年間7万7,056円であったものが3年連続引き上げ案が議会で提出をされ、16年度8万3,000円、17年度が8万8,500円、18年度には9万6,000円と何と1万8,944円の引き上げとなっている点を見ても、財政的な困難さを浮き彫りにしているというふうに言えるのではないかと思うわけでありませう。

したがって、第1項目の第1点として、中能登町における18年度以降の予算編成における財政問題の見通しについて、非常に危惧の念を持っている一人でありませう。

まず統合中学校。先ほどからも2人の議員から小中学校の問題が提起をされておりましたけれども、仮に統合中学校を建設し、その後、10年以内に本庁舎の建設などをした場合に、10年後の平成27年より5年間にわたる激変緩和措置などがあって、平成32年以降では地方交付税が1億5,100万円、28年度では2億9,700万円、29年度においては4億4,900万円、30年度においては6億100万円、31年度においては7億5,300万円、あと32年以降からは毎年8億2,900万円の減額というふうになるという資料が、これは当局から出された資料を私申し上げているわけですが、こういうことになるわけですね。

こういうふうな状況の中で、当初の基本計画どおりの予算編成が今後可能なのかどうか。この点についてまず説明を求めるものでありませう。

引き続き2つ目といたしましては、特に具体的に報告のあった佐渡市の二の舞を踏んではならない、このように考えるわけでありませう。

幸いにして佐渡市の行政視察をした場合に、非常に具体的に教民の委員長が私たちの質問に対して答えてくれたので、この例にとつて、一つには、合併前の建設計画を大幅に見直しをせざるを得ないような状況にある。交付税も思ったより少なかった。そしてまた、合併の優遇措置であるところの交付金、これが一括が分割に支給されるということになったというのですね。したがって、こういう点について、中能登3町の場合にはこういう例は全くないのかどうか。

次に2つ目には、各町持ち出し基金で予算化しようとしても負債が膨らむ傾向である。当面の建設計画を実施しようとしても大変に無理が生ずる。今後どの事業を優先するか検討委員会でも精査をしなければならないと答えているわけですね。したがって、この点についての危惧はあるのかないのか。

また、3つ目です。住民が役場に行ってもこれまでのようになかなか即答が出てこない。本庁に聞かないと返事ができない。返事がもらえない。さらに合併をしてよかったというふうな声は聞けない。サービスは高く負担は低くの前で合併をしたけれども、なかなか実感がわいてこない。

私自身、この中能登町になってからでも、やはりこういう苦情を何件か聞いているわけです。したがって、こういう問題について現実の実態はどういうふうになっているのか、この点についてもお答えを願いたいと思ひませう。

4つ目には、当初からの計画をすれば10年間で、これは非常に大きい額だと思うんですけども、間違えていないかなというふうには私は実は思ったのだけれども、どうも間違いでなかったようですが、約730億円の財源不足が生ずる。したがって、本庁舎建設計画は8年から10年計画であったが、全くめどが立たない。こういうことを佐渡で説明をしてくれたわけです。こういう立場から、このよう



な点が全く心配をする必要がないのかどうか。

以上の点について答弁を願いたいと思います。

次は、3点目として本庁舎と施設の建設計画について。

こうした問題については、当然、合併前にすべて解決をされて、そして合併が合意し出発をするというのが道順だというふうには私は思うのです。しかしながら、いまだに未解決の課題が多く、町民の最も関心の高い小中学校の統合とか、あるいは庁舎の位置問題など重要課題が先送りされ、見切り発車となったわけであります。

特に、新町の事務所の位置については合意が困難をきわめ、平成16年2月9日、合併協議会が開催された後、約3カ月間の空白を生じ、ようやく平成16年6月24日、鳥屋町社会福祉センターで開かれた第12回鹿南合併協議会において合意がなされたわけであります。

合併協議会に提出された答申案は、「新町の事務所の位置は、鹿島郡鳥屋町字末坂9部46番地とする。現在の鳥屋町役場を鳥屋庁舎、現在の鹿島町役場を鹿島庁舎、現在の鹿西町役場を鹿西庁舎と呼称する。本庁舎の建設については、合併後、特別委員会を設置し協議する」とあります。

したがって、その後の経緯と特別委員会の設置についてご報告を願いたいと思うわけあります。

そこで、特別委員会が設置されたのかどうか。設置されたとするならば組織の内容について。未組織であるならば、なぜいまだに組織をされないのか。同時に、今後の見通しについて。

なお、今期議員の任期中に私は以上の問題について少なくとも方向づけをはっきりさせる義務があるというふうには私は思うわけあります。そのための私たち議員の在任特例の適用をされたものというふうには私は感じてい

るわけあります。

自治体の本来の任務というのは、住民の暮らし、安全、健康、福祉を守ることであります。町長が冒頭におっしゃったようにして、住民が本当にこの町に住んでよかったと思われるような、そういうまちづくり。これが非常に大事だというふうには私は思うのであります。50年間かけて住民とともに築き上げてきた中能登町の福祉、教育、暮らしを守る先進的な制度の後退は絶対に許すことができないというふうには私は思うわけあります。

したがって、以上の点について、まずご答弁をお願いいたします。

議長（作間七郎君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

国の三位一体の改革により、国庫補助金の削減や地方交付税の見直しなどにより地方公共団体はますます厳しい財政状況となっております。こうした中で、当町も町村合併を行い、国からの財源を確保し、合併後の住みよいまちづくりを目指しているところでもあります。

平成18年度からの財政上での問題でありますが、まず初めに社会保障関係では、高齢化により医療費や介護給付費などは年々増加をしていく傾向にあります。

次に地方債の償還金では、下水道のインフラ整備事業に伴う地方債の償還額がピークとなり、一般会計においても今後、合併特例債事業を実施することにより大幅に償還額は増大する見込みであります。

普通建設事業では、まちづくり計画に基づく学校統合、イントラネット整備事業、上水道の老朽管更新事業や合併に伴う本管整備事業などがあり、財政事情は依然として厳しい状況が続くものと考えられます。

このような厳しい財政状況の中、経常経費を削減し、健全な財政運営に努める必要があ

ると思っております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（作間七郎君） 澤財政担当課長

〔財政担当課長（澤 伸一君）登壇〕

財政担当課長（澤 伸一君） 五十嵐議員のご質問にお答えします。

五十嵐議員におかれましては、新潟県佐渡市の例を引き合いに質問されたことと存じます。

第1点目の当初計画どおりの予算編成が可能かどうかであります。先ほど町長が述べたとおり、経常経費の削減に努め、18年度当初予算を進めていく所存であります。

第2点目の交付税及び交付金の減額により建設計画の大幅な見直しをせざるを得ない状況ではないかという点につきましては、普通交付税及び交付金の減額ではある程度減額を見込んでいたものもあります。また、国の制度改革に伴うものについては基金繰り入れ等で対処したいと存じております。

今後どのような事業を優先的にするかにつきましては、事業の必要性、事業の効果、緊急度などを考慮し、議会にご相談申し上げながら進めていく所存であります。

次に第4点目ですが、佐渡市では財源不足等で本庁舎建設計画のめどが立たないということではありますが、佐渡市の財政状況については理解しておりませんので何とも言えませんが、本町では、このような財政状況にならないためにも経常経費を削減し、健全な財政運営に努めたいと思っております。

また、合併後10年後の財源等では、今現在の町の総合計画等を作成段階であり、10年後もまた再見直しをすることになっておりますので、そのとき財政の計画を見直さなければならないと思っております。

以上であります。

議長（作間七郎君） 小山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（小山茂則君）登壇〕

参事兼総務課長（小山茂則君） お答えをいたします。

2点目の3ということで、住民が役場に行ってもこれまでのように聞いてくれない、何をしても本庁に聞いてからでない返事がもらえないという佐渡市の例を挙げられて、中能登町に現状として今あるのかどうかというご質問でございましたが、今、五十嵐議員さん質問の中にもありましたとおり、ないとは言えません。あるということも実態として私も聞いております。

その中で一方的に、今五十嵐議員言われるとおり、ないかといえはありますが、今後の旧町の行政体、旧町から具体的な行政体に、手厚いサービスを行っていく上において大きな行政体となったために物理的に不可能となったものもありますし、各種補助金や大会等の参加補助金についても厳正に対処しなければならない事実も現在あるわけがございます。

こうした中で、今後もサービスは高く負担は低く意識を持って、公正で公平な行政運営をしていかなければならないと思っておりますので、今後ともご理解とご協力のほどお願いをいたします。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

〔企画課長（吉田外喜夫君）登壇〕

企画課長（吉田外喜夫君） 五十嵐議員のご質問にお答えさせていただきます。

本庁舎等施設の建設計画についてということですが、五十嵐議員の質問とちょっと重複するところがございますけれども説明させていただきます。

議員のご指摘のとおり、平成16年6月24日開催の第12回鹿南合併協議会において「新町の事務所の位置は、鹿島郡鳥屋町字末坂9部46番地とする。現在の鳥屋町役場を鳥屋庁舎、現在の鹿島町役場を鹿島庁舎、現在の鹿西町役場を鹿西庁舎と呼称する」。次の文言

でございますが、「本庁舎の建設については、合併後、特別委員会を設置し協議する」ということで、合併協議会において合意をされているところでございます。また、旧3町の合意書であります協定書にも掲載をされているところでございます。

関連がございますので説明させていただきますが、また、中能登町まちづくり計画の中の公共施設の適正配置と整備という項目の中で、公共施設については、地域住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域間のバランス、地域一体化の推進、さらには財政事情を考慮しながらその点が重要かと思われれますが統廃合、再配置整備を図っていきますということで掲載をしております。

ご質問の本庁舎の建設に係る特別委員会の設置ということでございますけれども、まだ設置はされておられません。また、組織の内容についてということですが、それも同じでございます。まだ白紙の状態でございます。

また、今後の見通しについて、未組織ならばその理由についてということをお知らせして説明させていただきますけれども、これら公共施設等の統廃合、再整備を含めて現在、中能登町総合計画の策定にとりかかっているところでございます。その中能登町総合計画の策定と並行して、今後調整を図りながらその組織案をつくり、また議会等にもお示しをし、了解を得ていきたいと、そのように考えておりますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） やはり私たちが合併前から心配をしていました財政的な問題が今後ますます日程に上ってくる、このように思うわけです。したがって、ただいま町長初め各担当課長がまじめに答えていただいた、

そういう立場を何としてでも守り抜いて、そして行っていただきたいということを強く求めるものであります。

私たちのいろんな経験ではなしに、いろんな資料なんかを、また実態なんかを調査すると、合併後どこの町でもどこの自治体でも合併前のいろいろな申し合わせ事項、これを行おうとすると大変財政的に窮屈になってくるわけです。むだな事業は財政の破綻を招くやはり一つの要因となるわけです。

今ほども吉田課長がおっしゃったように、合併前はお互いに張り切っていますから、人目もありますので、あれを要望し、これをつくれというふうなことでお互いに張り合うのですけれども、今やもう合併してしまったのですから、だからむだは絶対にやらないように、ひとつ今後十分に町民とともに、町民の意識も十分に酌んで今後の計画を策定し、実施していただきたい。

特にというのは何ですけれども、合併したことによって住民に対してサービスは高く負担は低くとなっているけれども、やはりここで指摘をした佐渡であったようなこともやはりあるのだという小山課長の答弁でありましたけれども、前回の議会で地域イントラネットの基盤整備工事を行われたわけです。したがって、ぜひこういうものを活用し、そういうことのないようなことに努力をしていただきたい。

なお、若狭議員がこの問題についてだれも質問をしていないというふうにおっしゃいましたけれども、この地域イントラネット、これは完成はいつになるのか。この点について一言補足をしていただきたいと思えます。

以上。

議長（作間七郎君） 広瀬情報担当課長

〔情報担当課長（広瀬康雄君）登壇〕

情報担当課長（広瀬康雄君） 今の地域イントラネット事業の完成時期でございますが、来年の1月いっぱいを目処に予定しております。

す。

以上です。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） ありがとうございます  
ました。

時間が、私質問に立つときに、五十嵐、きょうはもうあなたは最後ですからゆっくり行ってくれというふうに各議員から要望があったのですけれども、時間がもったいないのでひとつ。

では、次に移らせていただきたいと思いま  
す。

2項目めは、小中学校の再編と今後の展望  
についてお尋ねをしたいと思えます。

第21回鹿南合併協議会での教育特別委員会  
答申の取り扱いについて、教育特別委員会の  
鹿南3町における小中学校再編についての答  
申を尊重し、新町において委員会を設置し協  
議することとする旨報告をされたとあるが、  
その後の経緯と委員会の設置についての経緯  
について報告をお願いしたいと思います。

なお、先ほどの新庁舎建設の特別委員会の  
設置の問題について、なぜこの組織がおくれ  
ているのかという私質問をしたんですけれど  
も、これに対するとおころの答弁がまだないよ  
うに思うので、これも一緒に答弁をしていた  
だきたいと思えます。

そこで、委員会の設置についての経緯。1  
つは、委員会が設置されたのかどうか。組織  
の内容について。未組織であるならばその理  
由。今後の見通し。この点についても先ほど  
触れましたようにして、やはり私たちが1年  
4カ月ですか、任期が特例によって延びたわ  
けですから、そういう問題についてすべての  
責任があるというふうに私感じているわけ  
です。したがって、ぜひともこの問題につい  
ての特例期間を有効に適用させるという立場  
からもこういう質問をしているわけですが  
けれども、学校再編についての委員会、この  
問題について答弁を願いたいと思えます。

それからあと、各小中学校の耐震の診断の  
結果を報告していただきたいと思えます。

さらに、仮に小中学校の校舎、それから体  
育館などがあるわけですがけれども、これら  
すべてに耐震工事をした場合には、どれだけ  
の予算が必要なのか。この点についても  
あわせて答弁を願いたいと思えます。

議長（作間七郎君） 吉田企画課長

企画課長（吉田外喜夫君） 先ほど一応説  
明をさせていただいたつもりにはいたわけ  
ですが、まだ説明が足りなかったというよ  
うなことでございます。

今後の見通しということですかね。それ  
とも未組織であるならばその理由。未組織  
になっていた理由と今後の見通しについて  
というのをあわせてこちらでお話ししたつ  
もりでありましたので、済ませません。

もう一度説明させていただきますが、こ  
れらといいますか、公共施設等の統廃合、  
再編成を含めまして現在、中能登町総合  
計画の策定にたゞいまから取りかかって  
きたということでございます。

そこで、中能登町総合計画の策定ととも  
に並行して組織をつくって、運営といいま  
すか調整を図りながら組織をつくってご  
理解を願いたいというようなつもりには  
いたということでございますので、その  
点ご理解をお願いいたします。

早ければ来月か再来月ぐらいには何と  
か進めていきたいというような思いに  
おりますので、ご理解のほどよろしく  
お願いいたします。

議長（作間七郎君） 水谷内教育長

〔教育長（水谷内祝盛君）登壇〕

教育長（水谷内祝盛君） 五十嵐議員  
の小中学校の再編問題についてお答え  
したいと思います。

細かく何点かについてご質問ござい  
ますが、最後の方の小中の診断結果あ  
るいはすべての建物の耐震工事をした  
場合の経費につい

ては、担当課長より説明させていただきますのでよろしく願います。

この問題でございますが、いわゆる小中の再編の問題でございます。私も合併協議会の最初からこの件について関係しており、現在も私の頭からひとときも離れない問題でございます。

議員のご指摘のとおり、小中学校の再編については鹿南合併協議会で新町において新たな委員会を設置して協議するとなっておりますが、現在のところまだ新しい委員会は設置されておられません。

6月29日、前回の本議会でございますけれども、定例会で現在の教育委員5名が正式に承認され、それから教育委員会としてこの問題についていろいろ話し合ってきましたが、なかなか合併協議会のときの話より前進することができなくて、私自身もいつこの問題を議会に提出し、あるいは町長にご相談しようかと悩んでいたところでございますが、つい今日になったところでございます。

したがって、これからこの委員会は設けなければならないのでございますが、前の特別教育委員会は15名の教育委員で任命されておりましたけれども、今度委員会を設置するとすれば、設置するときには教育委員はもちろんでございますけれども、議会議員の方、保護者の方、学校代表の方等による特別委員会を組織していただいて、この問題について協議してもらいたいと考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

〔教育文化課長（永源 勝君）登壇〕

教育文化課長（永源 勝君） 耐震診断の結果についてお答えいたします。

鹿島地区の越路、滝尾、御祖小学校並びに鹿島中学校について耐震診断を行っております。おのおのの学校の建築年度を見ますと、越路小学校が昭和55年に、滝尾小学校が昭和48年に、また御祖小学校は昭和50年並び

に53年、鹿島中学校が昭和36年から40年にかけて建築されています。結果といたしまして、古い建物ほど診断結果が悪いという結果をいただいております。

また、耐震工事をした場合にどれくらい経費がかかるかというご質問でございますが、積算をいたしておりますので詳しい費用についてはわかりませんが、昨年度、昭和47年に建設された金丸小学校の体育館の耐震工事を行っております。耐震工事の費用として約1,000万円かかっております。また、今年度の夏、昭和55年に建築された鳥屋中学校の校舎の耐震工事を行っております。費用として約210万円かかっております。

以上でございます。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 吉田課長、せっかく答弁をされたらしかったんですけれども、私の不注意でまことに申しわけありませんでした。

そこで、今、永源課長が答弁をされたのは金丸小学校と鳥屋中学校。私言ったのは、仮に全校舎を耐震工事をやった場合には大体幾らくらいになるかということをお尋ねしたわけですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（作間七郎君） 永源教育文化課長

教育文化課長（永源 勝君） まだ積算等行っていませんので、今、約幾らかかるとご質問されてもご返事できないのが現状であります。

以上です。

41番（五十嵐三朗君） 平米幾らぐらいとか。

教育文化課長（永源 勝君） いや、ちょっと今、その金額については申し上げることはできません。済いません。

議長（作間七郎君） 五十嵐三朗君

41番（五十嵐三朗君） 非常に難しい質問で、その施設、建物によっても新しい、古し

いというふうなこともありますので、平米幾らというふうなことをお聞きしてもなかなか即答はできないだろうというふうに思います。

先ほど私、冒頭に申し上げましたようにして、せっかく合併をしても、要するに合併前の申し合わせ事項、これをやっぱり守らなければならないというふうに思うのです。しかしながら、いろいろと非常に無理をして、いろんなたくさんの要望が出て、それを積み重ねて予算化をするということになってきますという、佐渡のような例になるのではないかとというふうに思うのです。

したがいまして、今からでも遅くないから、要するに先ほど担当課長も言っておられたようにして、できるだけむだな事業はやらない。そして、あくまでも町長がおっしゃっておられたようにして、本当に住民の立場に立って、住んでよかったという、そういう中能登町を建設するために努力をしていただきたいということを最後をお願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（作間七郎君） 以上で本日の一般質問を終わります。

## 散 会

議長（作間七郎君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、あす22日午後2時より本議場で開会をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時52分 散会

## 平成17年9月22日(木曜日)

### 出席議員(39名)

1番	島田正利	議員	21番	山森功	議員
2番	諏訪良一	議員	23番	奥本吉和	議員
3番	谷口英夫	議員	24番	八尾孝雄	議員
4番	堀江健爾	議員	25番	岡野武夫	議員
5番	宮下為幸	議員	26番	若狭明彦	議員
6番	平岡志朗	議員	27番	岩井礼二	議員
7番	定塚勅男	議員	28番	西村秀博	議員
8番	吉本幹男	議員	29番	坂井幸雄	議員
9番	亀野富二夫	議員	30番	若狭武	議員
10番	出雲英夫	議員	31番	石端勇夫	議員
11番	甲部昭夫	議員	33番	谷晃吉	議員
12番	泉久男	議員	34番	池田茂雄	議員
13番	大森良策	議員	35番	木村武司	議員
14番	藤本一義	議員	36番	田中治夫	議員
15番	古玉栄治	議員	37番	作間七郎	議員
16番	武田純一	議員	38番	杉本平治	議員
17番	河上信男	議員	39番	清水昭	議員
18番	上見健一	議員	40番	合田喜信	議員
19番	伊賀昭治	議員	41番	五十嵐三朗	議員
20番	水野外二	議員			

### 欠席議員(2名)

22番	宮本空伸	議員	32番	小坂博康	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	商工観光課長	古 澤 清 二
教 育 長	水谷内 祝 盛	商工業振興 担当課長	岡 野 昇
参事兼総務課長	小 山 茂 則	上下水道課長	藤 井 博 昭
財政担当課長	澤 伸 一	参事兼住民課長	苗 山 雅 幸
企 画 課 長	吉 田 外喜夫	窓口サービス 担当課長(鹿島)	松 栄 哲 夫
情報担当課長	広 瀬 康 雄	窓口サービス 担当課長(鹿西)	明 星 まさみ
地域振興担当課長	堀 内 浩 一	保健環境課長	金 岩 進
税 務 課 長	林 富 士 雄	福 祉 課 長	大 村 義 一
会 計 課 長	坂 井 信 男	保育担当課長	谷 敏 則
参事兼監理課長	久 保 與 夫	介護担当課長	小 山 三 雄
地籍担当課長	長谷川 良 次	社会福祉協議会 事務局 長	大 森 一 義
シルバー人材センター 事務局 長	八 尾 登喜夫	教育文化課長	永 源 勝
土木建設課長	澤 井 昭 範	文化財担当課長	桜 井 憲 弘
農業土木担当課長	表 辰 祐	生涯学習課長	服 部 顕 了
農 林 課 長	澤 賢 造	スポーツ担当課長	出 雲 修

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 伊佐男	書 記	澤 井 雅 美
書 記	加 賀 忠 夫		



議事日程（第5号）

平成17年9月22日 午後2時開議

日程第1 常任委員会委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 閉会中の継続審査

（追加日程）

日程第4 選挙第6号 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員選挙

日程第5 発議第11号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

日程第6 閉会中の継続調査

午後3時00分 開議

開 議

議長（作間七郎君） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は39人であります。

ただいまから定例会を再開し、本日の会議を開きます。

常任委員会委員長報告

議長（作間七郎君） 日程第1 常任委員会委員長報告

これより、本定例議会より付託をいたしました議案第24号、25号、26号、27号及び陳情第1号の議案4件、陳情1件を一括して議題といたします。

以上の案件の委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 若狭 武君

〔総務常任委員長（若狭 武君）登壇〕

総務常任委員長（若狭 武君） 総務常任委員会での審議の結果をご報告いたします。

本定例会から総務常任委員会に付託を受けました議案2件、陳情1件につきまして、9月15日午後1時30分より、鳥屋庁舎の町社会福祉センターの2階の第2研修室におきまして委員会を開催し、全委員の出席並びに作間議長及び町長、執行部の同席のもと、慎重に審査をいたしました。

その結果に並びに経過につきましてご報告をいたします。

初めに審査の結果ですが、議案第24号の中能登町表彰条例の制定につきましては、執行部からは、旧3町に制定をされていた表彰条例を新町でも速やかに条例化して顕著な功労者の方々への表彰を対応したいとの説明でありました。

これに対しまして、委員会の方々からは、表彰条例が制定されてもその施行規則などの

細則ですね、細かい決まりはどうかという質問がありました。これにつきまして、執行部からは、条例にも定める表彰審議会を議会の代表者も含めて構成し、その審議会で細則案を検討したいとの答弁でございました。

委員会では、条例制定後の細則案などが審議会において検討されました段階におきまして、議会や総務常任委員会に協議をすることを条件として、当委員会で合意に至りました。

続きまして、議案第25号ですが、中能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、町の広報などで今まで公表してきましたものを、県の指導によりまして今回条例化し、適正な公表の措置を講ずるとの執行部からの説明でありました。

最後に陳情第1号ですが、治安維持法国家賠償法制定（仮称）に関する陳情書の取り扱いについてですが、この陳情書の内容をさらに検討する必要があるとの委員会からの意見が多く出されました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔にご報告をさせていただきます。

議案第24号の中能登町表彰条例の制定について及び

議案第25号 中能登町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

以上、議案2件につきましては、全会一致で原案どおり可決をされました。

続きまして、

陳情第1号 治安維持法国家賠償法（仮称）に関する陳情

この陳情につきましては、先ほども言いましたが内容をもう少し検討する必要があるとの委員からの意見が多く出されたため、協議をいたしました結果、全会一致によりまして委員会の継続審査案となりました。

なお、今ほどご報告いたしました件につきましては、お手元に配付してあります審査報

告書のとおりでございます。見ていただきたいと思えます。

以上、簡単ですが総務常任委員会の報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、産業建設常任委員会の委員長報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長 西村秀博君  
〔産業建設常任副委員長（西村秀博君）  
登壇〕

産業建設常任副委員長（西村秀博君） 産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

産業建設常任委員会に付託を受けました議案1件につきましては、去る9月16日午前10時より、鹿島庁舎2階の大ホールにおきまして、宮本委員長の病欠により私が委員長を代行いたしまして、委員10名の出席並びに作間議長、杉本町長及び執行部の同席により委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第26号の中能登町農業委員会委員定数条例の制定につきましては、町内の農地面積及び基準農業者数による定数の政令基準は30人以下と定められ、現在、町では委員が37名です。選挙による委員定数を20人に、また町内1選挙区と定めるもので、現在の委員の在任特例で任期が平成17年11月30日までとなっており、委員定数及び選挙区については新町で定めることになっているため、今回条例案を提出したとの執行部からの説明を受けました。

その他の件といたしまして、4件ほど委員からの申し出がございました。

1件目でございますが、水害により排水修繕などの地元要望におきまして、現地で職員の住民に対する対応がよくなかったとのことで、職員は町並びに町長の顔として襟を正して対応願いたい。

2件目は、荒廃が進む休耕田の雑草が最近特にひどく、草刈りの徹底した指導などを行

っていただきたい。

3件目は、地元からのいろいろな要望事項に対し、その後の経緯や今後の対応などについて、随時地元関係者と連絡を密に願いたい。

4件目としまして、道路路肩の雑草や路肩のり面の木々、竹などの垂れ下がりによる通学路や歩道の危険箇所が多く、事前に調査し、処理願いたい。

以上の申し出に対し、同席された町長初め執行部からは、地域住民の生活と安全を第一に、今後積極的に改善措置を講じたいとの回答をいただきました。

それでは、委員会での審査結果につきまして簡潔にご報告いたします。

議案第26号 中能登町農業委員会委員定数条例の制定の議案1件につきましては、全会一致で原案どおり可決いたしました。

産業建設常任委員会のご報告を終わります。

議長（作間七郎君） 次に、教育常任委員会の委員長報告を求めます。

教育常任委員会委員長 若狭明彦君

〔教育常任委員長（若狭明彦君）登壇〕

教育常任委員長（若狭明彦君） 教育常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

去る9月16日午後3時から、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、作間議長並びに町長、町執行部の同席のもと、委員9名の出席によりまして教育常任委員会を開催いたしました。

本定例会から教育常任委員会に付託を受けました議案1件につきまして執行部からの説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

提案された条例案は、町内の小学校児童で通学距離がおおむね3キロメートル以上で公共交通機関を利用している著しく遠距離通学児童などを対象に、その通学費用の補助を行うもので、現在、鳥屋小学校の廿九日バス停

及び新庄バス停から北陸鉄道バスを利用して  
いる児童を対象に、その定期券購入費の補助  
を10月1日から実施したいとの執行部からの  
説明でした。

そのほかの件といたしまして、町当局から  
能登鹿西ライオンズクラブが創立30周年を記  
念して鹿西小学校へ9月下旬にオオケヤキを  
寄附し、校庭に植樹されることになったとの  
報告がありました。

また、委員からは、旧鹿島町で開催されて  
いました石動山マラソンを今後も継続して開  
催してほしいとの意見や、ことし10月に開催  
予定の中能登スポーツ・レクリエーション  
2005のスポーツ交流もよいのですが、町内の  
老若男女が気軽に参加し、体力づくりが行え  
るような祭典も今後計画してほしいとの意見  
がございました。

それでは、付託されました議案の審査結果  
につきまして簡潔にご報告いたします。

審査の結果、

議案第27号 中能登町立小学校児童の通学  
費補助に関する条例の制定についての議案1  
件につきましては、全会一致にて原案どおり  
可決いたしました。

報告しました審査結果につきましては、お  
手元に配付済みの委員会審査報告書のとおり  
であります。

以上、簡単ではございますが、教育常任委  
員会の報告を終わります。

質疑・討論・採決

議長（作間七郎君） 日程第2 質疑・討  
論・採決

委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括の質疑を  
行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

続いて、上程議案 報告第31号 専決処分  
の承認を求めることについての討論を行いま  
す。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、  
討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

報告第31号は、原案のとおり決定すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致です。よっ  
て、報告第31号は原案のとおり承認可決され  
ました。

議長（作間七郎君） 続いて、付託議案  
議案第24号、第25号、第26号、第27号の条例  
制定議案4件の討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、  
討論を終結いたします。

これより付託議案、議案4件を一括して採  
決を行います。これにご異議ございません  
か。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めま  
す。

お諮りいたします。

議案第24号、第25号、第26号、第27号の議  
案4件についての委員長報告は、いずれも全  
会一致で原案のとおり可決であります。委員  
長報告のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めま  
す。よって、議案第24号、議案第25号、議案  
第26号、議案第27号の議案4件は、いずれも  
原案のとおり可決することに決定されまし  
た。

議長（作間七郎君） なお、陳情第1号についての報告は継続審査であります。

議長（作間七郎君） 続いて、議案第28号から議案第31号までの平成17年度各会計補正予算の議案4件についての一括しての討論を行います。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、議案第28号 平成17年度中能登町一般会計補正予算について採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 全会一致であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（作間七郎君） 次に、議案第29号、30号、31号の中能登町特別会計補正予算3件について一括して採決いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第29号、30号、31号の特別会計補正予算議案3件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29、30、31号の議案3件については、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（作間七郎君） 次に、6月定例会に委員会付託し、継続審査となっております

請願第3号 乳幼児医療費助成の国保国庫負担の減額調整の廃止を求める国への意見書採択を求める請願についての委員会における審査の過程及び結果について民生常任委員会の委員長報告を求めます。

民生常任委員会委員長 杉本平治君

〔民生常任委員長（杉本平治君）登壇〕

民生常任委員長（杉本平治君） 民生常任委員会の報告を行います。

9月16日午後1時30分より、鹿西庁舎3階の301会議室におきまして、委員9人の出席のもと民生常任委員会を開催し、第3回定例会、6月定例会から当委員会に付託され、継続審査となっております請願1件につきまして、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の結果につきまして簡潔に報告いたします。

審査の結果、請願第3号 乳幼児医療費助成の国保国庫負担の減額調整（ペナルティ）の廃止を求める国への意見書採択を求める請願につきましては、出席されました委員8人により採決の結果、可否同数になり、私、委員長の裁定によりまして採択といたしました。

以上、簡単でございますが、民生常任委員会の報告を終わる次第であります。

議長（作間七郎君） 委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号は、委員長報告は委員長決裁により原案のとおり採択であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

閉会中の継続審査

議長（作間七郎君） 日程第3 閉会中の継続審査の件

閉会中の付託議案の継続審査の件についてを議題といたします。

決算審査特別委員長 五十嵐三朗君から、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から第29号までの決算認定議案29件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、付託議案29件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

議長（作間七郎君） 5分ほど休憩をいたします。

午後3時25分 休憩

午後3時29分 再開

議長（作間七郎君） 再開をいたします。

追加日程

議長（作間七郎君） 追加日程

日程第4 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員選挙

次に、選挙第6号 七尾鹿島広域圏事務組合の規約の変更に伴う議会議員の選挙を行います。

選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、指名をいたします。

10番 出雲英夫君、32番 小坂博康君、36番 田中治夫君、40番 合田喜信君

以上4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した4名の諸君は七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に当選をされました。

追加日程

議長（作間七郎君） 日程第5 発議第11号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

38番 杉本平治君

〔38番（杉本平治君）登壇〕

38番（杉本平治君） それでは、提出いたします発議第11号の説明を行いたいと思います。

国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をする。

平成17年9月22日

中能登町議会議長 作間七郎殿

提出者 杉本平治、賛成者 武田純一、上見健一、岡野武夫、作間七郎の方々の賛成を得まして提出する次第であります。

以上、意見書を朗読いたしましたして、提案にかえる次第であります。

国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度はすべての都道府県、すべての市区町村において実施されている。その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口でいったん一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払が不要となり、助成制度の主旨が生かせるところから、この方式への改善が求められている。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。これはまた、政府が推進する少子化対策に矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月22日

石川県鹿島郡中能登町議会

提案を終わる次第であります。

議長（作間七郎君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については、即決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は即決することに決定をいたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（作間七郎君） 起立多数です。よって、本案は可決されました。

閉会中の継続調査

議長（作間七郎君） 日程第6 閉会中の継続調査の件

ここで、閉会中の継続調査を議題といたします。

議会運営委員長、総務、民生、産業建設、教育の各常任委員長及び政治倫理特別委員会委員長より、会議規則第75条の規定による所掌事務、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（作間七郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

閉議・閉会

議長（作間七郎君） 以上で本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成17年第5回中能登町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

午後3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 作 間 七 郎

署名議員 亀 野 富二夫

署名議員 出 雲 英 夫